

4.2.6 上水道の整備の状況

調査区域における水道普及率の状況を、表 4.2-37 に示します。

水道普及率は、稲美町、播磨町、加古川市及び高砂市で 100%となっており、その他の神戸市、明石市、姫路市及び太子町でも 99%以上となっています。

表 4.2-37 市町別水道普及率（令和元年度）

市町名	給水人口（人）				管内人口 (B)（人）	普及率 ((A)+(C)) ÷(B)×100	区域外 給水人口 (C)（人）
	上水道	簡易水道	専用水道	計 (A)			
神戸市	1,532,764	1,931	1,004	1,535,699	1,535,886	99.99	
明石市	292,534	—	—	292,534	292,550	99.99	
稲美町	31,115	—	—	31,115	31,115	100.00	
播磨町	33,429	—	—	33,429	33,429	100.00	
加古川市	258,626	4,758	530	263,914	268,642	100.00	4,728
高砂市	98,615	—	—	98,615	93,887	100.00	-4,728
姫路市	533,228	—	173	533,401	535,843	99.54	
太子町	33,247	—	—	33,247	33,379	99.60	

出典：「令和元年度水道施設現況調書」兵庫県ホームページ（令和3年4月現在）

4.2.7 下水道の整備の状況

調査区域における下水道普及率及び生活排水処理率の状況を、表 4.2-38 に示します。

下水道普及率は、稲美町では 80%程度となっており、その他の市町では 90%以上、明石市及び太子町では 99%以上となっています。

表 4.2-38 下水道普及率と生活排水処理率（平成 30 年度末現在）

市町名	下水道普及率 (%)	生活排水処理率 (%)
神戸市	98.8	99.8
明石市	99.6	99.8
稲美町	81.3	98.2
播磨町	97.9	98.1
加古川市	91.3	94.9
高砂市	96.3	98.6
姫路市	92.2	98.4
太子町	99.9	100.0

出典：「各市町の下水道普及率と生活排水処理率（平成 30 年度末）」兵庫県ホームページ（令和3年4月現在）

4.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び

当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する指定地域

調査区域では、表 4.2-39 に示すとおり、全域が「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する指定地域に指定されています。

調査区域は、硫黄酸化物の総量規制地域に指定されていますが、窒素酸化物の総量規制地域の指定はありません。

硫黄酸化物の総量規制基準の基本式は、使用する原燃料が増大するに応じて、排出の許容量が低減するような規制式で表されます。（原燃料使用量方式）

$$Q = a \cdot W^b$$

Q : 排出許容量（単位；温度零度・圧力 1 気圧の状態に換算した m³/h）

W : 特定工場等における全ばい煙発生施設の使用原燃料の量（重油換算、kL/h）

a : 削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数

b : 0.80 以上 1.0 未満で、都道府県知事が定める定数

新設された特定工場等及び増設のあった特定工場等に対しては、一般の総量規制基準より厳しい特別の総量規制基準が適用できます。

$$Q = a \cdot W^b + r \cdot a \{ (W + W_i)^b - W^b \}$$

W_i : 都道府県知事が定める日以後に特定工場等に新設又は増設される全ばい煙発生施設において使用される原燃料の量

r : 0.3 以上 0.7 以下の範囲内で定める定数

さらに、総量規制基準の対象外となる小規模な工場等については、燃料使用基準（工場単位の基準）が定められており、重油その他の石油系燃料について、硫黄分を都道府県知事が定めます。

表 4.2-39 総量規制基準・燃料使用基準（硫黄酸化物）

適用地域	規制値
神戸市	① $Q = 3.49W^{0.85}$ ② $Q = 3.49W^{0.85} + 0.3 \times 3.49\{(W + W_i)^{0.85} - W^{0.85}\}$ ③ 0.66%以下
姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く。）、太子町	① $Q = 3.51W^{0.85}$ ② $Q = 3.51W^{0.85} + 0.3 \times 3.51\{(W + W_i)^{0.85} - W^{0.85}\}$ ③ 0.67%以下
明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	① $Q = 3.69W^{0.85}$ ② $Q = 3.69W^{0.85} + 0.3 \times 3.69\{(W + W_i)^{0.85} - W^{0.85}\}$ ③ 0.70%以下

注1) ①：総量規制基準、②：特別総量規制基準、③燃料使用基準

注2) ①及び②は、設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において、定格で使用される原料及び燃料の量を重油に換算した量が1時間あたり0.3kL以上のものについて適用される。

③は、上記の合計量が1時間あたり0.3kL未満の工場等について適用される。

出典：「大気汚染防止法等について」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 6 条第 1 項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第 8 条第 1 項に規定する粒子状物質対策地域

調査区域では、稲美町及び姫路市のうち旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く地域が、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第 8 条第 1 項に規定する粒子状物質対策地域に指定されています。

3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和 55 年法律第 34 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

4) 自然公園法第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園、同条第 2 項の規定により指定された国定公園又は同法第 72 条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

調査区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園、同条第 2 項の規定により指定された国定公園又は同法第 72 条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域はありません。

5) 自然環境保全法第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第 45 条第 1 項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域

調査区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第 45 条第 1 項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域の指定はありません。

6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）第 11 条 2 に基づく世界遺産のうち、自然遺産の区域はありません。

7) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域

調査区域には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和 42 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項の規定による近郊緑地保全区域の指定はありません。

8) 都市緑地法第 5 条第 1 項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項の規定による緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定による特別緑地保全地区の指定はありません。

9) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定による生息地等保護区の指定はありません。

10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

調査区域には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定による鳥獣保護区が 7 箇所あります。

都市計画対象道路事業実施区域には、天満大池鳥獣保護区及び仁寿山鳥獣保護区があります。

指定状況を表 4.2-40 に、位置を図 4.2-18 に示します。

表 4.2-40 鳥獣保護区

番号	名称	所在地	区域内/外 ^{注)}
1	稲美北部鳥獣保護区	稲美町	外
2	稲美中部鳥獣保護区	稲美町	外
3	天満大池鳥獣保護区	稲美町	内
4	仁寿山鳥獣保護区	姫路市	内
5	姫路市鳥獣保護区	姫路市	外
6	桜山鳥獣保護区	姫路市、太子町	外
7	京見山鳥獣保護区	姫路市	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「兵庫県鳥獣保護区等位置図（令和 2 年度）」兵庫県ホームページ
（令和 3 年 4 月現在）

凡例	
記号	種別
	鳥獣保護区
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「兵庫県鳥獣保護区等位置図（令和2年度）」兵庫県ホームページ（令和3年4月現在）

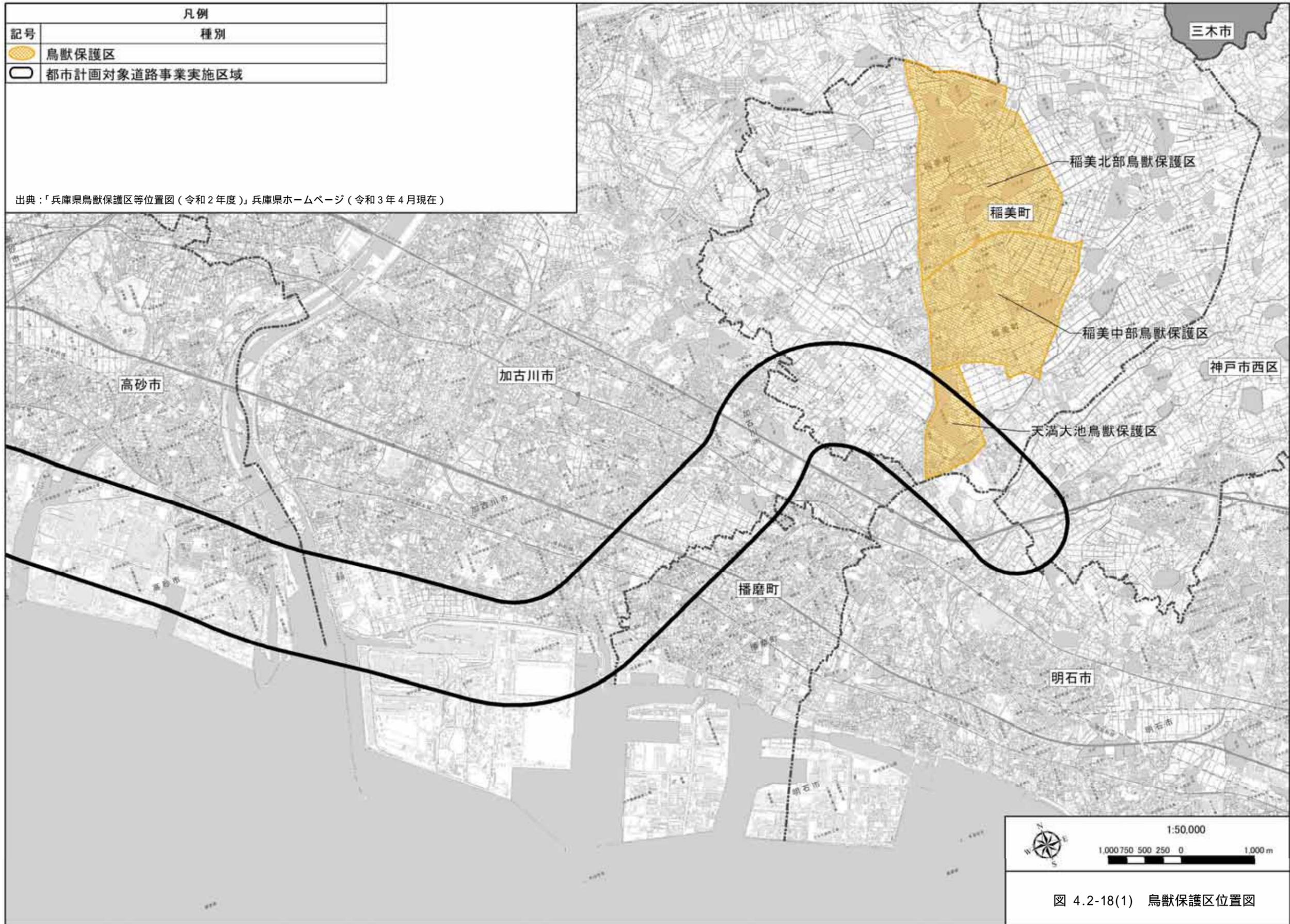
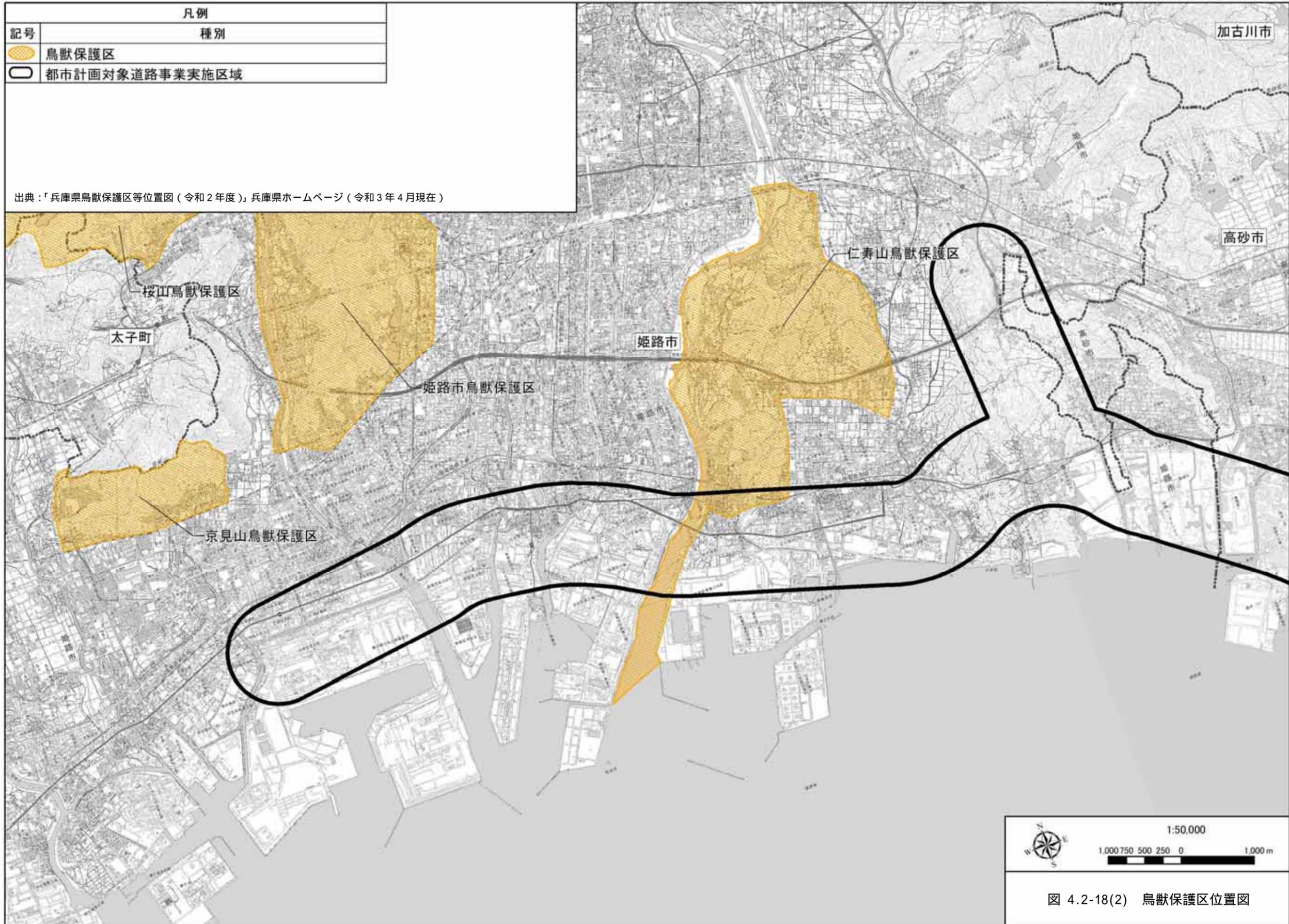


図 4.2-18(1) 鳥獣保護区位置図



11) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域

調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年条約第 28 号) 第 2 条 1 の規定による重要な湿地の指定はありません。

12) 文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)

調査区域には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 第 109 条第 1 項の規定により指定された名勝はありませんが、国により登録された名勝、国・県・市町により指定又は登録された史跡及び天然記念物があります。名勝の指定・登録状況は表 4.2-41 及び図 4.2-19 に、史跡の指定・登録状況及び「高砂市ふるさと文化財登録制度」における史跡を表 4.2-42 及び図 4.2-20 に、天然記念物の指定状況は「4.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」の表 4.1-50 及び図 4.1-19 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、天然記念物及び登録記念物(名勝)はありませんが、記念物(史跡)として国指定の「大中遺跡」、兵庫県指定の「高砂堀川湊及び工楽松右衛門旧宅」、播磨町指定の「ジョセフ・ヒコによる両親と家族の墓(通称「横文字の墓」)」、高砂市指定の「藤の井」があります。

また、調査区域における「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 第 27 条第 2 項に基づき国宝に指定される建造物は表 4.2-43 及び図 4.2-21 に、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 第 27 条第 1 項又は各市町条例に基づく有形文化財及び「高砂市ふるさと文化財登録制度」における建造物は表 4.2-44 及び図 4.2-22 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、国宝に指定される建造物はありませんが、有形文化財(建造物)として、県指定の「十輪寺本堂」、稲美町指定の「鳥居」、高砂市指定の「延命寺織部灯笼」、「十輪寺山門」、「庫裏・大玄関・小玄関」及び「申義堂」、姫路市指定の「松原八幡神社楼門」、国登録の「多木浜洋館(主屋、記念碑、石造門、煉瓦塀)」、「花井家住宅主屋」、「松宗蔵」、「大崎家住宅主屋」、「旧高砂銀行本店(高砂商工会議所会館)」、「旧高砂運通本社屋」及び「旧高砂消防会館・南本町巡查派出所」があります。

さらに、調査区域における「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 第 93 条第 1 項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況は、表 4.2-45 及び図 4.2-23 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地があります。

表 4.2-41 登録記念物(名勝)の状況

番号	区分	名称	住所	区域内/外 ^{注2)}
1	国登録	梶原氏(西梶原)庭園	姫路市大塩町 457	外

注 1) 表中の番号は図 4.2 19 に対応

注 2) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。

出典：「国指定文化財等データベース」文化庁ホームページ(令和 3 年 4 月現在)

「梶原氏(西梶原)庭園」姫路市ホームページ(令和 3 年 4 月現在)

表 4.2-42 記念物（史跡）及び高砂市ふるさと文化財（史跡）の状況

番号	区分	名称	住所	出典	区域内/ 外 ^{注2)}
1	国指定特別	姫路城跡	姫路市本町 68 他	1,8	外
2	国指定	播州葡萄園跡	加古郡稲美町印南字中場	1,4	外
3	〃	大中遺跡	加古郡播磨町大中 1 丁目	1,5	内
4	〃	西条古墳群（尼塚、行者塚、人塚）	加古川市山手 2 丁目	1,6	外
5	〃	石の宝殿及び竜山石採石遺跡	高砂市阿弥陀町生石、竜山 1 丁目	1,7	外
6	〃	壇場山古墳 第 1・2・3 古墳	姫路市御国野町国分寺	1,8	外
7	〃	播磨国分寺跡	姫路市御国野町国分寺	1,8	外
8	〃	瓢塚古墳	姫路市勝原区丁	1,8	外
9	県指定	愛宕塚古墳	加古郡播磨町北野添 2 丁目 1	1,5	外
10	〃	西条廃寺跡	加古川市西条山手 2 丁目 28	1,6	外
11	〃	高砂堀川湊及び工楽松右衛門旧宅	高砂市高砂町今津町 532	1,7	内
12	〃	下太田廃寺塔跡	姫路市勝原区下太田 93	1,8	外
13	〃	宮山古墳	姫路市四郷町坂元 406	1,8	外
14	〃	見野長塚古墳	姫路市四郷町 281 他	1,8	外
15	〃	見野古墳群	姫路市四郷町見野	1	外
16	〃	黒岡神社古墳	揖保郡太子町太田 917	1,9	外
17	市町指定	横河重陳墓	明石市二見町東二見 1643	3	外
18	〃	幣塚古墳	明石市清水字上野 1275-1	3	外
19	〃	葡萄園池	加古郡稲美町印南 449-2	4	外
20	〃	ジョセフ・ヒコによる両親と家族の墓（通称「横文字の墓」）	加古郡播磨町北本荘 7 丁目 1-33	5	内
21	〃	宮山遺跡	加古川市八幡町上西条 1158-2	6	外
22	〃	教信寺境内	加古川市野口町野口 384、465	6	外
23	〃	藤の井	高砂市北浜町西浜	7	内
24	〃	黒田家廟所	姫路市御国野町御着字城ノ内	8	外
25	〃	見野古墳群	姫路市四郷町見野	8	外
26	〃	黒田職隆廟所	姫路市飾磨区妻鹿字元宮 372 番 1	8	外
27	市認定	野中の清水	神戸市西区岩岡町野中字神出町道下 1517-1	2	外
28	高砂市ふるさと文化財	経政神社	高砂市阿弥陀町	7	外
29	〃	竜ヶ鼻	高砂市伊保東	7	外
30	〃	金時井顕彰碑	高砂市伊保東	7	外
31	〃	渚の井	高砂市伊保	7	外
32	〃	日笠山貝塚	高砂市曾根町	7	外

注 1) 表中の番号は図 4.2-20 に対応

注 2) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：1 「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2 「神戸市内の指定文化財」神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3 「明石の指定・登録文化財（令和 3 年度）」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4 「稲美町指定文化財」稲美町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5 「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

6 「指定・登録文化財一覧（令和 3 年 4 月 1 日現在）」加古川市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

7 「市内の文化財」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

8 「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

9 「太子町の文化財一覧」太子町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-43 有形文化財（国宝）の状況

番号	区分	名称	住所	出典	区域内/外 ^{注2)}
1	国宝	鶴林寺（本堂・太子堂）	加古川市加古川町北在家 424	1,2	外
2	〃	姫路城（西小天守・乾小天守・東小天守・大天守・イ、ロ、ハ、ニの渡櫓）	姫路市本町 68	1,3	外

注1) 表中の番号は図 4.2-21 に対応

注2) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：1「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ（令和3年4月現在）

2「指定・登録文化財一覧（令和3年4月1日現在）」加古川市ホームページ（令和3年4月現在）

3「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-44(1) 有形文化財（建造物）及び高砂市ふるさと文化財（建造物）の状況

番号	区分	名称	住所	出典	区域内/外 ^{注2)}
1	国指定	鶴林寺（鐘楼・常行堂・護摩堂・行者堂）	加古川市加古川町北在家 424	1,5	外
2	〃	姫路城（国宝除く）	姫路市本町 68	1,7	外
3	県指定	住吉神社石造燈籠	明石市魚住町中尾 1031	1,2	外
4	〃	石造五輪塔（西福寺）	明石市魚住町清水 1151	1,2	外
5	〃	阿閑神社本殿	加古郡播磨町本庄 4 丁目 11-21	1,4	外
6	〃	鶴林寺三重塔	加古川市加古川町北在家 424	1,5	外
7	〃	石造宝篋印塔	加古川市加古川町北在家 424	1,5	外
8	〃	鶴林寺仁王門	加古川市加古川町北在家 424	1,5	外
9	〃	石造十一重塔（福田寺）	加古川市加古川町稲屋 607	1,5	外
10	〃	石造宝篋印塔（土山若宮五社大神社）	加古川市平岡町土山 357	1,5	外
11	〃	石造宝篋印塔（安養寺）	加古川市平岡町一色 24	1,5	外
12	〃	石造宝篋印塔（坂元）	加古川市野口町坂元 508-2	1,5	外
13	〃	石造宝篋印塔（良野観音堂）	加古川市野口町良野 1027	1,5	外
14	〃	石造五輪塔（教信寺）	加古川市野口町野口 465	1,5	外
15	〃	石造五輪塔（阿弥陀共同墓地内）	高砂市阿弥陀町共同墓地	1,6	外
16	〃	十輪寺本堂	高砂市高砂町横町 1074	1,6	内
17	〃	石造宝篋印塔（時光寺）	高砂市時光寺町 12-18	1,6	外
18	〃	旧入江家住宅	高砂市曾根町 493	1,6	外
19	〃	石造五輪塔（仏心寺）	姫路市別所町小林 279	1,7	外
20	〃	石造宝篋印塔（国分寺）	姫路市御国野町国分寺 121	1,7	外
21	〃	石造鳥居（射楯兵主神社）	姫路市総社本町 190	1,7	外
22	〃	本徳寺大広間	姫路市亀山 324	1,7	外
23	〃	本徳寺経堂	姫路市亀山 324	1,7	外
24	〃	本徳寺本堂	姫路市亀山 324	1,7	外
25	〃	本徳寺庫裏	姫路市亀山 324	1,7	外
26	〃	本徳寺大門 附棟札	姫路市亀山 324	1,7	外

注1) 表中の番号は図 4.2-22 に対応

注2) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：1「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ（令和3年4月現在）

2「明石の指定・登録文化財（令和3年度）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）

3「稲美町指定文化財」稲美町ホームページ（令和3年4月現在）

4「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ（令和3年4月現在）

5「指定・登録文化財一覧（令和3年4月1日現在）」加古川市ホームページ（令和3年4月現在）

6「市内の文化財」高砂市ホームページ（令和3年4月現在）

7「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-44(2) 有形文化財（建造物）及び高砂市ふるさと文化財（建造物）の状況

番号	区分	名称	住所	出典	区域内/外 ^{注2)}
27	県指定	魚吹八幡神社摂社敷島神社本殿	姫路市網干区宮内 193	1,7	外
28	〃	魚吹八幡神社楼門 附修理棟札	姫路市網干区宮内 193	1,7	外
29	市町指定	住吉神社楼門	明石市魚住町中尾 1031	2	外
30	〃	五輪塔（中村）	加古郡稲美町中村 13	3	外
31	〃	五輪塔（国安）	加古郡稲美町国安 328	3	外
32	〃	宝篋印塔	加古郡稲美町国安 328	3	外
33	〃	鳥居	加古郡稲美町六分一 348	3	内
34	〃	石造宝篋印塔	加古郡播磨町大中 2 丁目 6-12	4	外
35	〃	三界萬霊地藏尊	加古郡播磨町西野添 3 丁目 8-16	4	外
36	〃	魚介類供養塔	加古郡播磨町本荘 2 丁目 16-18	4	外
37	〃	平木橋	加古川市野口町水足前ノ池	5	外
38	〃	陣屋	加古川市加古川町寺家町 315 番地	5	外
39	〃	延命寺織部灯籠	高砂市高砂町横町	6	内
40	〃	十輪寺山門	高砂市高砂町横町	6	内
41	〃	庫裏・大玄関・小玄関	高砂市高砂町横町	6	内
42	〃	申義堂	高砂市高砂町横町	6	内
43	〃	石造十三層塔（大福寺境内）	高砂市荒井町小松原	6	外
44	〃	美雄弥神社	高砂市荒井町千鳥	6	外
45	〃	石灯籠	高砂市米田町米田	6	外
46	〃	石造五輪塔（大日寺境内）	高砂市阿弥陀町阿弥陀	6	外
47	〃	時光寺山門	高砂市時光寺町	6	外
48	〃	石造九層塔（時光寺境内）	高砂市時光寺町	6	外
49	〃	旧入江家織部灯籠	高砂市曾根町	6	外
50	〃	旧岸本家織部灯籠	高砂市高砂町横町	6	外
51	〃	曾根天満宮石橋	高砂市曾根町	6	外
52	〃	曾根天満宮随神門	高砂市曾根町	6	外
53	〃	黒岩十三仏（磨崖仏）	高砂市曾根町	6	外
54	〃	福泊神社本殿	姫路市の形町福泊 402	7	外
55	〃	松原八幡神社楼門	姫路市白浜町甲 396	7	内
56	〃	亀山本徳寺	姫路市亀山 324	7	外
57	〃	魚吹八幡神社本殿	姫路市網干区宮内 193	7	外
58	〃	誠塾	姫路市網干区新在家 1396	7	外
59	〃	大覚寺境内建造物	姫路市網干区興浜 151	7	外
60	〃	龍門寺伽藍内建築 附龍門寺上 祠堂明和三年棟札	姫路市網干区浜田 812	7	外

注 1) 表中の番号は図 4.2-22 に対応

注 2) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：1「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「明石の指定・登録文化財（令和 3 年度）」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「稲美町指定文化財」稲美町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「指定・登録文化財一覧（令和 3 年 4 月 1 日現在）」加古川市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

6「市内の文化財」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

7「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-44 (3) 有形文化財(建造物)及び高砂市ふるさと文化財(建造物)の状況

番号	区分	名称	住所	出典	区域内/外 ^{注2)}
61	国登録	梅谷家住宅(主屋、離れ、北塀及び西塀)	加古郡播磨町宮北1丁目408-5	1,4	外
62	"	多木浜洋館(主屋、記念碑、石造門、煉瓦塀)	加古川市別府町東町174	1,5	内
63	"	大歳家住宅(主屋、東什器蔵、西什器蔵、離屋、隠居部屋、長屋・長屋門、茶室、米蔵、穀物蔵)	加古川市別府町新野辺881	1,5	外
64	"	尾上神社(本殿、拝殿、幣殿、隋身門)	加古川市尾上町長田518番地	1,5	外
65	"	泊神社(本殿、末社住吉神社本殿、末社種子神社本殿、末社熊野神社本殿、幣殿、太鼓蔵、能舞台、神楽殿)	加古川市加古川町木村658	1,5	外
66	"	神田家住宅洋館	加古川市加古川町本町字北側444-3	1,5	外
67	"	旧朝日町浄水場配水塔	高砂市高砂町朝日町1-2-1	1,6	外
68	"	花井家住宅主屋	高砂市高砂町字高瀬町1511	1,6	内
69	"	松宗蔵	高砂市高砂町字東浜町1252他	1,6	内
70	"	大崎家住宅主屋	高砂市高砂町字藍屋町1667	1,6	内
71	"	旧高砂銀行本店(高砂商工会議所会館)	高砂市高砂町北本町1104	1,6	内
72	"	旧高砂通運本社屋	高砂市高砂町字鍛冶屋町1396	1,6	内
73	"	旧高砂消防会館・南本町巡查派出所	高砂市高砂町南本町914	1,6	内
74	"	土田家住宅(旧魚橋郵便局舎、離れ、門及び塀)	高砂市阿弥陀町魚橋1667	1,6	外
75	"	梶原家住宅(主屋、土蔵)	姫路市大塩町117-2	1,7	外
76	"	梶原家住宅(主屋、北離座敷、茶室、下腹雪隠、祠、南離座敷、茶室しづの舎、内腰掛待合、中門、内大蔵、現像室、内蔵、古書倉、米蔵、隅蔵、大工倉、納屋、外便所、管理人部屋、表門)	姫路市大塩町字宮之本457	1,7	外
77	"	本徳寺中宗堂	姫路市亀山324	1,7	外
78	"	姫路市立美術館(旧第十師団兵器庫)	姫路市本町68-25	1,7	外
79	"	芥田家住宅(主屋、土蔵、離れ座敷兼土蔵)	姫路市野里寺町24番地	1,7	外
80	"	上月家住宅(主屋、北離座敷、西離座敷、茶室、待合、土蔵、表門)	姫路市坊主町37-7	1,7	外

注1) 表中の番号は図4.2-22に対応

注2) 区域内/外: 都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。

出典: 1「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ(令和3年4月現在)

2「明石の指定・登録文化財(令和3年度)」明石市ホームページ(令和3年4月現在)

3「稲美町指定文化財」稲美町ホームページ(令和3年4月現在)

4「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ(令和3年4月現在)

5「指定・登録文化財一覧(令和3年4月1日現在)」加古川市ホームページ(令和3年4月現在)

6「市内の文化財」高砂市ホームページ(令和3年4月現在)

7「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ(令和3年4月現在)

表 4.2-44 (4) 有形文化財(建造物)及び高砂市ふるさと文化財(建造物)の状況

番号	区分	名称	住所	出典	区域内/外 ^{注2)}
81	〃	魚橋呉服店(店舗兼主屋、南主屋、北土蔵、南土蔵)	姫路市威徳寺町51番地1、50番地	1,7	外
82	〃	魚橋家住宅(内蔵、外蔵)	姫路市威徳寺町88番地、81番地2	1,7	外
83	〃	魚橋家住宅(主屋、離れ座敷)	姫路市威徳寺町24番地、23番地2	1,7	外
84	国登録	加藤家住宅(主屋、離れ座敷、内蔵、濱座敷、鎮守社、長屋門、湯殿及び雪隠、西塀)	姫路市網干区余子浜字船渡53-1	1,7	外
85	県登録	茨木酒造	明石市魚住町西岡1377	1,2	外
86	高砂市ふるさと文化財	石造地藏菩薩坐像(川地藏)	高砂市高砂町藍屋町	6	外
87	〃	観月碑・弥兵衛塔	高砂市米田町米田	6	外
88	〃	網堂の石棺仏	高砂市伊保東	6	外

注1) 表中の番号は図4.2-22に対応

注2) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。

出典：1「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ(令和3年4月現在)

2「明石の指定・登録文化財(令和3年度)」明石市ホームページ(令和3年4月現在)

3「稲美町指定文化財」稲美町ホームページ(令和3年4月現在)

4「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ(令和3年4月現在)

5「指定・登録文化財一覧(令和3年4月1日現在)」加古川市ホームページ(令和3年4月現在)

6「市内の文化財」高砂市ホームページ(令和3年4月現在)

7「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ(令和3年4月現在)

表 4.2-45(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
19001	印籠池遺跡	外	20377	蒲田遺跡	外
19004	神出古窯址群	外	20378	山所群集墳1号墳	外
19235	広谷遺跡	外	20379	山所群集墳2号墳	外
19247	大久保古窯址群	内	20380	山所群集墳3号墳	外
20106	青山2号窯跡	外	20381	山所群集墳4号墳	外
20107	青山3号窯跡	外	20382	山所群集墳5号墳	外
20108	青山4号窯跡	外	20383	山所群集墳6号墳	外
20109	青山5号窯跡	外	20384	山所群集墳7号墳	外
20110	青山6号窯跡	外	20385	山所群集墳8号墳	外
20111	青山7号窯跡	外	20386	山所遺跡	外
20112	青山8号窯跡	外	20387	山所廃寺	外
20113	出屋敷遺跡	外	20388	山所南遺跡	外
20169	姫路城城下町跡	外	20389	山崎城跡	外
20171	富士才遺跡	外	20390	稚児ヶ淵1号墳	外
20172	野里門下層遺跡	外	20391	稚児ヶ淵2号墳	外
20262	上原田遺跡	外	20392	付城山群集墳1号墳	外
20263	上原田廃寺	外	20393	付城山群集墳2号墳	外
20264	長谷遺跡	外	20394	付城山群集墳3号墳	外
20265	小川廃寺	外	20395	付城山群集墳4号墳	外
20322	檀特山遺跡	外	20396	付城山遺跡	外
20324	下太田遺跡	外	20397	辻垣内遺跡	外
20325	下太田廃寺	外	20398	歌野橋遺跡	外
20326	ツクワ遺跡	外	20399	英賀城跡	内
20327	丁、柳ヶ瀬遺跡	外	20400	城田付城構跡	外
20338	和久遺跡	外	20401	栗木遺跡	外
20339	坂出遺跡	外	20402	加茂遺跡	外
20340	茶屋遺跡	外	20403	石ヤ田遺跡	外
20341	山戸遺跡	外	20404	構石田遺跡	外
20342	南山戸遺跡	外	20405	今在家平塚遺跡	外
20343	魚吹津構跡	外	20406	タテノ遺跡	外
20344	古網干遺跡	外	20407	坂川遺跡	外
20345	辺作遺跡	外	20408	南雲遺跡	外
20346	山戸4号墳	外	20409	構遺跡	外
20347	山戸1号墳	外	20410	真福寺遺跡	外
20348	薬司古墳	外	20411	大塚遺跡	外
20349	丁古墳群1号墳	外	20412	大町遺跡	外
20350	丁古墳群2号墳	外	20413	東久保遺跡	外
20351	丁山頂古墳	外	20414	長越遺跡	外
20352	丁古墳群3号墳	外	20415	邸東遺跡	外
20353	丁古墳群4号墳	外	20416	西久保遺跡	外
20354	丁古墳群5号墳	外	20417	中地天神遺跡	外
20355	勝山町古墳群1号墳	外	20418	権現遺跡	外
20356	勝山町古墳群2号墳	外	20419	中ノ町遺跡	外
20357	勝山町古墳群3号墳	外	20420	大石橋遺跡	外
20358	勝山町古墳群4号墳	外	20421	辻堂遺跡	外
20359	勝山町古墳群5号墳	外	20422	鹿谷道遺跡	外
20360	則直1号墳	外	20423	出手遺跡	外
20361	則直2号墳	外	20424	横枕遺跡	外
20362	京見山才1号墳	外	20425	東川遺跡	外
20364	京見山才3号墳	外	20426	石田遺跡	外
20365	京見山才4号墳	外	20427	カスカエ遺跡	外
20366	京見山才5号墳	外	20428	飯田カスカエ遺跡	外
20367	下野1号墳	外	20429	大鳥遺跡	外
20368	京見山才山頂第1列石群	外	20430	笹山田遺跡	外
20369	京見山才山頂第2列石群	外	20431	善慶田遺跡	外
20370	京見山才山頂第1号墳	外	20432	畑田遺跡	外
20371	京見山才山頂第2号墳	外	20433	石ヶ坪遺跡	外
20372	京見山才山頂箱式棺群	外	20434	三宅遺跡	外
20373	才村古墳	外	20435	竹の前遺跡	外
20374	才構跡	外	20436	浜田遺跡	外
20375	才村遺跡	外	20437	古屋敷遺跡	外
20376	蒲田城跡	外	20438	生矢神社裏遺跡	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-45(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

c	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
20439	小山遺跡	外	20504	オギ古墳	外
20440	黒表遺跡	外	20505	見野群集墳1号墳	外
20441	橋詰遺跡	外	20506	阿保百穴群集墳1号墳	外
20442	手柄山北丘群集墳2号墳	外	20507	小富士山遺跡	外
20443	手柄山北丘頂上古墳	外	20508	仁寿山1号墳	外
20444	山崎遺跡	外	20509	仁寿山山頂遺跡	外
20445	堂田遺跡	外	20510	河合寸翁墓所	外
20446	八反長遺跡	外	20511	梅ヶ枝墓地前古墳	外
20447	丁田遺跡	外	20512	打越山古墳	外
20448	法輪寺山遺跡	外	20513	仁寿山校跡	外
20449	村前遺跡	外	20514	奥山大塚古墳	外
20450	四ッ池遺跡	外	20515	兼田丸山古墳	外
20451	町田遺跡	外	20516	兼田6号墳	外
20452	土山遺跡	外	20517	才田遺跡	外
20453	千代田遺跡	外	20518	国府山城跡、甲山遺跡	外
20454	村淵遺跡	外	20519	ヒジ倉遺跡	外
20455	君田遺跡	外	20520	西通り遺跡	内
20456	南畝町遺跡	外	20521	甲山経塚跡	外
20457	豊沢遺跡	外	20522	御旅山1号墳	外
20458	北条遺跡	外	20523	御旅山2号墳	外
20459	豆腐町遺跡	外	20524	御旅山3号墳	外
20460	朝日町遺跡	外	20525	御旅山4号墳	外
20461	神屋町遺跡	外	20526	御旅山5号墳	外
20462	市之郷遺跡	外	20527	御旅山6号墳	外
20463	市之郷廃寺	外	20528	御旅山7号墳	外
20464	駅前町遺跡	外	20529	御旅山8号墳	外
20465	本町遺跡	外	20530	御旅山9号墳	外
20466	阿保構跡	外	20531	御旅山12号墳	外
20467	八重鉢山構跡	外	20532	御旅山13号墳	外
20468	坂元山1号墳	外	20533	冬木遺跡	外
20469	坂元山2号墳	外	20534	継遺跡	外
20470	坂元山3号墳	外	20535	東山焼窯跡	外
20471	坂元山4号墳	外	20536	的形大鳥遺跡	内
20472	坂元山5号墳	外	20537	北山河遺跡	内
20473	坂元山7号墳	外	20538	的形城跡	内
20474	坂元山8号墳	外	20539	赤坂城跡	内
20475	坂元山9号墳	外	20540	丸山古墳	外
20476	坂元山10号墳	外	20541	八家遺跡	内
20477	宮山古墳	外	20542	南山田遺跡	内
20478	坂元山南麓遺跡	外	20543	えびす島遺跡	内
20479	坂元山遺跡	外	20544	木場山群集墳1号墳	外
20480	上鈴山古墳	外	20545	木場山群集墳2号墳	外
20481	中鈴山古墳	外	20546	木場山群集墳3号墳	外
20482	播磨国分寺跡	外	20547	木場山群集墳4号墳	外
20483	播磨国分尼寺跡	外	20548	福泊城跡	外
20484	播磨国分尼寺周辺遺跡	外	20555	志吹池窯跡	外
20488	山之越古墳(第3古墳)	外	20559	新池遺跡	外
20489	国分寺台地遺跡	外	20560	東芝崎遺跡	外
20490	国分寺構跡	外	20561	別所村前遺跡	外
20491	御着城跡	外	20562	志ノ坪遺跡	外
20492	妙見神社遺跡	外	20563	東壇遺跡	外
20493	真福寺西方遺跡	外	20564	別所構跡	外
20494	前東代遺跡	外	20565	別所山1号墳	外
20495	大村千軒遺跡	外	20566	別所山2号墳	外
20496	桶山陣跡	内	20567	別所裏山古墳	外
20497	火山群集墳1号墳	内	20568	北宿遺跡	外
20498	本郷遺跡	外	20569	大塩遺跡	外
20499	見野遺跡	外	20570	高木遺跡	外
20500	長塚古墳	外	20571	阿保遺跡第1地点	外
20501	見野廢寺	外	20573	阿保遺跡第2地点	外
20502	東土居遺跡	外	20574	村東遺跡	外
20503	大鳥古墳	外	20575	大浄口遺跡	外

注) 区域内/外: 都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。

出典: 「兵庫県遺跡地図」 兵庫県立考古博物館ホームページ(令和3年4月現在)

表 4.2-45(3) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
20576	豆田遺跡	外	20801	仁寿山4号墳	外
20577	南通り遺跡	内	20802	仁寿山5号墳	外
20578	池ノ下遺跡	外	20803	仁寿山6号墳	外
20579	阿保下長、永河原遺跡	外	20804	仁寿山7号墳	外
20580	市之郷長堤遺跡	外	20805	仁寿山8号墳	外
20581	山戸2号墳	外	20806	仁寿山9号墳	外
20582	山戸3号墳	外	20807	仁寿山10号墳	外
20583	山戸5号墳	外	20808	仁寿山11号墳	外
20584	山戸6号墳	外	20809	仁寿山12号墳	外
20585	山戸7号墳	外	20810	仁寿山13号墳	外
20586	山戸8号墳	外	20811	仁寿山14号墳	外
20587	山戸9号墳	外	20812	仁寿山15号墳	外
20588	山戸10号墳	外	20813	仁寿山16号墳	外
20589	山戸11号墳	外	20852	青山群集墳1号墳	外
20590	山戸12号墳	外	20853	青山群集墳2号墳	外
20591	山戸13号墳	外	20854	青山群集墳3号墳	外
20592	山戸14号墳	外	20855	青山群集墳4号墳	外
20593	山戸15号墳	外	20856	青山群集墳5号墳	外
20594	山戸16号墳	外	20857	青山群集墳6号墳	外
20595	山戸17号墳	外	20858	青山群集墳7号墳	外
20596	山戸18号墳	外	20872	手柄山北丘遺跡	外
20760	下野2号墳	外	20873	手柄山北丘群集墳1号墳	外
20761	下野3号墳	外	20874	手柄山北丘群集墳3号墳	外
20762	下野4号墳	外	20875	手柄山北丘群集墳4号墳	外
20763	下野5号墳	外	20876	手柄山北丘群集墳5号墳	外
20764	下野6号墳	外	20877	手柄山北丘群集墳6号墳	外
20765	付城山群集墳5号墳	外	20878	手柄山北丘群集墳7号墳	外
20766	付城山群集墳6号墳	外	20879	手柄山北丘群集墳8号墳	外
20767	付城山群集墳7号墳	外	20880	手柄山北丘群集墳9号墳	外
20768	付城山群集墳8号墳	外	20881	手柄山北丘群集墳10号墳	外
20769	火山群集墳2号墳	内	20882	手柄山北丘群集墳11号墳	外
20770	火山群集墳3号墳	内	20883	手柄山北丘群集墳12号墳	外
20771	火山群集墳4号墳	内	20884	手柄山南丘遺跡	外
20772	火山群集墳5号墳	内	20885	手柄山南丘群集墳1号墳	外
20773	火山群集墳6号墳	内	20886	手柄山南丘群集墳2号墳	外
20774	火山群集墳7号墳	内	20887	手柄山南丘群集墳3号墳	外
20775	火山群集墳8号墳	内	20888	手柄山南丘群集墳4号墳	外
20776	火山群集墳9号墳	内	20889	兼田遺跡	外
20777	火山群集墳10号墳	外	20890	兼田1号墳	外
20778	見野群集墳2号墳	外	20891	兼田2号墳	外
20779	見野群集墳3号墳	外	20892	兼田3号墳	外
20780	見野群集墳4号墳	外	20893	兼田4号墳	外
20781	見野群集墳5号墳	外	20894	兼田5号墳	外
20782	見野群集墳6号墳	外	20895	奥山2号墳	外
20783	見野群集墳7号墳	外	20896	大島2号墳	外
20784	阿保百穴群集墳2号墳	外	20897	飾磨高等学校周辺遺跡	外
20785	阿保百穴群集墳3号墳	外	20898	御旅山14号墳	外
20786	阿保百穴群集墳4号墳	外	20899	大塩古墳	外
20787	阿保百穴群集墳5号墳	外	20907	青山1号窠跡	外
20788	阿保百穴群集墳6号墳	外	20910	川島遺跡	外
20789	阿保百穴群集墳7号墳	外	20911	北春日遺跡	内
20790	阿保百穴群集墳8号墳	外	20912	西山遺跡	外
20791	阿保百穴群集墳9号墳	外	20913	峠山遺跡	内
20792	阿保百穴群集墳10号墳	外	20914	西浜遺跡	内
20793	阿保百穴群集墳11号墳	外	20915	北山遺跡A地点	外
20794	阿保百穴群集墳12号墳	外	20916	日の上遺跡	外
20795	阿保百穴群集墳13号墳	外	20917	日笠山1号墳	外
20796	阿保百穴群集墳14号墳	外	20918	日笠山遺跡A地点	外
20797	阿保百穴群集墳15号墳	外	20919	仏心寺境内石棺所在地	外
20798	阿保百穴群集墳16号墳	外	20920	地藏堂石棺所在地	外
20799	仁寿山2号墳	外	20921	御旅山八幡神社御旅所前石棺所在地	外
20800	仁寿山3号墳	外	20922	荒神社境内石棺所在地	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-45(4) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
20923	美土呂公園内石棺所在地	外	40054	金輪寺畑散布地	外
20924	新羅神社前石棺所在地	外	40056	浜散布地	外
20926	光明寺跡	内	40058	魚住古窯中尾川支群1号窯	外
20930	西段遺跡	外	40059	高見散布地	外
20932	家中遺跡	外	40060	皿池遺跡	外
20936	小婦方遺跡	外	40061	出張遺跡	外
20937	宮ノ浦遺跡	外	40062	西島遺跡	外
20940	湯田遺跡	外	40063	赤根川遺跡	外
20943	恵美徳遺跡	外	40067	東原散布地	外
20949	郷着遺跡	外	40068	東原第2散布地	外
40001	池之下散布地	外	40069	皿池ノ下散布地	外
40002	稗沢池古墳	外	40070	嶋道散布地	外
40003	石圃散布地	外	40071	嶋道第2散布地	外
40004	上ノ川散布地	外	40072	嶋道第3散布地	外
40005	岡ノ下散布地	外	40073	嶋道第4散布地	外
40006	高野散布地	外	40074	金ヶ崎粘土採取地	外
40007	源太塚	外	40075	赤根川・金ヶ崎遺跡	外
40008	東山の上古墳	外	40076	赤根川・金ヶ崎窯	外
40009	向之川散布地	外	40077	奈良松散布地	外
40010	佛道散布地	外	40078	奈良松第2散布地	外
40011	池ノ下1号墳	外	40079	奈良松第3散布地	外
40012	池ノ下2号墳	外	40080	大池下散布地	外
40013	荒内散布地	外	40081	大池東散布地	外
40014	今池ノ脇散布地	外	40082	大池東第2散布地	外
40015	今池ノ脇散布地	外	40083	大池東第3散布地	外
40016	東山ノ口散布地	外	40084	西大池散布地	外
40017	山口ノ西散布地	外	40085	片山散布地	外
40018	中ノ池ノ内散布地	外	40086	金ヶ崎遺跡	外
40019	イ子井遺跡	外	40087	文五郎塚古墳	外
40020	イ子井散布地	外	40088	金ヶ崎古墳	外
40021	上村北散布地	外	40089	西脇遺跡	外
40022	村東散布地	外	40090	鳥ヶ谷遺跡	外
40023	東相々散布地	外	40091	宮ノ前散布地	外
40024	瀬戸田散布地	外	40092	報恩寺跡	外
40025	鳥喰西散布地	外	40093	細長散布地	外
40026	鳥喰西第2散布地	外	40094	山ノ下遺跡	外
40027	小池散布地	外	40095	八十島ノ内散布地	外
40028	宮ノ前散布地	外	40096	西脇散布地	外
40029	西宿散布地	外	40097	主池遺跡	外
40030	向井散布地	外	40098	喰ヶ池遺跡	外
40031	上北代散布地	外	40126	江井島散布地	外
40032	清水新田窯跡	内	40127	西八木遺跡	外
40033	幣塚古墳	外	40210	村ノ北遺跡	外
40034	奥辻ヶ内散布地	外	40211	鴨谷池古窯跡群2号窯	外
40035	新池ノ内散布地	外	40212	鴨谷池古窯跡群3号窯	外
40036	北浦池古墳	外	40213	鴨谷池古窯跡群4号窯	外
40037	宮東散布地	外	40214	鴨谷池古窯跡群5号窯	外
40038	長坂寺遺跡	外	40215	鴨谷池古窯跡群6号窯	外
40039	鴨谷池古窯跡群1号窯	外	40216	鴨谷池古窯跡群7号窯	外
40040	中尾新田古墳	外	40217	鴨谷池古窯跡群8号窯	外
40041	錦が丘古墳	外	40218	鴨谷池古窯跡群9号窯	外
40042	錦が丘散布地	外	40219	鴨谷池古窯跡群10号窯	外
40043	錦が丘第2散布地	外	40220	鴨谷池古窯跡群11号窯	外
40044	寺山遺跡	外	40236	魚住古窯中尾川支群2号窯	外
40045	寺山古墳	外	40237	魚住古窯中尾川支群3号窯	外
40046	龍池ノ下散布地	外	40238	魚住古窯中尾川支群4号窯	外
40047	龍池ノ下第2散布地	外	40239	魚住古窯中尾川支群5号窯	外
40048	五反田散布地	外	40240	魚住古窯中尾川支群6号窯	外
40049	五反田第2散布地	外	40241	魚住古窯中尾川支群7号窯	外
40050	西見里散布地	外	40242	魚住古窯中尾川支群8号窯	外
40051	栗林散布地	外	40243	魚住古窯中尾川支群9号窯	外
40052	大溝ノ上散布地	外	40244	魚住古窯中尾川支群10号窯	外

注) 区域内/外: 都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。

出典: 「兵庫県遺跡地図」 兵庫県立考古博物館ホームページ(令和3年4月現在)

表 4.2-45(5) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
40245	魚住古窯中尾川支群11号窯	外	110055	宮山1号墳	外
40246	魚住古窯中尾川支群12号窯	外	110056	宮山2号墳	外
40247	魚住古窯中尾川支群13号窯	外	110057	宮山3号墳	外
40248	魚住古窯中尾川支群14号窯	外	110058	宮山4号墳	外
40249	魚住古窯中尾川支群15号窯	外	110059	宮山5号墳	外
40250	魚住古窯中尾川支群16号窯	外	110060	宮山6号墳	外
40251	魚住古窯中尾川支群17号窯	外	110062	西条1号墳	外
40252	魚住古窯中尾川支群18号窯	外	110063	西条2号墳	外
40253	魚住古窯中尾川支群19号窯	外	110064	西条3号墳	外
40254	魚住古窯中尾川支群20号窯	外	110065	西条4号墳	外
40255	魚住古窯中尾川支群21号窯	外	110066	西条6号墳	外
40256	魚住古窯中尾川支群22号窯	外	110067	西条7号墳	外
40257	魚住古窯中尾川支群23号窯	外	110068	西条9号墳	外
40258	魚住古窯中尾川支群24号窯	外	110069	西条10号墳	外
40259	魚住古窯中尾川支群25号窯	外	110070	西条12号墳	外
40260	魚住古窯中尾川支群26号窯	外	110071	西条13号墳	外
40261	魚住古窯中尾川支群27号窯	外	110072	西条14号墳	外
40262	魚住古窯中尾川支群28号窯	外	110073	西条21号墳	外
40263	魚住古窯中尾川支群29号窯	外	110074	西条21-2号墳	外
40264	魚住古窯中尾川支群30号窯	外	110075	西条23号墳	外
40265	魚住古窯中尾川支群31号窯	外	110076	西条24、26、27、28、30号墳	外
40266	魚住古窯中尾川支群32号窯	外	110077	西条25号墳	外
40267	魚住古窯中尾川支群33号窯	外	110078	西条29号墳	外
40268	魚住古窯中尾川支群34号窯	外	110079	西条31号墳	外
40269	魚住古窯中尾川支群35号窯	外	110080	西条32号墳	外
40270	魚住古窯中尾川支群36号窯	外	110081	西条34号墳	外
40301	久保窯	外	110082	西条35号墳	外
40302	西岡遺跡	外	110083	西条36号墳	外
40305	古代山陽道辻ケ内地点	外	110084	西条37号墳	外
40306	古代山陽道清水地点	外	110085	西条38号墳	外
40307	古代山陽道清水第2地点	外	110086	西条39号墳	外
40314	錦が丘散布地	外	110087	西条40号墳	外
40315	大谷遺跡	外	110088	西条51号墳	外
40325	池ノ上遺跡	外	110089	西条52号墳	外
40326	古代山陽道北澤地点	外	110090	西条53号墳	外
40328	注連郷遺跡	外	110091	西条58号墳	外
40329	北ノ前遺跡	外	110092	西条59号墳	外
40336	塚之脇遺跡	外	110093	西条61号墳	外
40342	魚住清水遺跡	外	110094	西条61-2号墳	外
40344	魚住住吉遺跡	外	110118	石守1号墳	外
40345	森田遺跡	外	110119	水足1号墳	外
40348	八木遺跡第2地点	外	110212	尾上遺跡	外
40354	高落遺跡	外	110213	浜の宮遺跡	外
110001	山之上遺跡	内	110214	野新村古窯跡1号窯	外
110002	神野城山遺跡	外	110215	野新村古窯跡1号窯	外
110005	宮山遺跡	外	110216	野新村古窯跡2号窯	外
110008	東神吉遺跡	外	110218	美乃利遺跡	外
110010	溝之口遺跡	外	110220	古大内遺跡	外
110012	望塚(盆塚)	外	110223	野口廢寺	外
110016	今福遺跡	外	110224	溝之口廢寺	外
110017	長砂遺跡	外	110225	石守廢寺	外
110018	樋之口遺跡	外	110226	西条廢寺	外
110019	大日山遺跡	外	110227	古堂廢寺	外
110020	播磨堂遺跡	外	110228	中西廢寺	外
110023	聖陵山古墳	外	110229	西条蔵骨器群	外
110034	宮山大塚古墳	外	110230	西条土壙墓	外
110049	池ノ尻古墳	外	110233	野新村古墳	外
110050	成福寺1号墳	外	110235	野新村1号墳	外
110051	成福寺2号墳	外	110238	下村古墳	外
110052	西田池1号墳	外	110241	古大内城跡	外
110053	西田池2号墳	外	110242	西条城跡	外
110054	西田池3号墳	外	110243	石弾城跡	外

注) 区域内/外: 都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。

出典: 「兵庫県遺跡地図」 兵庫県立考古博物館ホームページ(令和3年4月現在)

表 4.2-45(6) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
110245	横倉城跡	外	110646	広沢山遺跡	外
110246	安田構居跡	外	170001	西坂遺跡A地点	外
110247	稲屋構居跡	外	170002	西坂遺跡B地点	外
110248	石守構居跡	外	170003	西坂遺跡C地点	外
110249	手末構居跡	外	170004	西坂遺跡D地点	外
110250	高田構居跡	外	170005	西坂遺跡E地点	外
110257	砂部構居跡	外	170006	寺尾1号窯	外
110258	一色構居跡	外	170007	寺尾2号窯	外
110259	野口城跡	外	170008	北春日遺跡	内
110260	長砂構居跡	外	170009	中山田・池ノ内遺跡	内
110261	細田構居跡	外	170010	菜切遺跡	外
110262	尾上構居跡	外	170011	北脇1号墳	外
110263	加古川城跡	外	170012	北脇2号墳	外
110276	平津構居跡	外	170013	北脇3号墳	外
110282	水足2号墳	外	170014	天神山古墳	外
110287	成福寺3号墳	外	170015	牛谷2号墳	外
110288	成福寺4号墳	外	170016	香呂山遺跡	外
110289	下村遺跡	外	170017	皿池ノ上遺跡	外
110292	北在家遺跡	外	170018	経塚山古墳	外
110294	粟津遺跡	外	170019	阿弥陀2号墳	外
110305	具平塚古墳	外	170022	阿弥陀5号墳	外
110312	山中遺跡	外	170023	阿弥陀6号墳	外
110316	松ノ木谷遺跡	外	170024	阿弥陀7号墳	外
110318	牛谷池遺跡	外	170025	阿弥陀8号墳	外
110325	入住池遺跡	外	170026	阿弥陀9号墳	外
110357	平野遺跡	外	170027	阿弥陀10号墳	外
110480	石守2号墳	外	170028	阿弥陀11号墳	外
110481	石守3号墳	外	170029	阿弥陀12号墳	外
110485	神野遺跡	外	170030	阿弥陀13号墳	外
110488	古代山陽道	外	170031	阿弥陀14号墳	外
110490	上村池遺跡	外	170032	阿弥陀15号墳	外
110508	石守古墳群4号墳	外	170033	阿弥陀16号墳	外
110509	石守古墳群5号墳	外	170034	阿弥陀17号墳	外
110512	野村古窯跡1号窯	外	170035	阿弥陀18号墳	外
110513	野村古窯跡2号窯	外	170036	谷ノ口遺跡	外
110528	松岡青羅墓	外	170037	大目山古墳	外
110550	野村古窯跡3号窯	外	170038	一本松・北原遺跡	外
110551	野村古窯跡4号窯	外	170042	時光寺遺跡	外
110555	長畑遺跡	内	170043	時光寺古墳	外
110611	天神前遺跡	外	170046	神爪遺跡A地点	外
110614	鶴林寺	外	170047	神爪遺跡B地点	外
110615	猫池遺跡	外	170048	峠山遺跡	内
110617	良野遺跡	外	170049	西浜遺跡	内
110618	天王山遺跡	外	170050	北脇遺跡	外
110621	教信寺	外	170051	北浜遺跡	内
110622	粟津大年遺跡	外	170052	西山遺跡	外
110623	天王山1号窯	外	170053	天川遺跡	外
110624	天王山2号窯	外	170054	北山遺跡A地点	外
110625	天王山1号墳	外	170055	日の上遺跡	外
110626	天王山2号墳	外	170056	日笠山1号墳	外
110627	天王山3号墳	外	170057	日笠山群集墳	外
110628	東沢2号墳	外	170058	日笠山遺跡A地点	外
110629	東沢中遺跡	外	170059	日笠山遺跡B地点	外
110630	東沢1号墳	外	170060	日笠山貝塚	外
110631	神野大林古窯跡1号窯	外	170061	中筋遺跡A地点	外
110632	神野大林古窯跡2号窯	外	170062	中筋遺跡B地点	外
110633	神野大林古窯跡3号窯	外	170063	魚橋遺跡A地点	外
110634	坂元遺跡	外	170064	魚橋遺跡B地点	外
110635	神野北山遺跡	外	170065	魚橋遺跡C地点	外
110636	大野遺跡	外	170066	伊保山遺跡A地点	外
110637	大塚遺跡	外	170067	伊保山遺跡B地点	外
110641	前谷遺跡	外	170068	伊保遺跡	外

注) 区域内/外: 都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。

出典: 「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ(令和3年4月現在)

表 4.2-45(7) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
170069	北山遺跡B地点	外	340005	大中散布地	外
170070	塩田遺跡	外	340006	大中遺跡	内
170071	伊保山古窯跡	外	340007	野添1号散布地	内
170072	竜山1号墳	外	340008	愛宕塚古墳	外
170073	竜山2号墳	外	340009	野添2号散布地	外
170074	竜山3号墳	外	340010	野添3号散布地	外
170075	竜山4号墳	外	340011	野添4号散布地	外
170076	天磐船旧所在地	外	340012	二子1号散布地	外
170077	曾根遺跡	外	340013	二子2号散布地	外
170078	魚橋古窯跡	外	340014	二子3号散布地	外
170079	石の宝殿	外	340015	二子4号散布地	外
170081	竜山5号墳	外	340017	本庄蓮花寺構居跡	外
170082	竜山6号墳	外	340019	宮西構居跡	外
170083	竜山遺跡	外	340020	古宮大池東散布地	外
170084	魚崎遺跡	外	340021	古宮大池西散布地	外
170085	米田遺跡	外	340022	本庄宮ノ北遺跡地	外
170086	小松原遺跡A地点	外	450056	上太田1号墳	外
170087	小松原遺跡B地点	外	450057	上太田2号墳	外
170088	小松原貝塚	外	450058	上太田3号墳	外
170089	蓮池遺跡	外	450059	裏ノ谷遺跡	外
170090	朝日町遺跡	外	450091	大津茂川床遺跡	外
170091	幸田遺跡	外	450092	川島遺跡	外
170092	高砂城跡	内	450093	黒岡1号墳	外
170093	東宮町遺跡	内	450094	黒岡2号墳	外
170094	高砂町遺跡	内	450095	黒岡3号墳	外
170095	竜山採石遺跡	外	450096	黒岡4号墳	外
170096	竜山7号墳	外	450097	黒岡5号墳	外
330001	風呂ノ谷池遺跡	外	450098	黒岡6号墳	外
330002	琴池遺跡	外	450099	黒岡7号墳	外
330004	西場遺跡	外	450100	黒岡8号墳	外
330005	百丁場遺跡	外	450101	黒岡9号墳	外
330006	溝ヶ沢池遺跡	外	450102	黒岡10号墳	外
330007	千波池遺跡	外	450103	黒岡11号墳	外
330008	相ノ山遺跡	内	450104	黒岡神社古墳	外
330009	印南古墳	外	450105	黒岡山墳丘墓	外
330010	四ツ塚池群集墳1号墳	外	450106	黒岡山古墳	外
330011	四ツ塚池群集墳2号墳	外	450107	田中遺跡	外
330012	四ツ塚池群集墳3号墳	外	450108	原坂遺跡	外
330013	四ツ塚池群集墳4号墳	外	450109	楯岩城跡	外
330014	幸竹池遺跡	外	450111	城山2号墳	外
330015	南場遺跡	外	450112	城山3号墳	外
330016	六分一遺跡	内	450113	城山4号墳	外
330017	広ヶ沢遺跡	内	450114	城山5号墳	外
330018	国安遺跡	外	450115	天神山1号墳	外
330019	川北遺跡	外	450116	天神山2号墳	外
330020	平見遺跡	内	450117	天神山3号墳	外
330021	本田遺跡	外	450118	天神山4号墳	外
330022	下条遺跡	外	450119	天神山5号墳	外
330023	下条第1遺跡	外	450120	天神山6号墳	外
330026	相野第2遺跡	外	450121	天神山7号墳	外
330028	風呂ノ谷池遺跡	外	450122	天神山8号墳	外
330029	野寺遺跡	外	450123	鷺山1号墳	外
330030	六分一第2遺跡	外	450124	鷺山2号墳	外
330031	野畑池遺跡	外	450125	鷺山3号墳	外
330034	草谷埋納銭出土地	外	450126	鷺山4号墳	外
330036	母里遺跡	外	450127	鷺山5号墳	外
330037	葡萄園池東側遺跡	外	450128	鷺山6号墳	外
330038	中村窯跡	外	450129	鷺山7号墳	外
340001	本荘散布地	内	450130	鷺山8号墳	外
340002	古田1号散布地	内	450131	鷺山9号墳	外
340003	古田2号散布地	内	450138	北山1号墳	外
340004	古田3号散布地	内	450139	北山2号墳	外

注) 区域内/外: 都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。

出典: 「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ(令和3年4月現在)

表 4.2-45(8) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
450140	北山3号墳	外	450174	白毛2号墳	外
450141	北山4号墳	外	450175	白毛3号墳	外
450142	北山5号墳	外	450176	白毛4号墳	外
450143	北山6号墳	外	450177	白毛5号墳	外
450144	山田大山1号墳	外	450178	白毛6号墳	外
450145	山田大山2号墳	外	450179	白毛7号墳	外
450146	山田大山3号墳	外	450180	白毛8号墳	外
450147	山田大山4号墳	外	450181	白毛9号墳	外
450148	山田大山5号墳	外	450182	白毛10号墳	外
450149	山田大山6号墳	外	450183	白毛11号墳	外
450150	山田大山7号墳	外	450184	白毛12号墳	外
450151	山田大山8号墳	外	450185	白毛13号墳	外
450152	山田1号墳	外	450186	原沼遺跡	外
450153	山田2号墳	外	450187	原北町古墳	外
450154	山田3号墳	外	450188	塚村1号墳	外
450155	山田4号墳	外	450189	塚村2号墳	外
450156	山田5号墳	外	450190	塚村3号墳	外
450157	山田6号墳	外	450191	塚村4号墳	外
450158	山田7号墳	外	450192	塚村5号墳	外
450159	山田8号墳	外	450193	塚村6号墳	外
450160	山田9号墳	外	450241	黒岡12号墳	外
450161	山田10号墳	外	450242	黒岡13号墳	外
450162	山田11号墳	外	450243	天神山9号墳	外
450163	山田12号墳	外	450247	山田大山9号墳	外
450167	山田遺跡	外	450248	山田大山10号墳	外
450168	山田小丸山遺跡	外	450249	山田大山11号墳	外
450169	山田桃山遺跡	外	450250	山田大山12号墳	外
450170	山田雁谷山遺跡	外	450251	山田大山13号墳	外
450171	山田畑田山遺跡	外	450252	茶ノ木遺跡	外
450173	白毛1号墳	外			

注) 区域内/外:都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。

出典:「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ(令和3年4月現在)

凡例	
記号	種別
●	国登録記念物(名勝)
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「梶原氏(西梶原)庭園」姫路市ホームページ(令和3年4月現在)

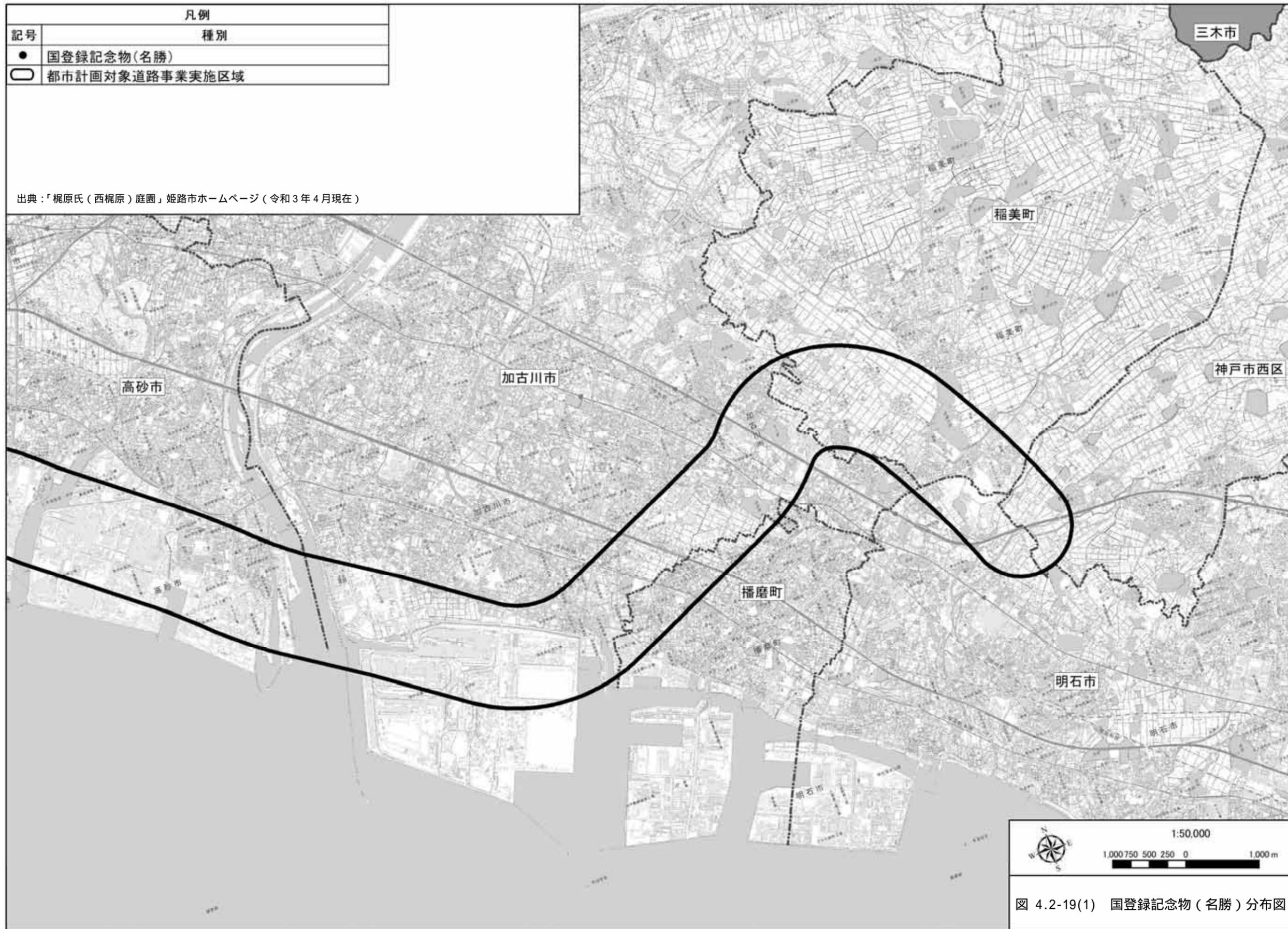


図 4.2-19(1) 国登録記念物(名勝)分布図

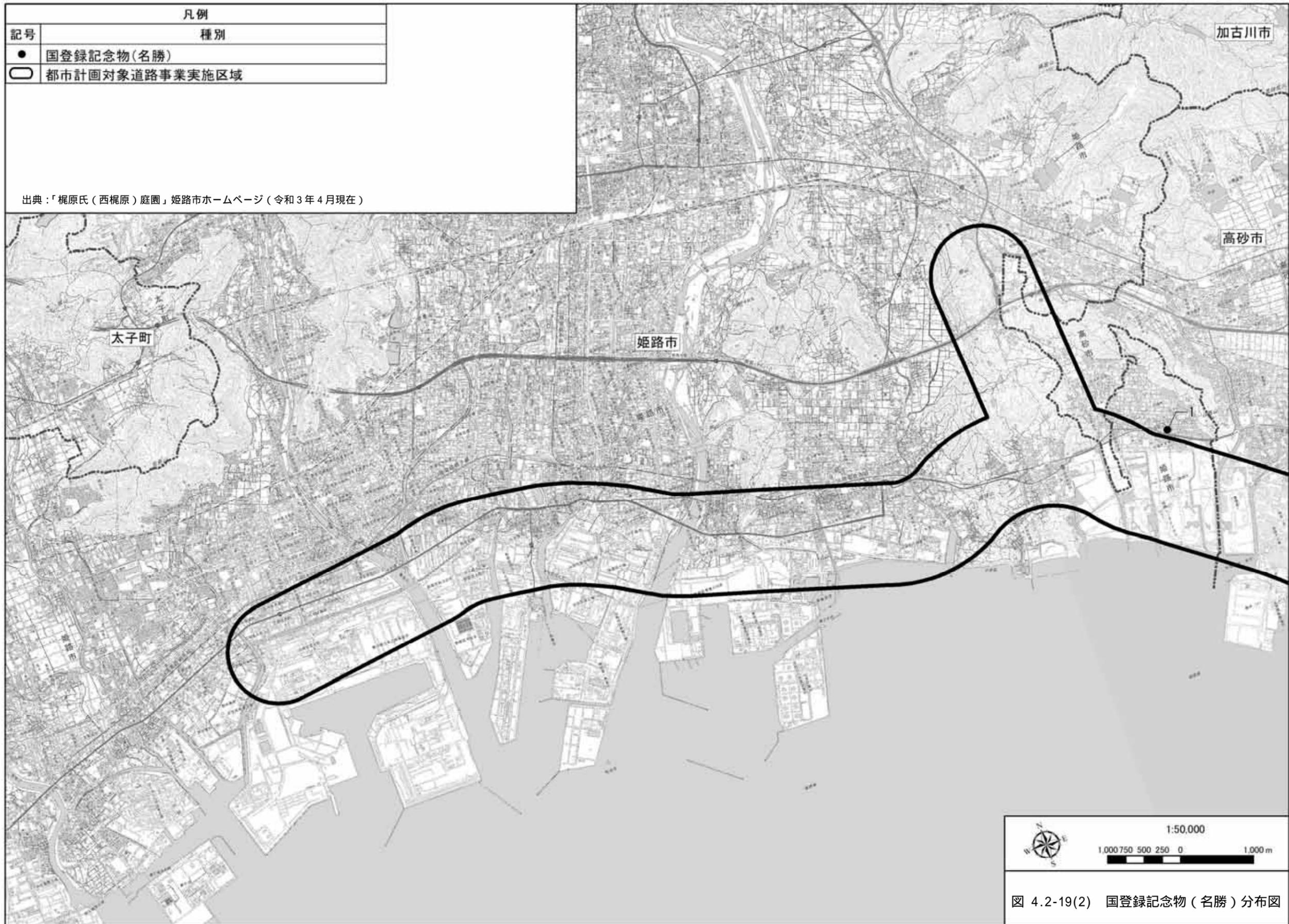
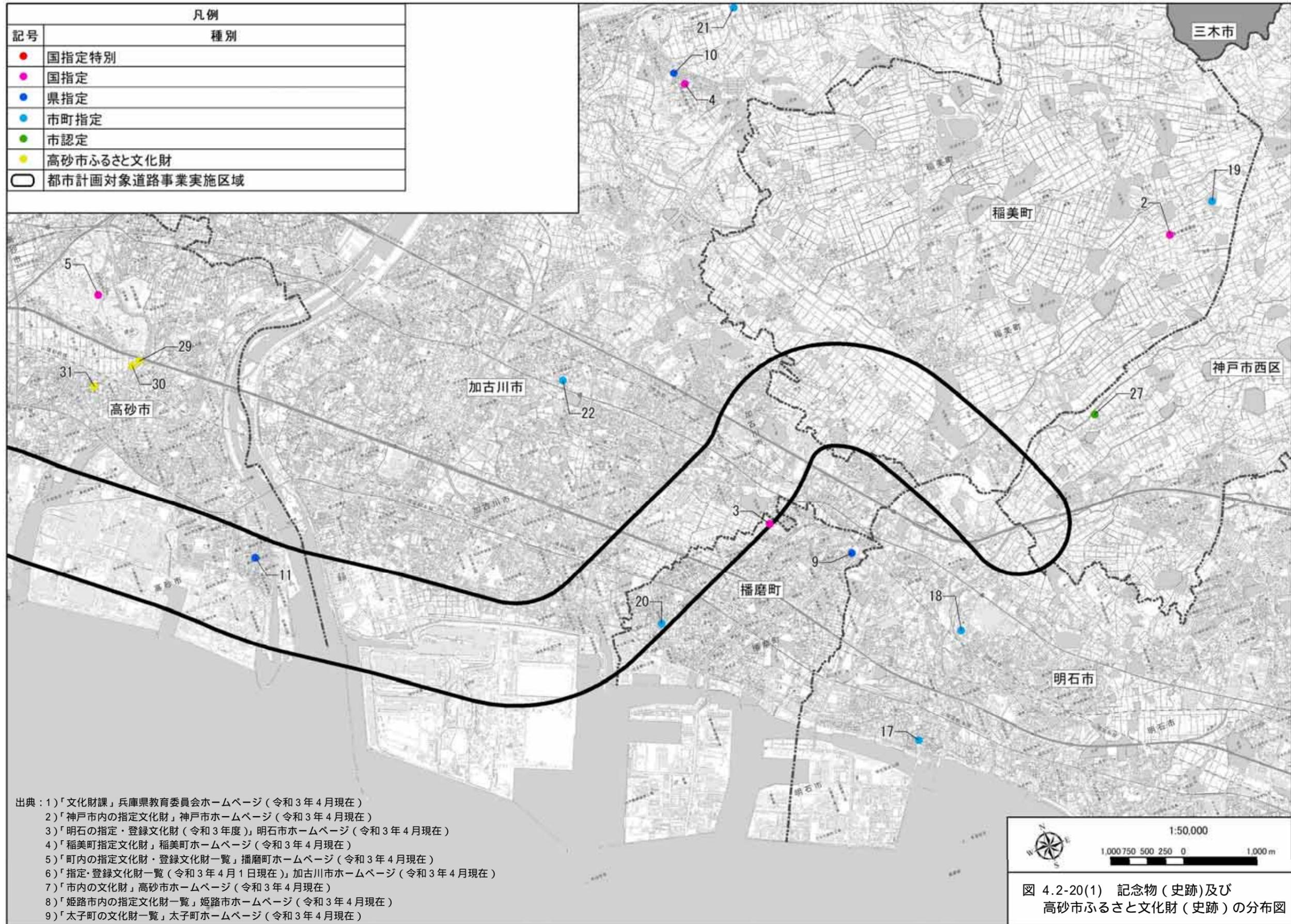
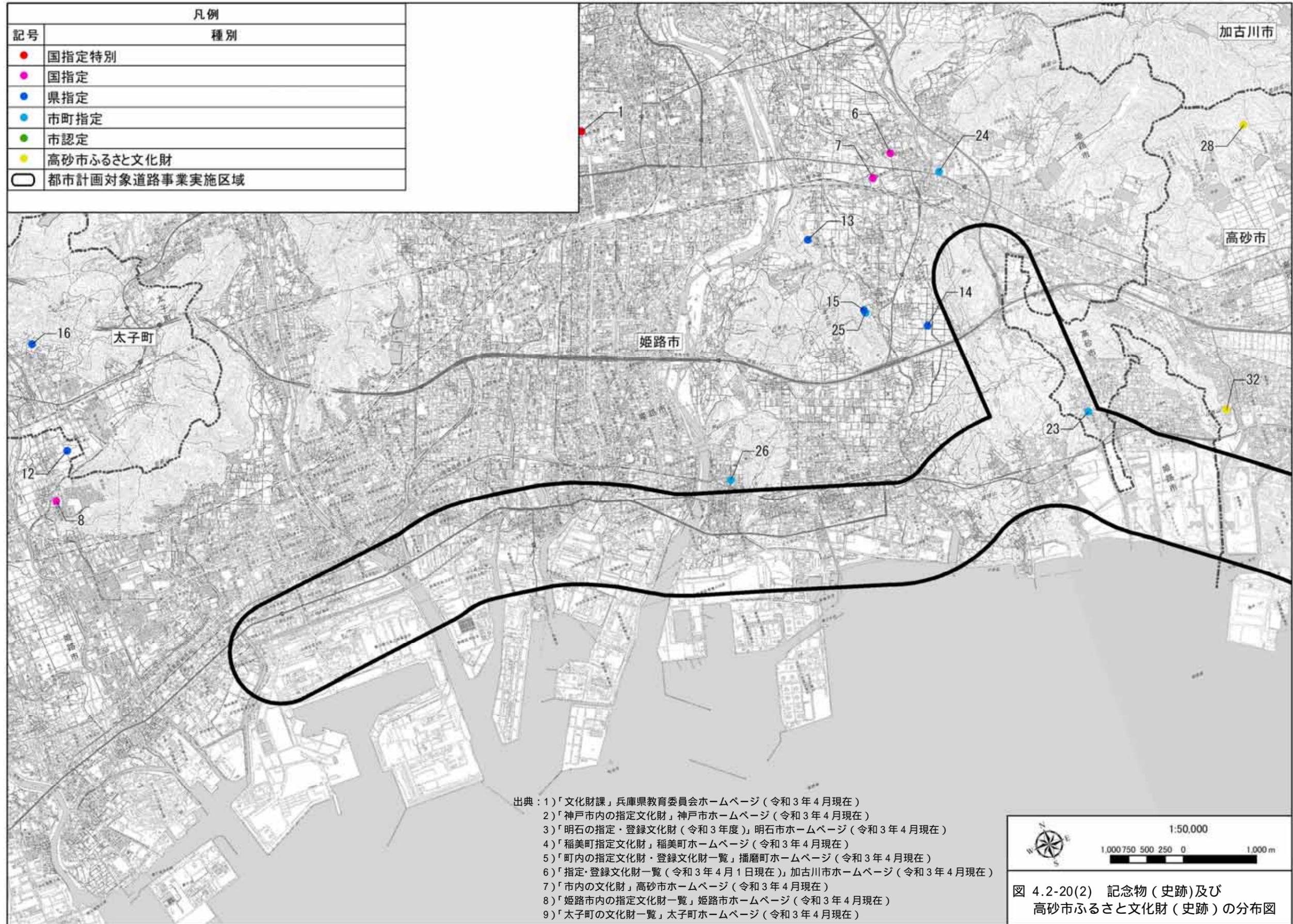


図 4.2-19(2) 国登録記念物(名勝)分布図





凡例	
記号	種別
●	国宝
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：1)「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ（令和3年4月現在）
 2)「指定・登録文化財一覧（令和3年4月1日現在）」加古川市ホームページ（令和3年4月現在）
 3)「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

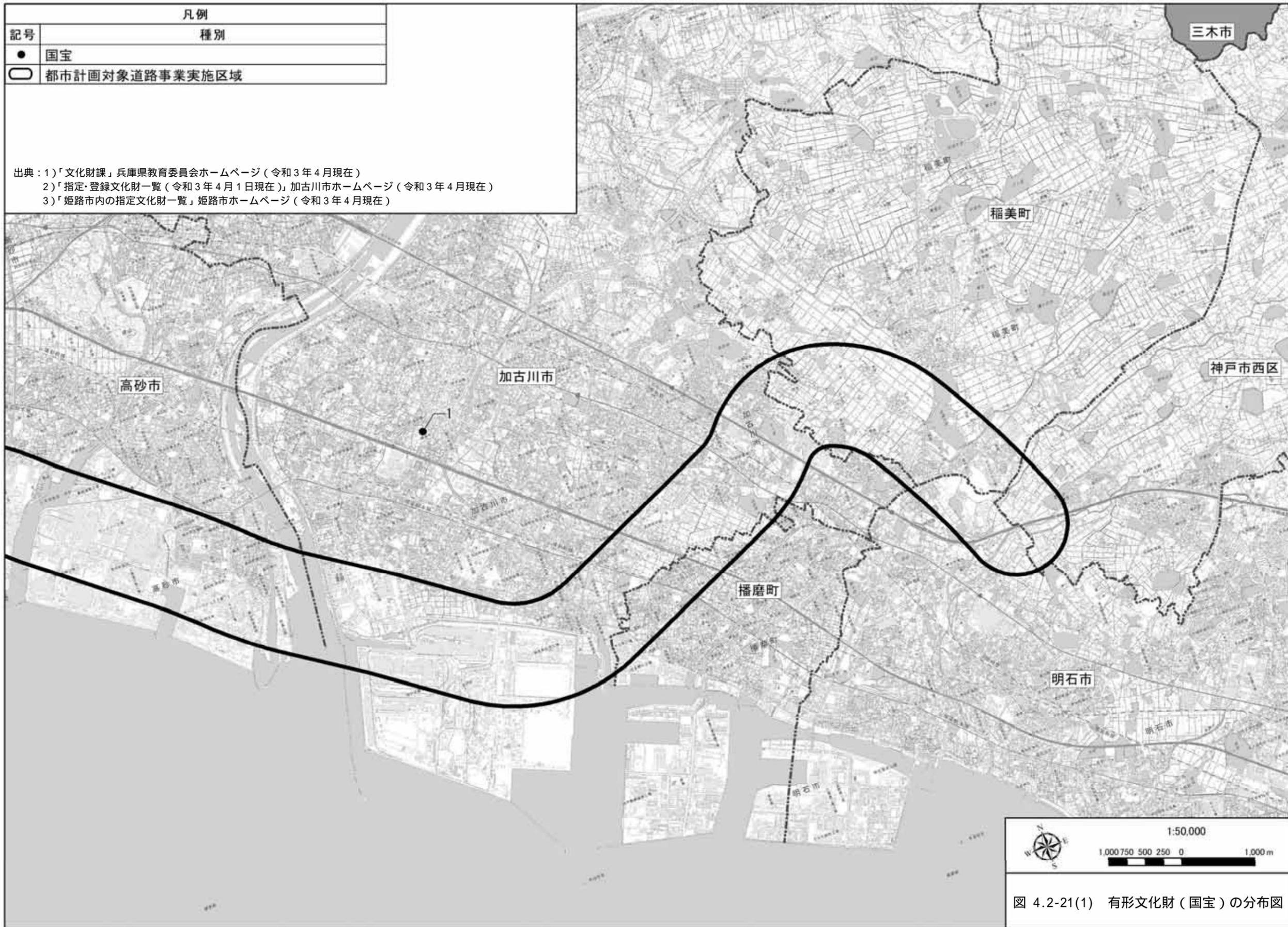


図 4.2-21(1) 有形文化財（国宝）の分布図

凡例	
記号	種別
●	国宝
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：1)「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ（令和3年4月現在）
 2)「指定・登録文化財一覧（令和3年4月1日現在）」加古川市ホームページ（令和3年4月現在）
 3)「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

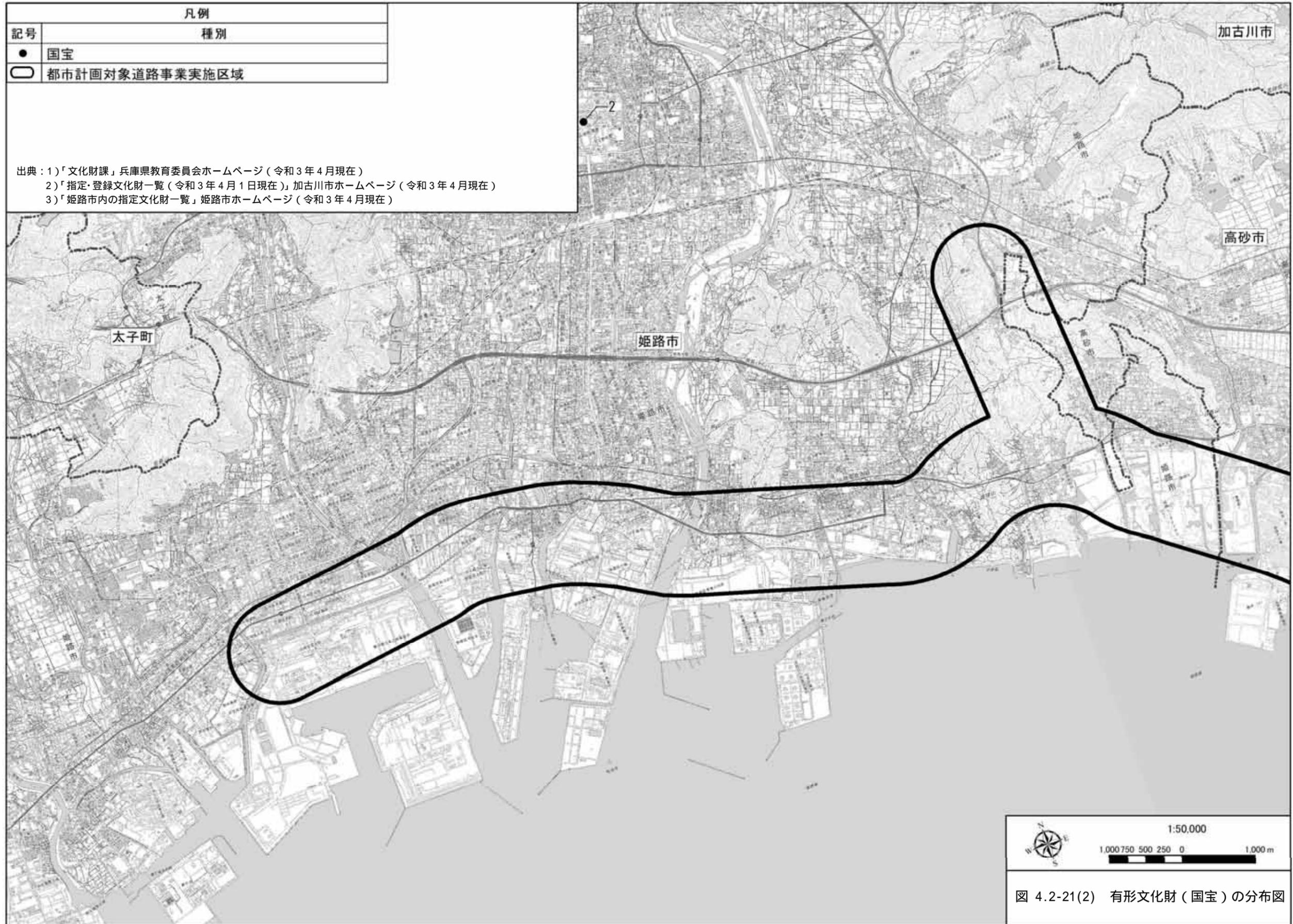
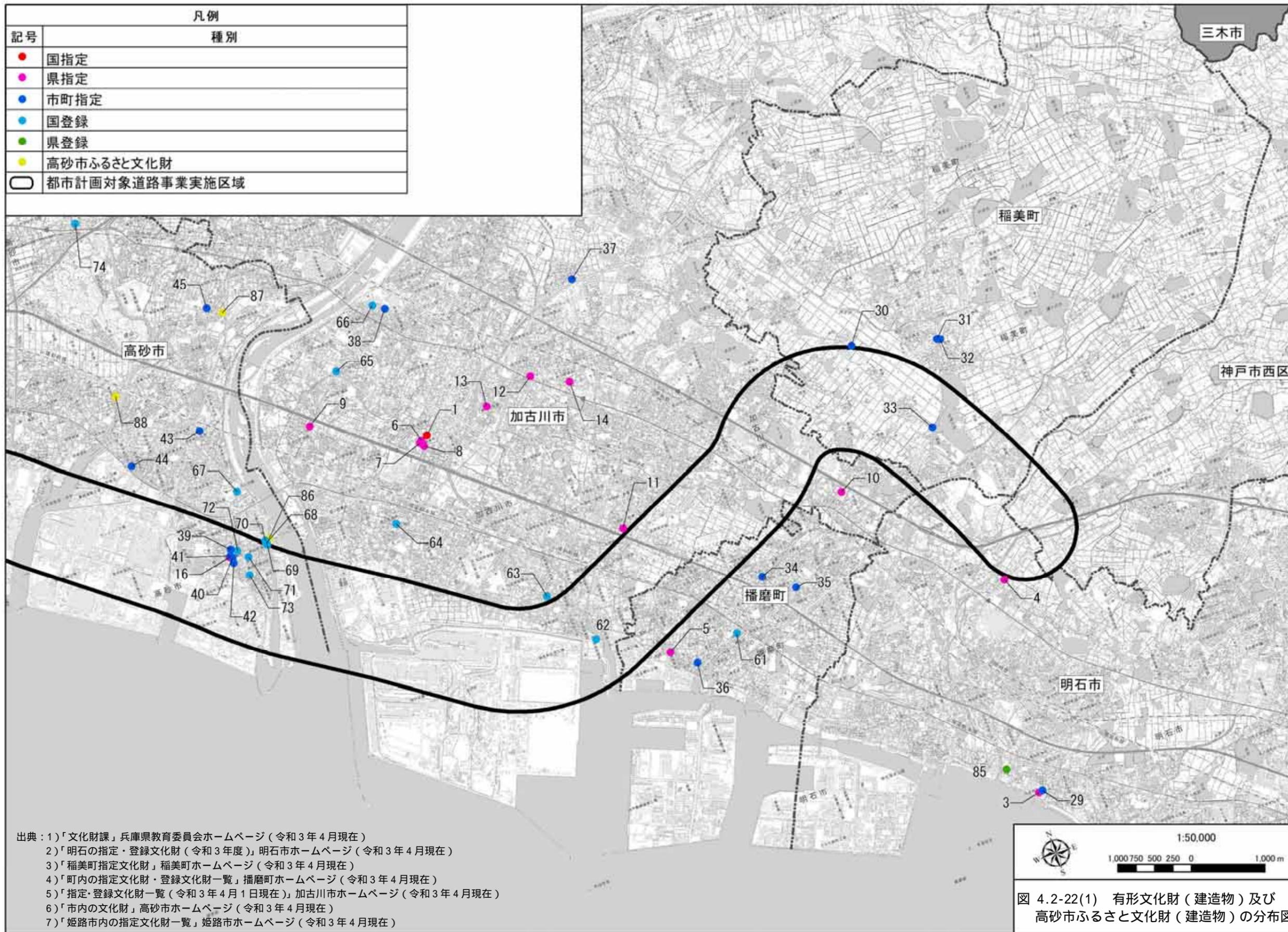


図 4.2-21(2) 有形文化財（国宝）の分布図



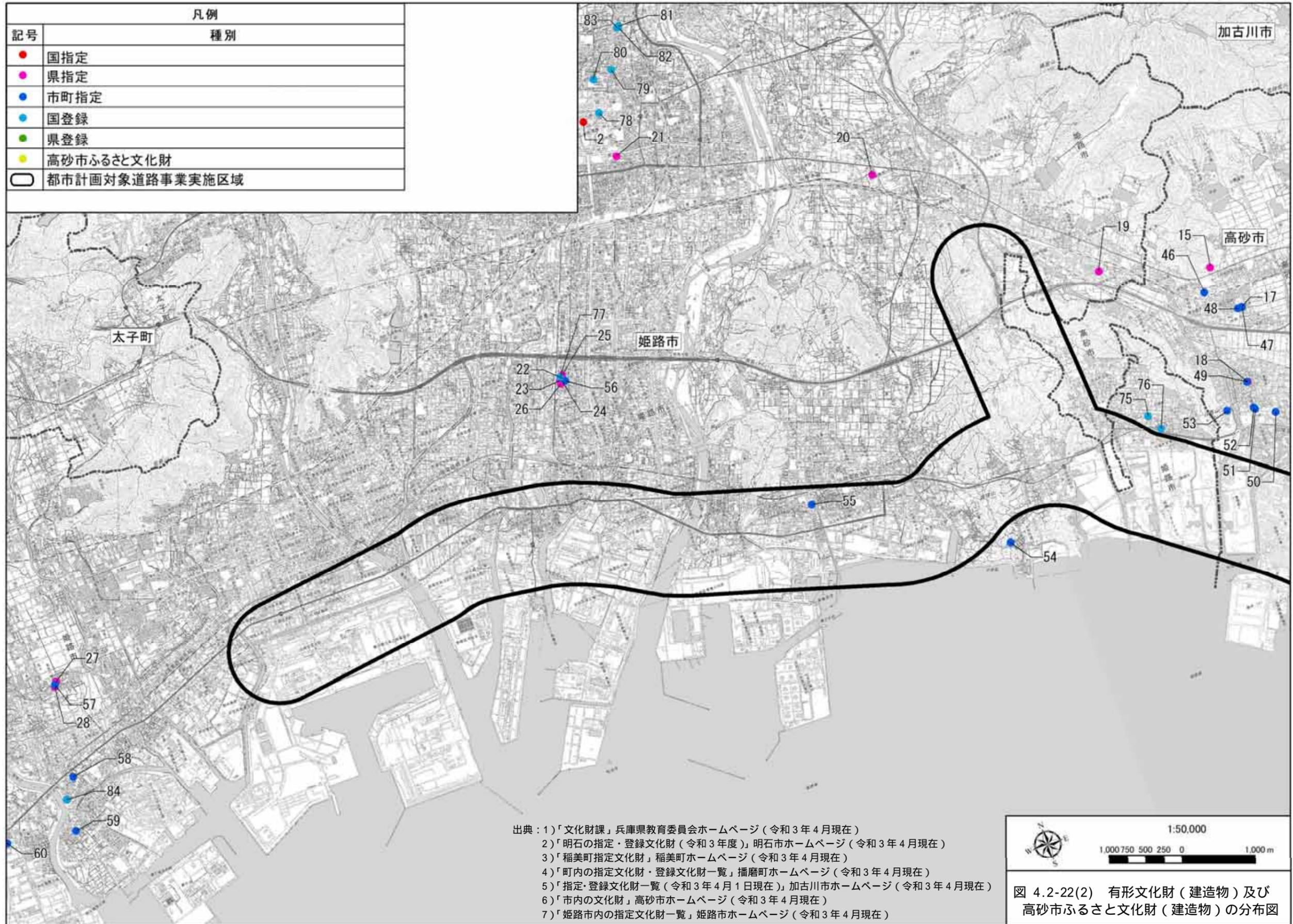
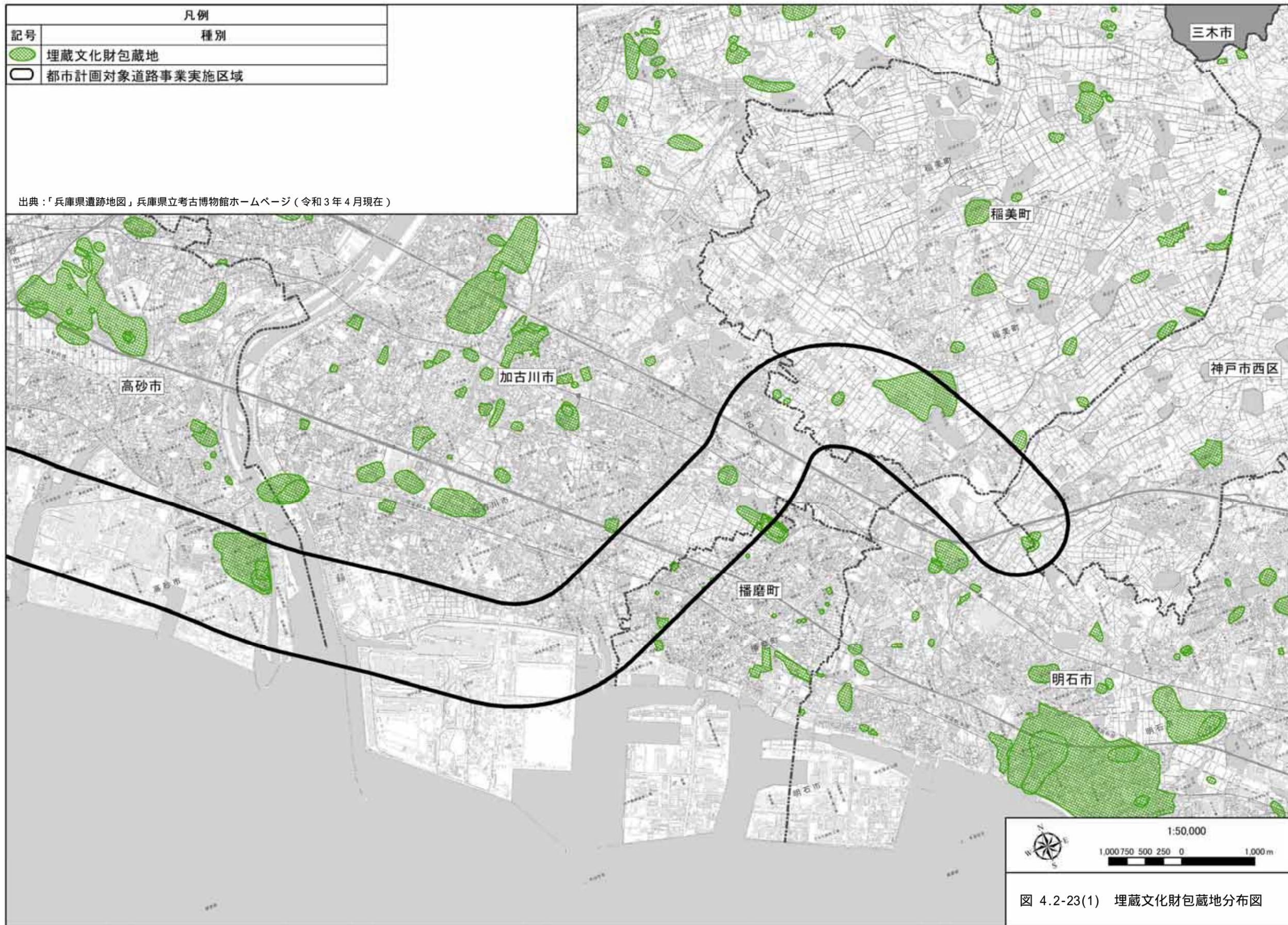
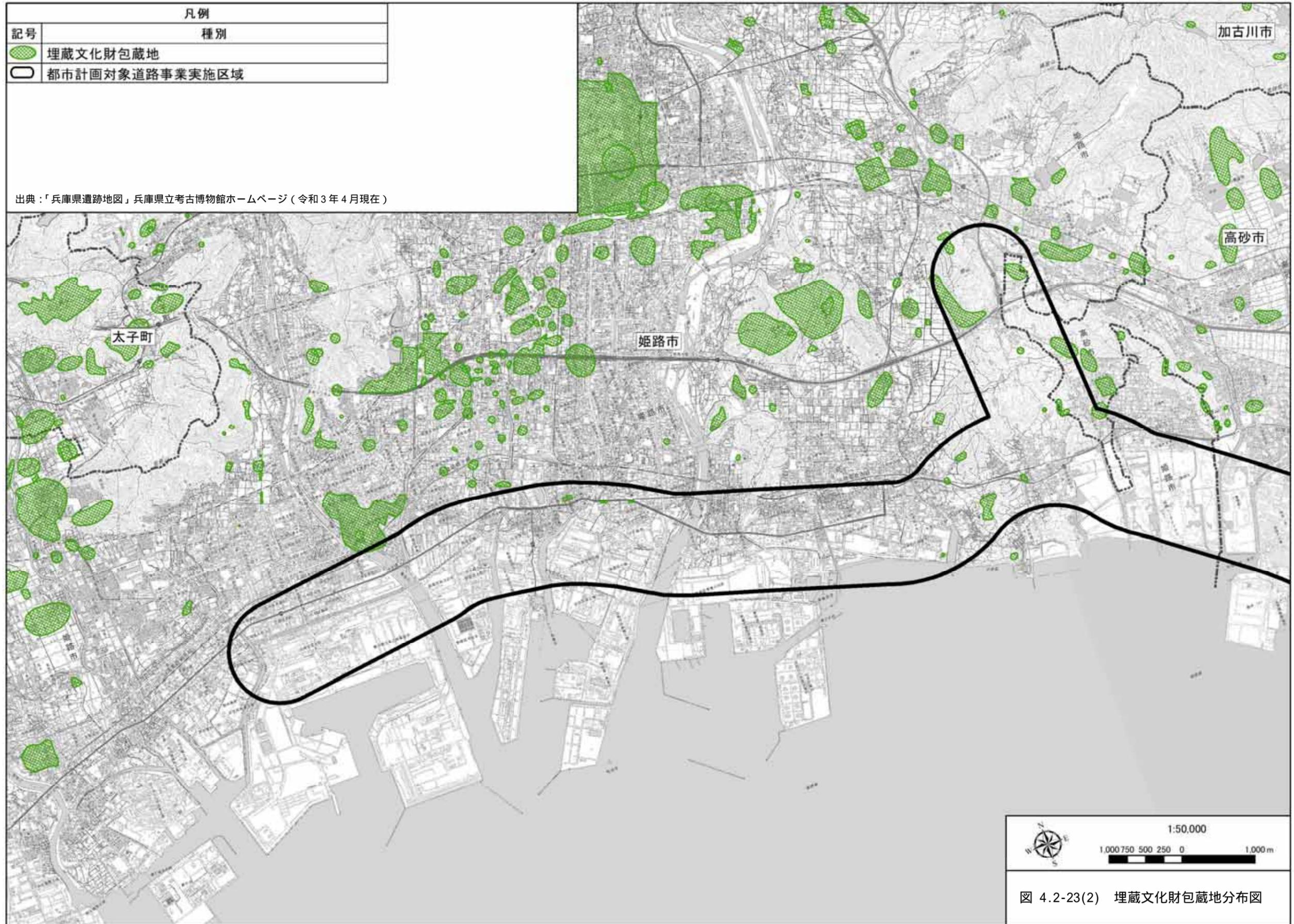


図 4.2-22(2) 有形文化財(建造物)及び高砂市ふるさと文化財(建造物)の分布図





13) 都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 7 号の規定による風致地区の指定はありません。

14) 環境基本法第 16 条第 1 項の規定により定められた環境基準

(1) 大気の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) 第 16 条第 1 項の規定により定められた、大気の汚染に係る環境基準を、表 4.2-46 に示します。

表 4.2-46 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考1	浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
2	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
3	ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
4	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)

(2) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた、騒音に係る環境基準を表4.2-47に、調査区域における地域のタイプの指定状況を図4.2-24に示します。

騒音に係る環境基準については、加古川市の一部でAA類型に指定されているほかは、主に住居専用地域はA類型及びB類型、商業、工業地域はC類型に指定されています。

表 4.2-47 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注2) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

注5) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

ただし、表4.2-48に掲げる地域に該当する地域(以下、「道路に面する地域」という。)については、表4.2-47によらず表4.2-48の基準値の欄に掲げるとおりとします。

表 4.2-48 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下
備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

注) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表4.2-48にかかわらず、特例として表4.2-49の基準値の欄に掲げるとおりとします。

表 4.2-49 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

(1) 「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号) 第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）

(2) (1) に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」(昭和 40 年建設省令第 49 号) 第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

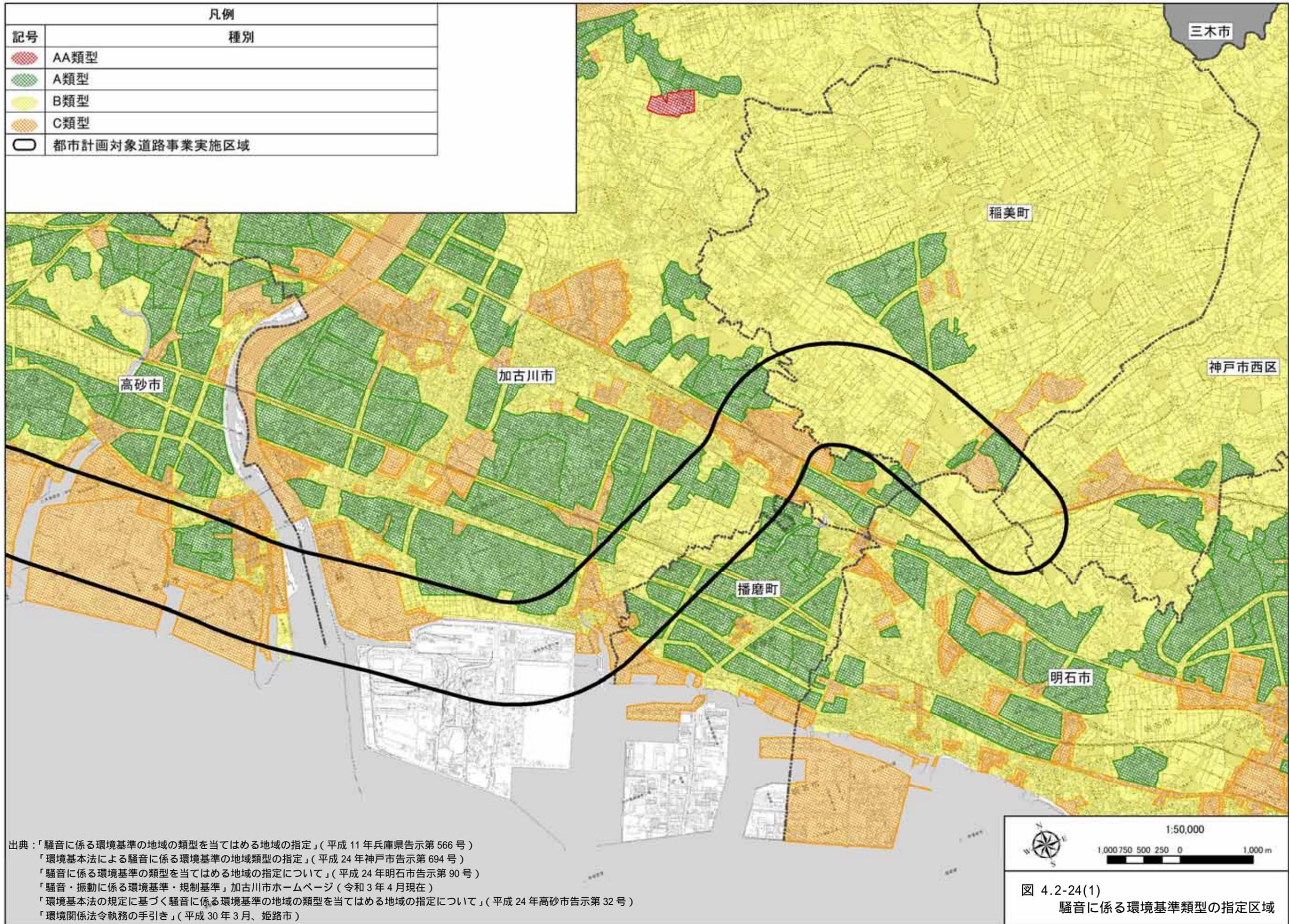
(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15 メートル

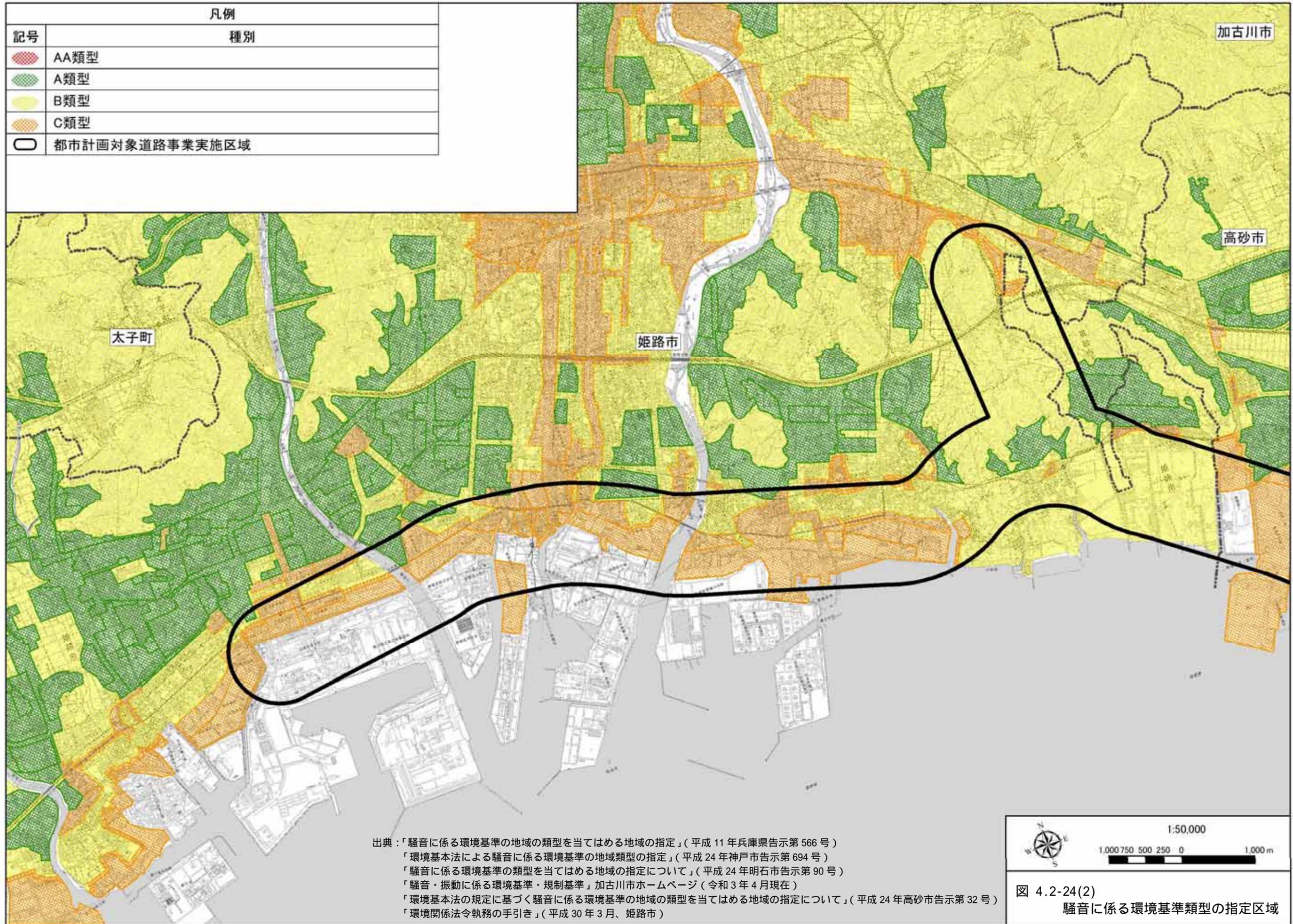
(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20 メートル

注 3) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

出典 : 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年環大企第 257 号)





(3) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた、水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準を表4.2-50に、生活環境の保全に関する環境基準を表4.2-51及び表4.2-52に示します。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年総理府令第67号)第7条の規定に基づくダイオキシン類の汚染に係る環境基準を表4.2-53に示します。

水質に係る環境基準の指定状況について、生活環境の保全に関する環境基準については、調査区域における河川及び海域の類型指定状況を表4.2-54～表4.2-55及び図4.2-25に示します。夢前川の上流域でA類型、加古川、市川、夢前川及び揖保川の下流域でB類型、船場川の下流域及び別府川でC類型、喜瀬川でD類型に指定されています。海域では沿岸部で概ねB類型及びC類型、全室素・全りんについてはII類型及びIII類型に指定されています。人の健康の保護に関する環境基準については、すべての公共用水域に一律に適用されています。また、ダイオキシン類の汚染に係る環境基準については、公共用水域及び地下水について適用されています。

表 4.2-50 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサソ	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格(以下、「規格」という。)K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 4.2-51(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—
備考1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						
2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 4.2-51(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 4.2-52(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲 げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注 3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 4.2-52(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 4.2-53 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準

媒体	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 基準値は、年間平均値とする。	

注) 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

表 4.2-54 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況（河川）

水域の名称		該当水域	類型	達成期間
喜瀬川		本流全域	D	ハ
別府川		本流全域	C	ハ
加古川	下流	篠山川合流点より下流	B	ロ
市川	下流	仁豊野橋より潮止えん堤まで	B	ロ
船場川	下流	保城橋から下流	C	イ
夢前川	上流	蒲田橋より上流	A	イ
	下流	蒲田橋より潮止えん堤まで	B	イ
揖保川	下流	林田川合流点より下流	B	ハ

注1) 環境基準の類型及び基準値等は表 4.2-51 に示す。

注2) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。なお、「ハ」は遅くとも概ね10年以内に達成することを目途とする。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和元年度）」（令和2年7月、兵庫県）

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取り扱いについて」（環水管126号）

表 4.2-55(1) 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況（海域）

水系	水域の名称	類型	達成期間
播磨灘	播磨海域 (1)、(2)	C	イ
	播磨海域 (3)、(4)	C	ロ
	播磨海域 (5) ~ (9)	C	イ
	播磨海域 (11)	B	ロ
	播磨海域 (13)	A	イ

注 1) 環境基準の類型及び基準値等は表 4.2-52 に示す。

注 2) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。なお、「ハ」は遅くとも概ね 10 年以内に達成することを目途とする。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和元年度）」（令和 2 年 7 月、兵庫県）

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取り扱いについて」（環水管 126 号）

表 4.2-55(2) 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況（海域）

水系	水域の名称	類型	達成期間
播磨灘	播磨灘 (ロ)	III	イ
	播磨灘 (ハ)	III	イ
	播磨灘 (ニ)	II	イ

注 1) 環境基準の類型及び基準値等は表 4.2-52 に示す。

注 2) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。なお、「ハ」は遅くとも概ね 10 年以内に達成することを目途とする。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和元年度）」（令和 2 年 7 月、兵庫県）

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取り扱いについて」（環水管 126 号）

河川		凡例	
記号	種別	記号	種別
●	A類型	●	A類型 (pH・COD・DO・大腸菌群数・n-ヘキサン抽出物質)
●	B類型	●	B類型 (pH・COD・DO・大腸菌群数・n-ヘキサン抽出物質)
●	C類型	●	C類型 (pH・COD・DO・大腸菌群数・n-ヘキサン抽出物質)
●	D類型	●	II類型 (全窒素・全磷)
●	E類型	●	III類型 (全窒素・全磷)
○	都市計画対象道路事業実施区域		

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和元年度）」（令和2年7月、兵庫県）

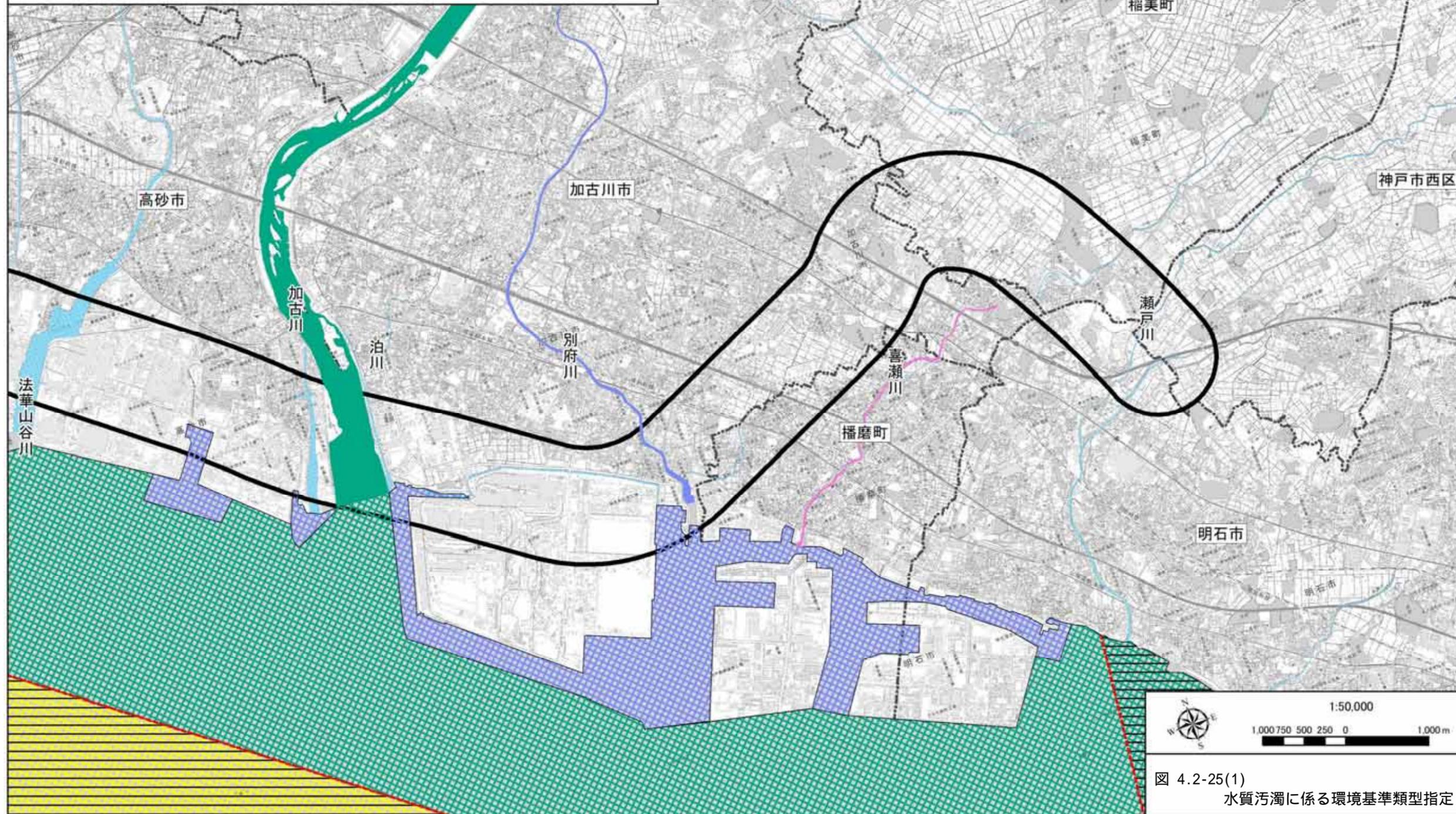


図 4.2-25(1)
水質汚濁に係る環境基準類型指定

河川		凡例	
記号	種別	記号	種別
●	A類型	●	A類型(pH・COD・DO・大腸菌群数・n-ヘキサン抽出物質)
●	B類型	●	B類型(pH・COD・DO・大腸菌群数・n-ヘキサン抽出物質)
●	C類型	●	C類型(pH・COD・DO・大腸菌群数・n-ヘキサン抽出物質)
●	D類型	●	II類型(全窒素・全磷)
●	E類型	●	III類型(全窒素・全磷)
○	都市計画対象道路事業実施区域		

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和元年度）」（令和2年7月、兵庫県）

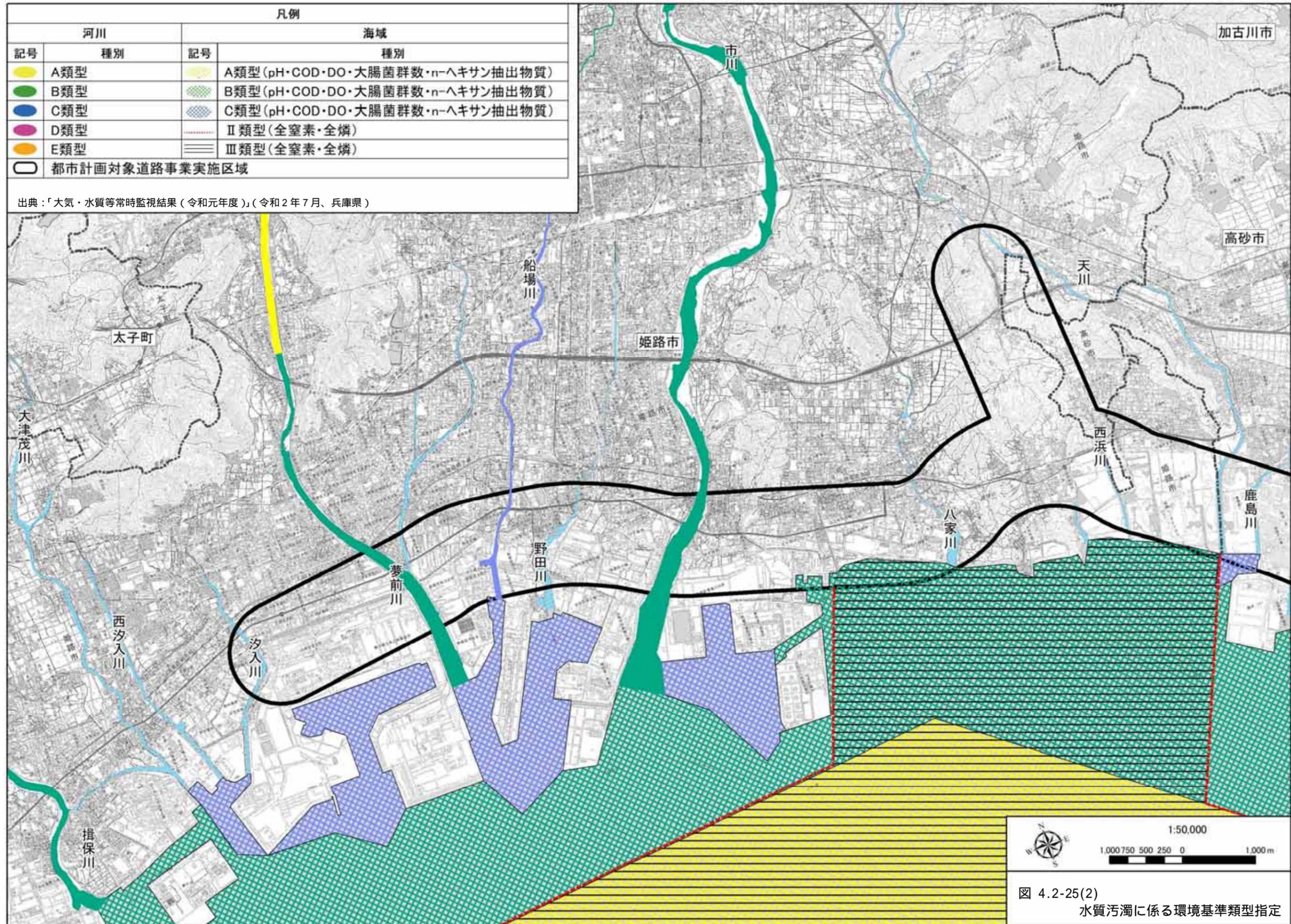


図 4.2-25(2)
水質汚濁に係る環境基準類型指定

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は表4.2-56に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年総理府令第67号)第7条の規定に基づくダイオキシン類の汚染に係る環境基準を表4.2-53に示します。

表 4.2-56 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)

(5) 水底の底質に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年総理府令第67号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準を表4.2-57に示します。

表 4.2-57 ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準

媒体	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下
備考 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

注) 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)

(6) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表4.2-58に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年総理府令第67号)第7条の規定に基づくダイオキシン類の汚染に係る環境基準を表4.2-59に示します。

表 4.2-58 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	
5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌環境基準」(平成3年環境庁告示第46号)

表 4.2-59 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

15) 環境基本法第 17 条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町では、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 17 条の規定に基づく公害防止計画の策定地域として、表 4.2-60 に示すとおり、神戸市及び加古川市が対象とされています。

表 4.2-60 現在公害防止対策事業計画を有している地域の同計画の策定地域等

地域名	公害防止対策事業計画の対象とする地域	公害防止対策事業等			
		下水道	しゅんせつ等	農用地客土等	ダイオキシン類対策
兵庫地域 (兵庫県)	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、 加古川市、宝塚市、川西市	○	—	—	—

出典：「公害防止計画」環境省ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

16) 騒音規制法第3条第1項及び第17条第1項に規定する指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)第3条第1項及び第17条第1項に規定する自動車騒音の限度を表4.2-61に、調査区域における自動車騒音の規制区域を図4.2-26に示します。

自動車騒音の限度について、主に、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域はa区域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域はb区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(臨港地区・空港は除く)はc区域に定められています。

表 4.2-61 自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注1) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ以下に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)

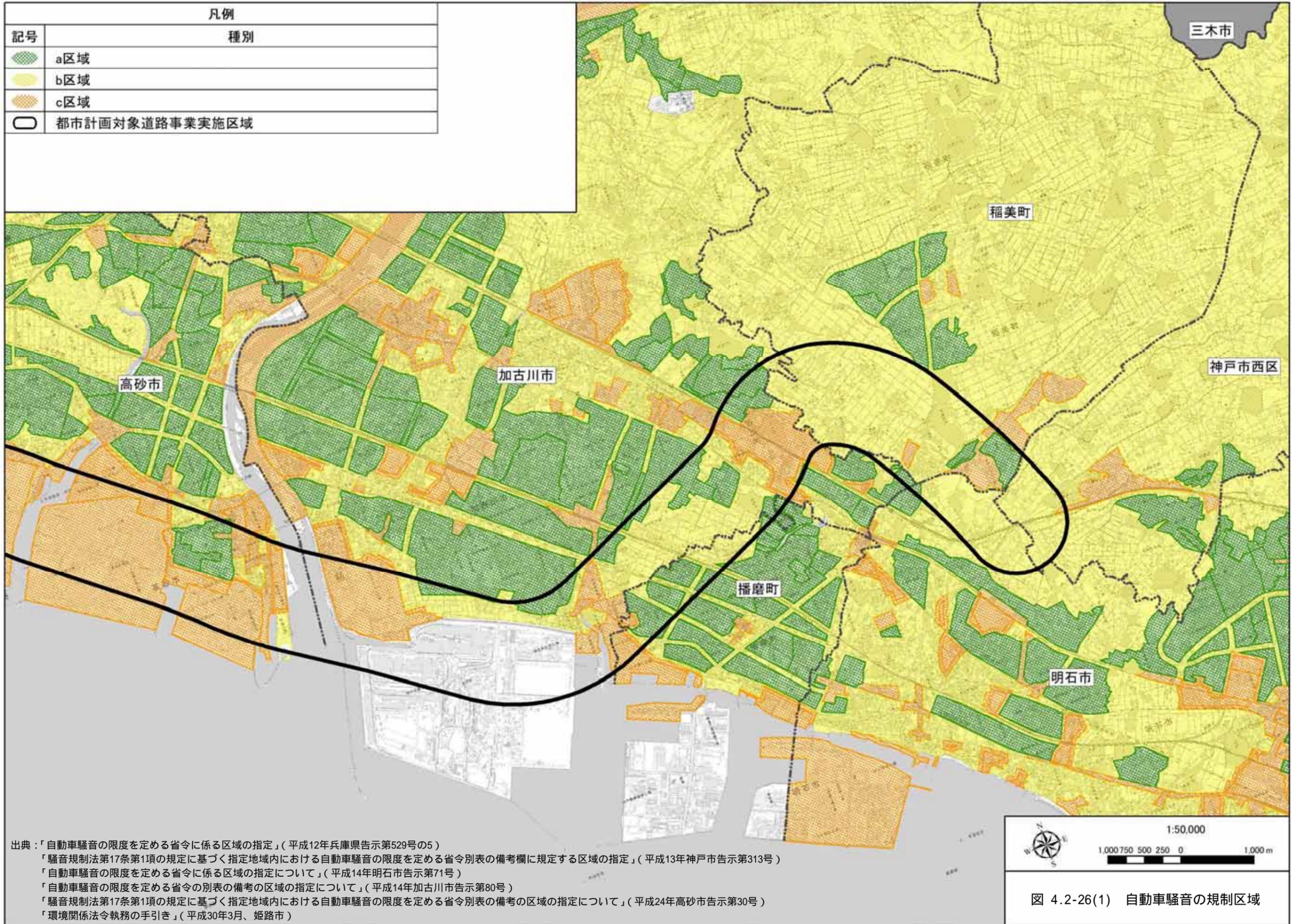
表4.2-61に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mの範囲までをいう。)に係る限度は、表4.2-61にかかわらず、表4.2-62に掲げるとおりとします。

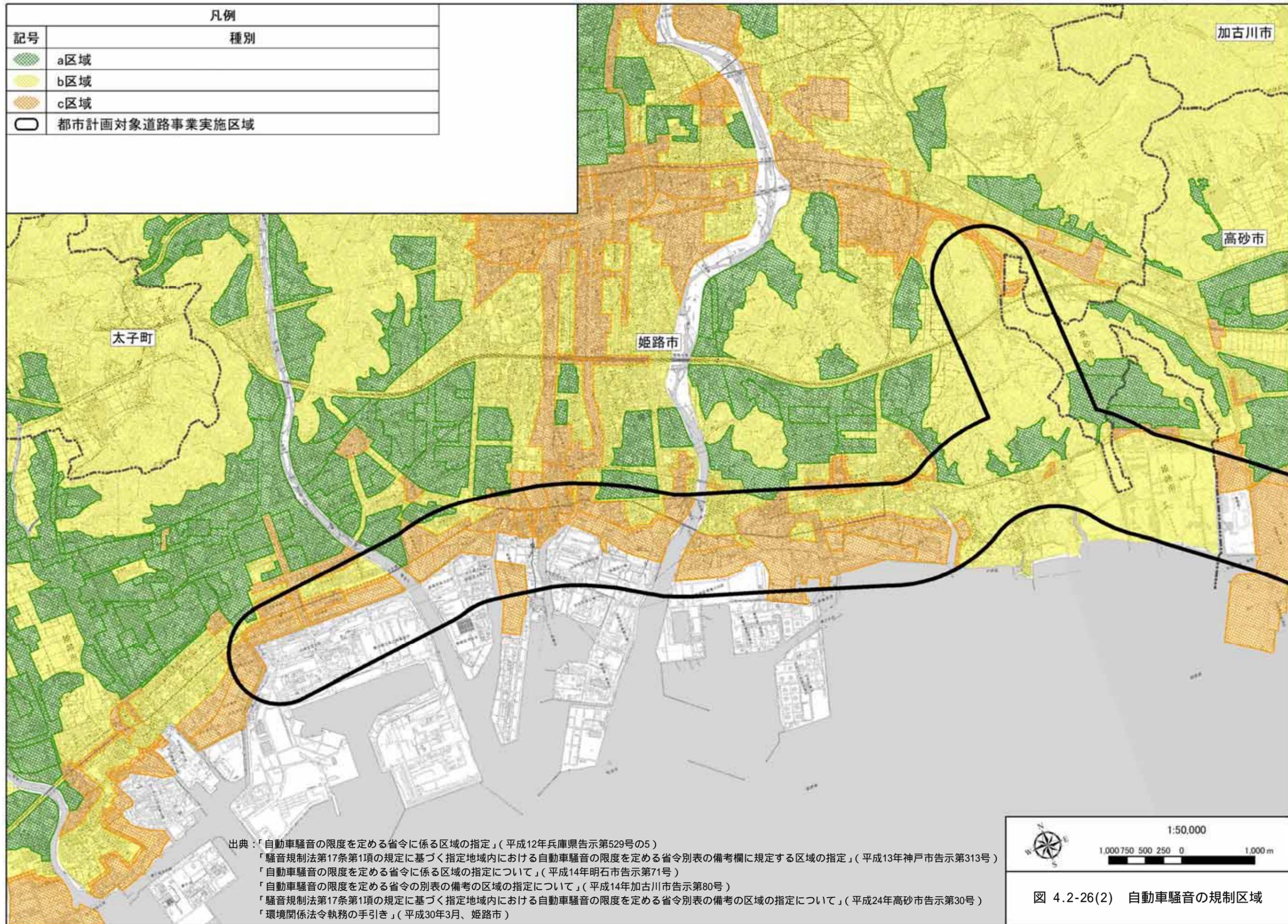
表 4.2-62 自動車騒音の限度(幹線交通を担う道路に近接する区域)

基準値	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

注) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)





17) 騒音規制法第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) 第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 4.2-63、特定建設作業を表 4.2-64 に、調査区域における特定建設作業の規制区域を図 4.2-27 に示します。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制について、兵庫県では主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、その他用途地域の指定を受けていない地域に加え、工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね 80m の区域については第 1 号区域として指定されています。また、工業地域、工業専用地域のうち第 1 号区域を除く区域(一部地域を除く)が第 2 号区域に定められています。

また、兵庫県では、法に基づく特定建設作業に加えて、「環境の保全と創造に関する条例」(平成 7 年兵庫県条例第 28 号)に基づく騒音に係る特定建設作業を表 4.2-65 に示すとおり定めています。

高砂市では、法及び県条例に基づく特定建設作業に加えて、「高砂市環境保全条例」(平成 11 年高砂市条例第 1 号)に基づく騒音、振動に係る特定建設作業及び設備基準を表 4.2-66 に示すとおり定めています。

姫路市では、法及び県条例に基づく特定建設作業に加えて、「姫路市公害防止条例」(昭和 48 年姫路市条例第 1 号)に基づく騒音に係る特定建設作業を表 4.2-67 に示すとおり定めています。

表 4.2-63 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

項目		騒音の基準	適用除外
騒音の大きさ	基準値	85 デシベル	—
	測定位置	敷地境界	
作業時間帯	第 1 号区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内にないこと	A B C D
	第 2 号区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内にないこと	
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	10 時間/日を超えないこと	A B
	第 2 号区域	14 時間/日を超えないこと	
作業期間		連続 6 日を超えないこと	A B
作業日		日曜日その他の休日ではないこと	A B C E F

注) 適用除外は以下に示すとおりである。

- A 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合
- D 「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号)による占用許可(協議)または「道路交通法」(昭和 35 年法律第 105 号)による使用許可(協議)により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合
- E 「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号)による占用許可(協議)または「道路交通法」(昭和 35 年法律第 105 号)による使用許可(協議)により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
- F 「電気事業法施行規則」(平成 7 年通商産業省令第 77 号)による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

出典: 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)

表 4.2-64 騒音規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年政令第 324 号）

表 4.2-65 環境の保全と創造に関する条例に基づく特定建設作業

1	くい打機又はくい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用するものを除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えないものに限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用するものを除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）を設けて行う作業又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタル製造作業を除く。）
6	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業
7	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業

出典：「環境の保全と創造に関する条例施行規則」（平成 8 年兵庫県規則第 1 号）

表 4.2-66 高砂市環境保全条例に基づく特定建設作業及び設備基準

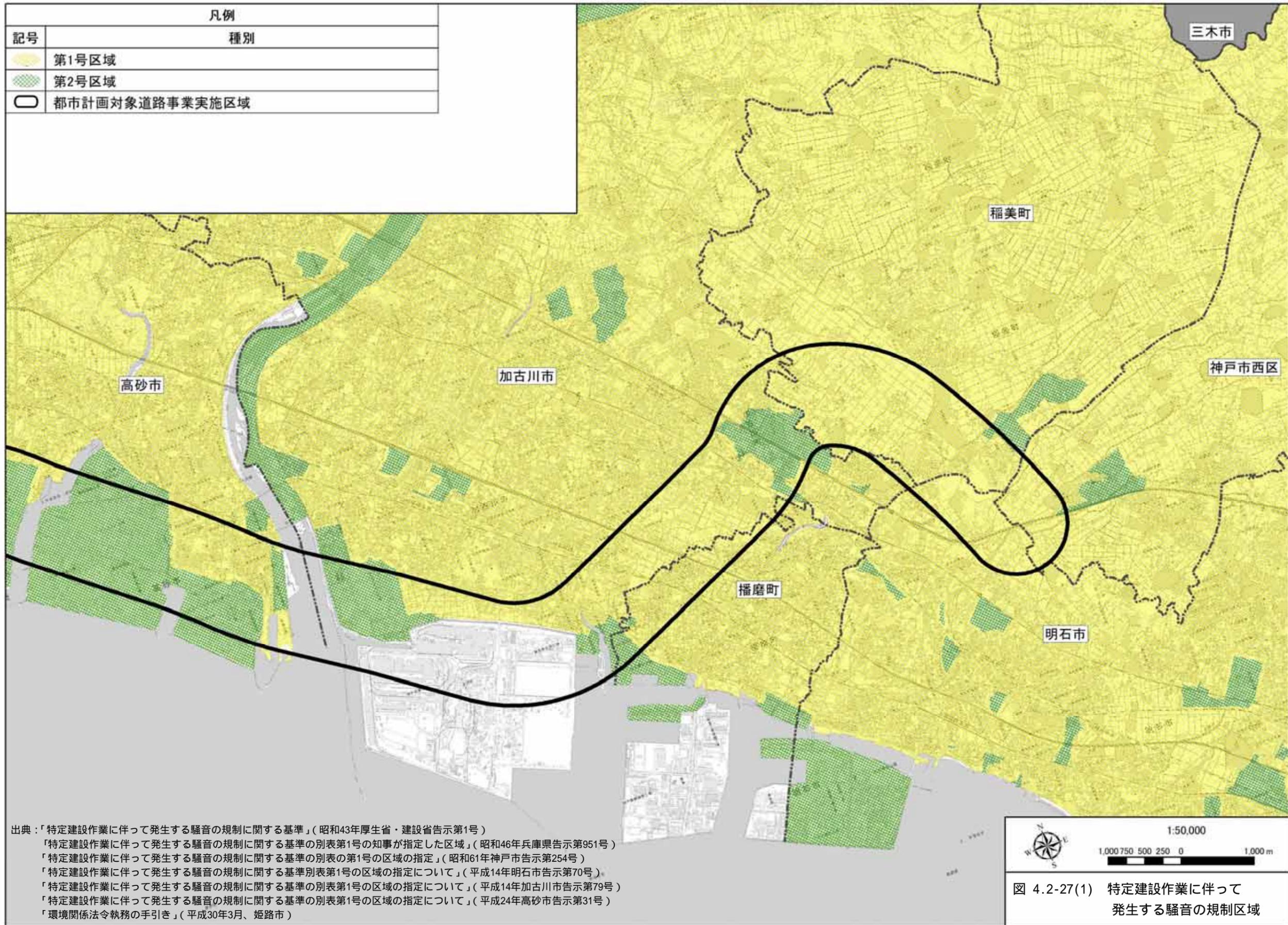
	作業の種類	設備基準
1	くい打機又はくい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用するものを除く。）	くい打作業は、アースオーガー併用工法又はこれと同等以上の防音もしくは防振効果を有する工法により、施工すること。
2	びょう打機を使用する作業	固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 びょう打機を使用する作業は、可能な限り地上部で行うこと。 作業時には、金属性資材等を防音材で被覆すること。
3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えないものに限る。）	作業地の住宅に面する境界線上に作業現場の高さより1m以上高い防音、防じん設備を設置すること（建物内での作業を除く。）。 原動機には、防音設備を設置し、又は低騒音機器を用いること。
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用するものを除く。）	塗料又はモルタル吹付作業を行う場合は、塗料等の飛散防止カバーを設置すること。 原動機には、防音設備を設置し、又は低騒音機器を用いること。
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。）を設けて行う作業又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタル製造作業を除く。）	全工程密閉構造のプラントを設置すること。 アスファルトプラントの煙突高は、15m以上とすること。 骨材の搔寄作業は、自動機械設備により行うこと。 作業場内及び進入路に散水設備を設置すること。
6	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	掘削機械は、必要最小規模のものを使用すること。
7	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬もしくは鉄球を使用して行う破壊作業	解体建物の周囲に当該建物の高さより1m以上高い防音、防じん設備を設置すること。 固定して使用する動力機器には、防音設備を設置し、又は低騒音機器を用いること。 散水設備を設置すること。
8	すべての特定建設作業	粉じんの発生を防止するため、散水設備を設けること。 粉じんの飛散を防止するため、作業場周囲にネット等の防じん設備を設けること。 使用する機器については、低騒音及び低振動型の機器を使用すること。 発生する廃棄物については、適正に再利用又は処分すること。 発生する残土については、生活環境に支障を及ぼさないよう、再利用又は処分すること。

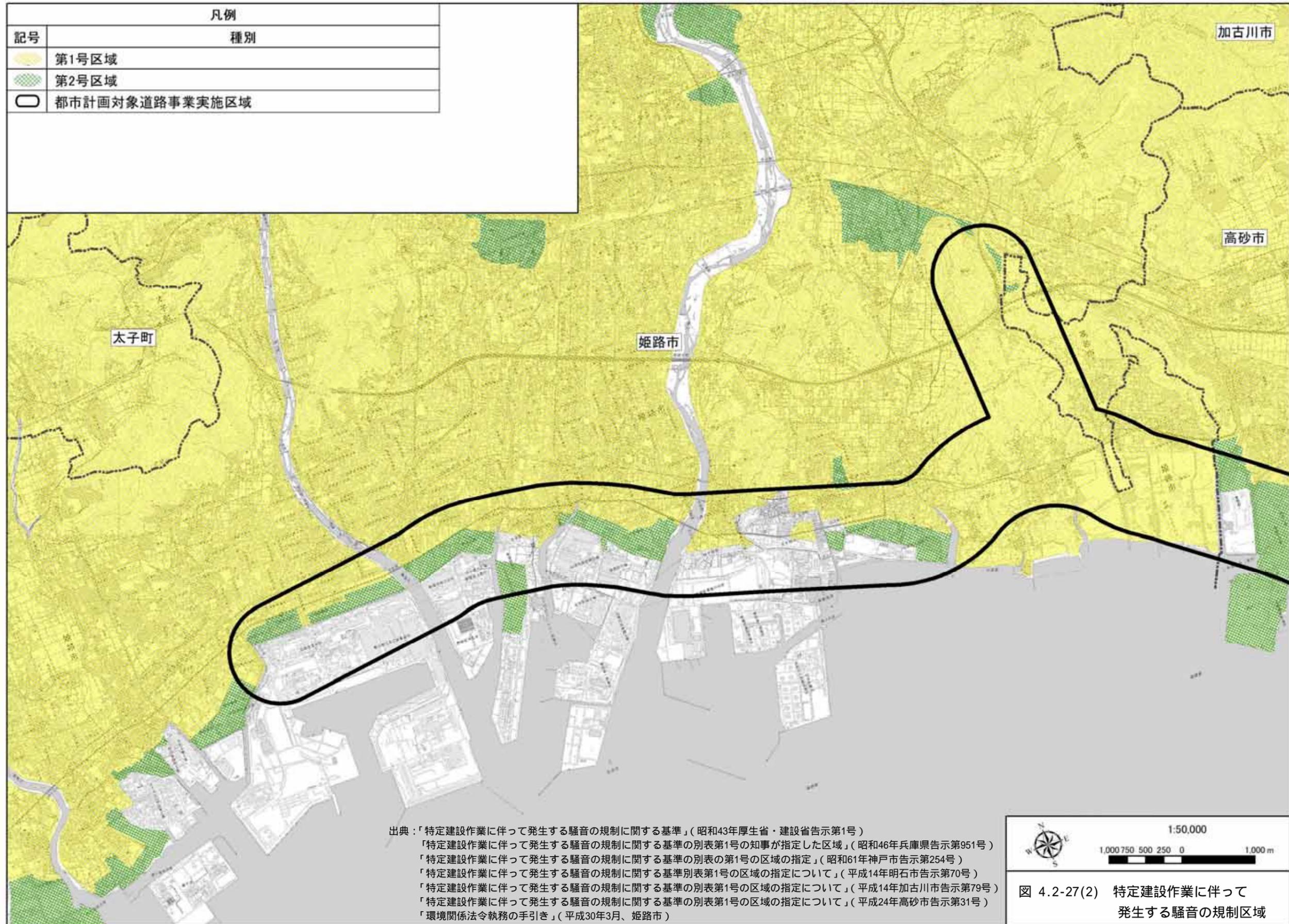
出典：「高砂市環境保全条例施行規則」（平成11年高砂市規則第37号）

表 4.2-67 姫路市公害防止条例に基づく特定建設工事

1	インパクトレンチ又はこれに類するものを使用する作業を行う工事
2	もんけんを使用する作業を行う工事
3	コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）を行う工事
4	振動ローラー、タイヤローラー又はロードローラーのてん圧機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）を行う工事
5	コンクリートポンプ車を使用する作業を行う工事
6	クレーンを使用する作業を行う工事
7	発破作業を行う工事

出典：「姫路市公害防止条例施行規則」（昭和49年姫路市規則第25号）





18) 振動規制法第 16 条第 1 項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) 第 16 条第 1 項に規定する道路交通振動の限度(要請限度)と時間の区分を表 4.2-68 に、調査区域における道路交通振動の規制区域を図 4.2-28 に示します。

道路交通振動の要請限度について、主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域は第 1 種区域に、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域は第 2 種区域に定められています。

表 4.2-68 道路交通振動の要請限度と時間の区分

区域の区分	時間の区分と要請限度	
	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1) 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

(1) 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(2) 第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注 2) 振動レベルは、5 秒間隔、100 個またはこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の区域及び同表備考 2 の時間」(昭和 52 年兵庫県告示第 2265 号の 5)

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の区域及び備考 2 の時間の指定」(昭和 61 年神戸市告示第 259 号)

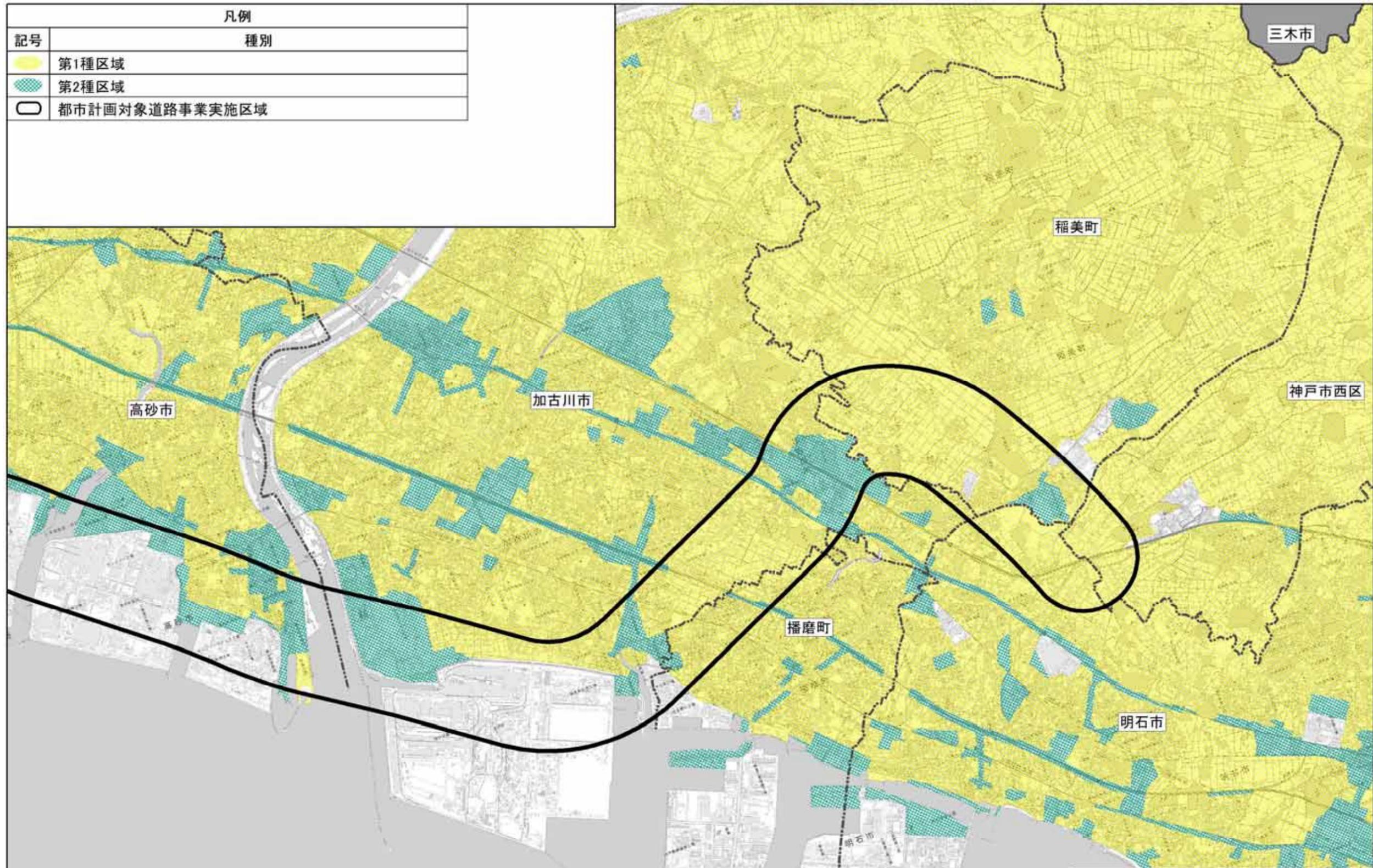
「振動規制法施行規則別表第 2 備考第 1 項の区域及び同表備考第 2 項の時間の指定について」(平成 14 年明石市告示第 75 号)

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の区域及び同表備考 2 の時間の指定について」(平成 14 年加古川市告示第 84 号)

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の区域及び同表備考 2 の時間の指定について」(平成 24 年高砂市告示第 35 号)

「環境関係法令執務の手引き」(平成 30 年 3 月、姫路市)

凡例	
記号	種別
	第1種区域
	第2種区域
	都市計画対象道路事業実施区域



出典：「振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び同表備考2の時間」(昭和52年兵庫県告示第2265号の5)
「振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び備考2の時間の指定」(昭和61年神戸市告示第259号)
「振動規制法施行規則別表第2備考第1項の区域及び同表備考第2項の時間の指定について」(平成14年明石市告示第75号)
「振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び同表備考2の時間の指定について」(平成14年加古川市告示第84号)
「振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び同表備考2の時間の指定について」(平成24年高砂市告示第35号)
「環境関係法令執務の手引き」(平成30年3月、姫路市)

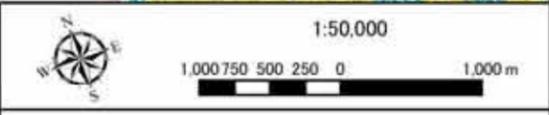


図 4.2-28(1) 道路交通振動規制区域

凡例	
記号	種別
	第1種区域
	第2種区域
	都市計画対象道路事業実施区域

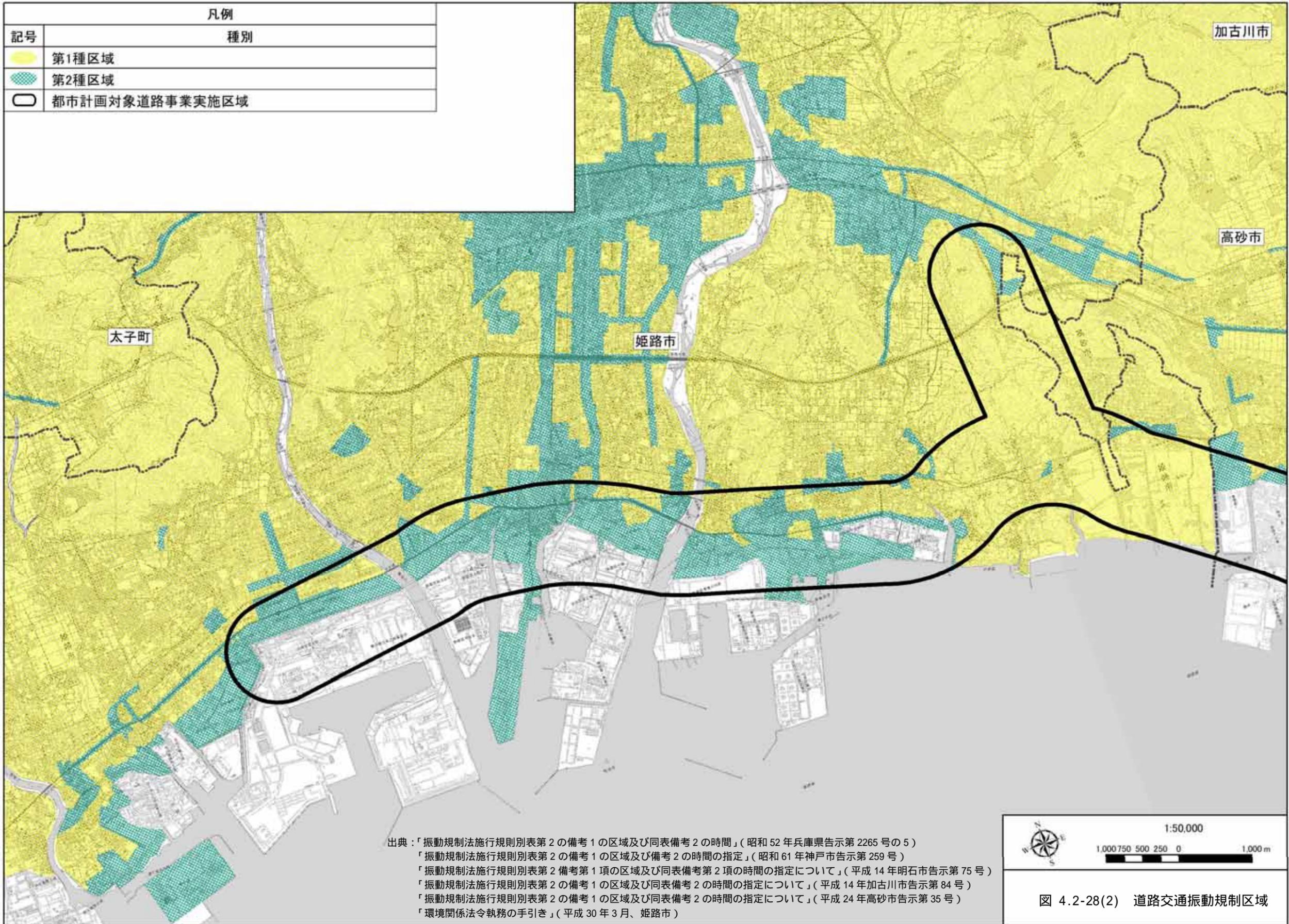


図 4.2-28(2) 道路交通振動規制区域

19) 振動規制法第3条第1項及び第15条第1項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)第3条第1項及び第15条第1項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表4.2-69に、特定建設作業を表4.2-70に、調査区域における特定建設作業の規制区域を図4.2-29に示します。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制について、兵庫県では主に、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、その他用途地域の指定を受けていない地域に加え、工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね80mの区域については第1号区域として指定されています。また、工業地域、工業専用地域のうち第1号区域を除く区域(一部地域を除く)が第2号区域に定められています。

兵庫県では、法に基づく特定建設作業に加えて、「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年兵庫県条例第28号)に基づく振動に係る特定建設作業を表4.2-71に示すとおり定めています。

また、高砂市では、法及び県条例に基づく特定建設作業に加えて、「高砂市環境保全条例」(平成11年高砂市条例第1号)に基づく騒音、振動に係る特定建設作業及び設備基準を「17)騒音規制法第3条第1項及び第15条第1項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況」に示した表4.2-66のとおり定めています。

表 4.2-69 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

項目		振動の基準	適用除外
振動の大きさ	基準値	75 デシベル	—
	測定位置	敷地境界	
作業時間帯	第1号区域	午後7時～翌日午前7時の時間内にないこと	A B C D
	第2号区域	午後10時～翌日午前6時の時間内にないこと	
1日当たりの作業時間	第1号区域	10時間/日を超えないこと	A B
	第2号区域	14時間/日を超えないこと	
作業期間		連続6日を超えないこと	A B
作業日		日曜日その他の休日ではないこと	A B C E F

注) 適用除外は以下に示すとおりである。

- A 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合
- D 「道路法」(昭和27年法律第180号)による占用許可(協議)または「道路交通法」(昭和35年法律第105号)による使用許可(協議)により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合
- E 「道路法」(昭和27年法律第180号)による占用許可(協議)または「道路交通法」(昭和35年法律第105号)による使用許可(協議)により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
- F 「電気事業法施行規則」(平成7年通商産業省令第77号)による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

出典:「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)

表 4.2-70 振動規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年政令第280号）

表 4.2-71 環境の保全と創造に関する条例に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい抜機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えないものに限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えないものに限る。）

出典：「環境の保全と創造に関する条例施行規則」（平成8年兵庫県規則第1号）

凡例	
記号	種別
	第1号区域
	第2号区域
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「振動規制法施行規則別表第1の付表の1の知事が指定した区域」(昭和52年兵庫県告示第2265号の4)
「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の区域の指定」(昭和61年神戸市告示第258号)
「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の区域の指定について」(平成14年明石市告示第74号)
「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の区域の指定について」(平成14年加古川市告示第83号)
「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の区域の指定について」(平成24年高砂市告示第36号)
「環境関係法令執務の手引き」(平成30年3月、姫路市)

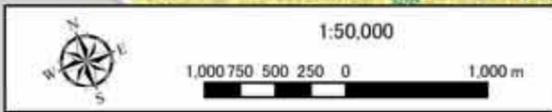
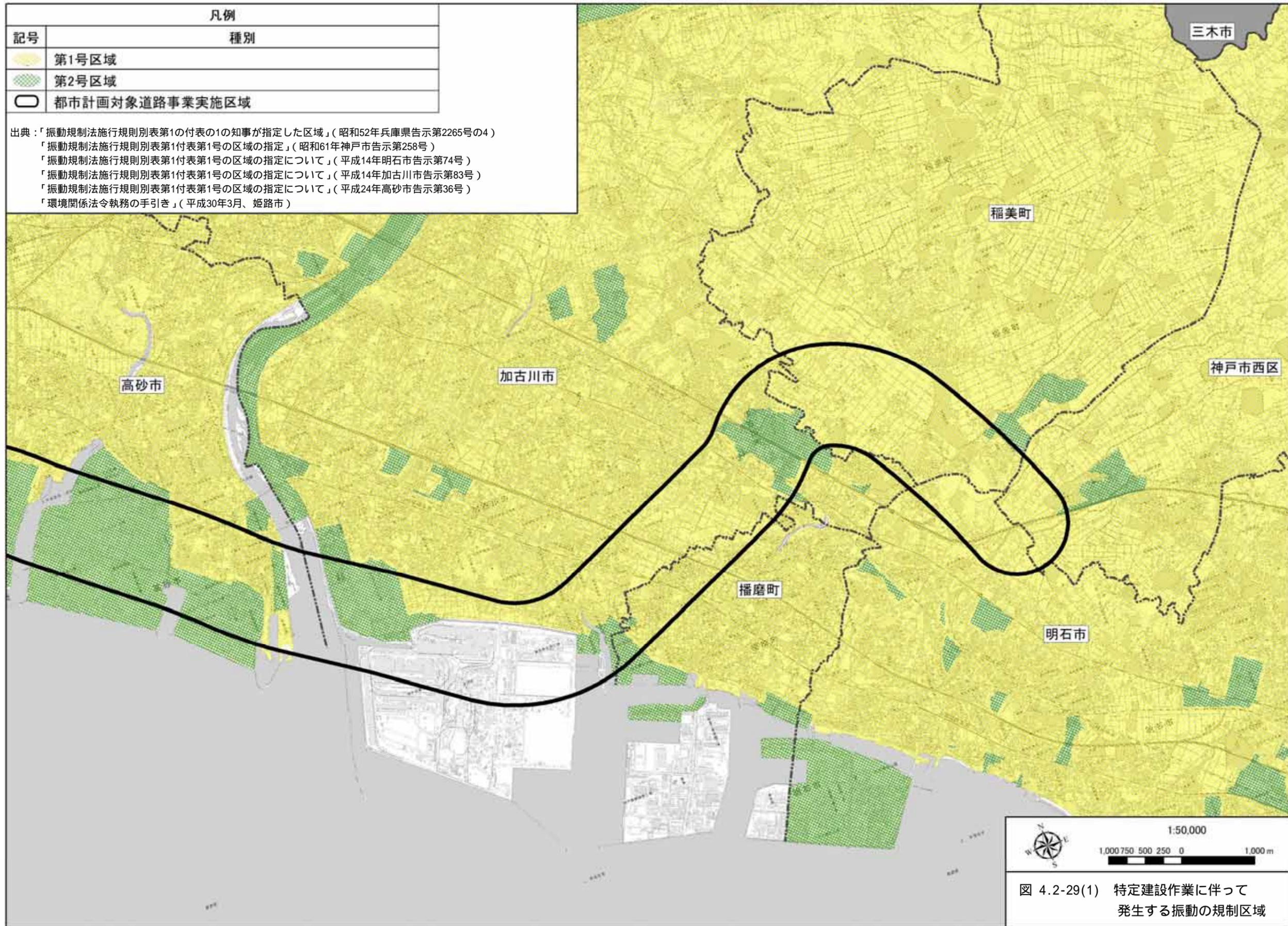
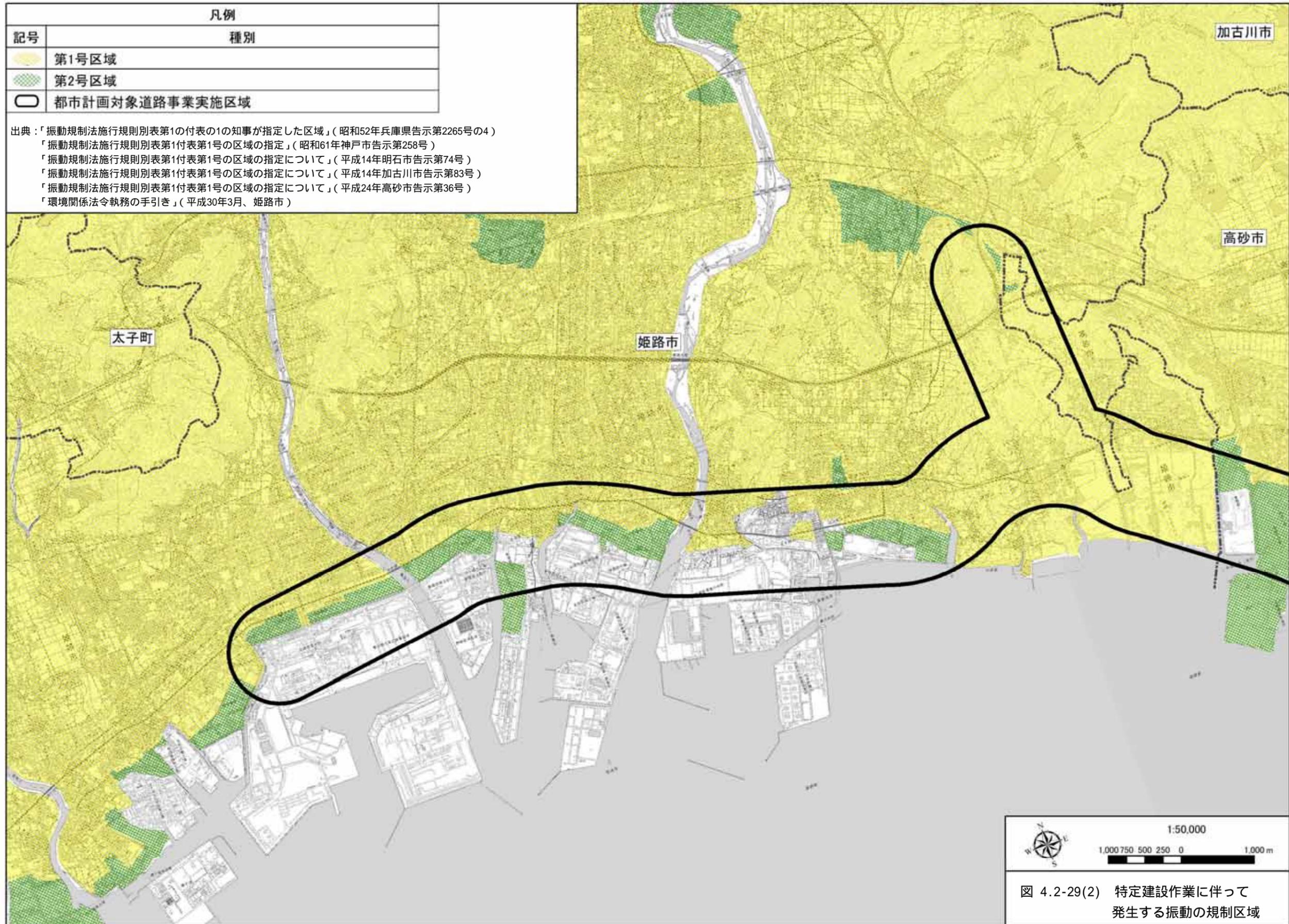


図 4.2-29(1) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域



20) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排水基準が定められた区域

(1) 全国一律の排水基準

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)第3条第3項では有害物質による汚染として28項目、その他の汚染として15項目について全国一律の排水基準を定めています。排水基準を表4.2-72に示します。

表 4.2-72(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による汚染)

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03mg/L
シアン化合物	シアンとして 1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛として 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素として 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考 1 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)

表 4.2-72(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の汚染）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考 1	「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2	この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
3	水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
4	水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
5	生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
6	窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
7	燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

(2) 「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」による上乘せ排水基準

兵庫県では、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」(昭和49年兵庫県条例第18号)により上乘せ基準を定め、規制が行われており、調査区域は、瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域が適用を受ける区域となっています。上乘せ排水基準を表4.2-73に示します。

表 4.2-73 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例による上乘せ排水基準

有害物質の種類	許容限度	
	既設特定事業場	その他の特定事業場
シアン化合物	シアン 0.7 mg/L 以下	シアン 0.3 mg/L 以下
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.7 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.35 mg/L 以下	六価クロム 0.1 mg/L 以下
砒素及びその化合物	—	砒素 0.05 mg/L 以下

備考1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、県の区域に属する公共用水域の全域とする。

2 この表に掲げる排水基準は、法第2条第2項に規定する特定施設(以下、「特定施設」という。)及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により法第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設(以下「みなし指定地域特定施設」という。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から排出される排水水について適用する。

3 砒素及びその化合物についての排水基準は、温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する特定事業場のうち、旅館その他の宿泊所及び医療業に該当するものから排出される排水水については、当分の間、適用しない。

4 この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設又はみなし指定地域特定施設(以下、「特定施設等」という。)となった際に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される排水水については、当該施設が特定施設等となった日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。

(1) 特定施設 6月間(当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、1年間)

(2) みなし指定地域特定施設 1年間(当該施設が法第12条第3項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、3年間)

5 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。

(1) 昭和49年4月1日において、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「昭和49年改正政令」という。)の規定による改正前の水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(2) 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(3) 昭和63年4月1日において、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和51年政令第122号。以下「昭和51年改正政令」という。)、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和54年政令第132号。以下「昭和54年改正政令」という。)、水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和56年政令第327号。以下、「昭和56年改正政令」という。)及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。)の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(4) 平成3年11月1日において、水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。)の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場

(5) 備考4に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場

出典:「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」(昭和49年兵庫県条例第18号)

21) 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町には、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)第4条の2第1項に規定する総量削減基本方針に係る規制の指定地域があります。指定状況は、表4.2-74に示すとおりです。

表 4.2-74 総量削減基本方針に係る規制の指定地域

対象物質	対象市町
窒素又はりん含有量	神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、太子町

出典：「水質汚濁防止法施行令」(昭和46年政令第188号)

22) 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する関係府県の区域

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町は、全域が「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号)第5条第1項に規定する関係府県の区域に指定されています。

23) 瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7の規定により指定された自然海浜保全地区

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号)第12条の7の規定による自然海浜保全地区はありません。

24) 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定により指定された指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年法律第61号)第3条第2項の規定により指定された指定地域はありません。

25) 排水基準を定める省令別表第2の備考6に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)別表第2の備考6に規定する窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域があります。規定状況を表4.2-75に、位置を図4.2-30に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、天満大池及び瀬戸内海があります。

表 4.2-75 窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域

対象	名称	所在地
湖沼	桜山ダム貯水池(桜山貯水池)	姫路市及び太子町
	天満大池	稲美町
海域	瀬戸内海	—

出典：「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷(りん)含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和60年環境庁告示第27号)
 「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷(りん)含有量についての排水基準に係る海域」(平成5年環境庁告示第67号)

凡例	
記号	種別
	排水基準を定める湖沼及び海域(窒素)
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷りん含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和60年環境庁告示第27号)
「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷りん含有量についての排水基準に係る海域」(平成5年環境庁告示第67号)

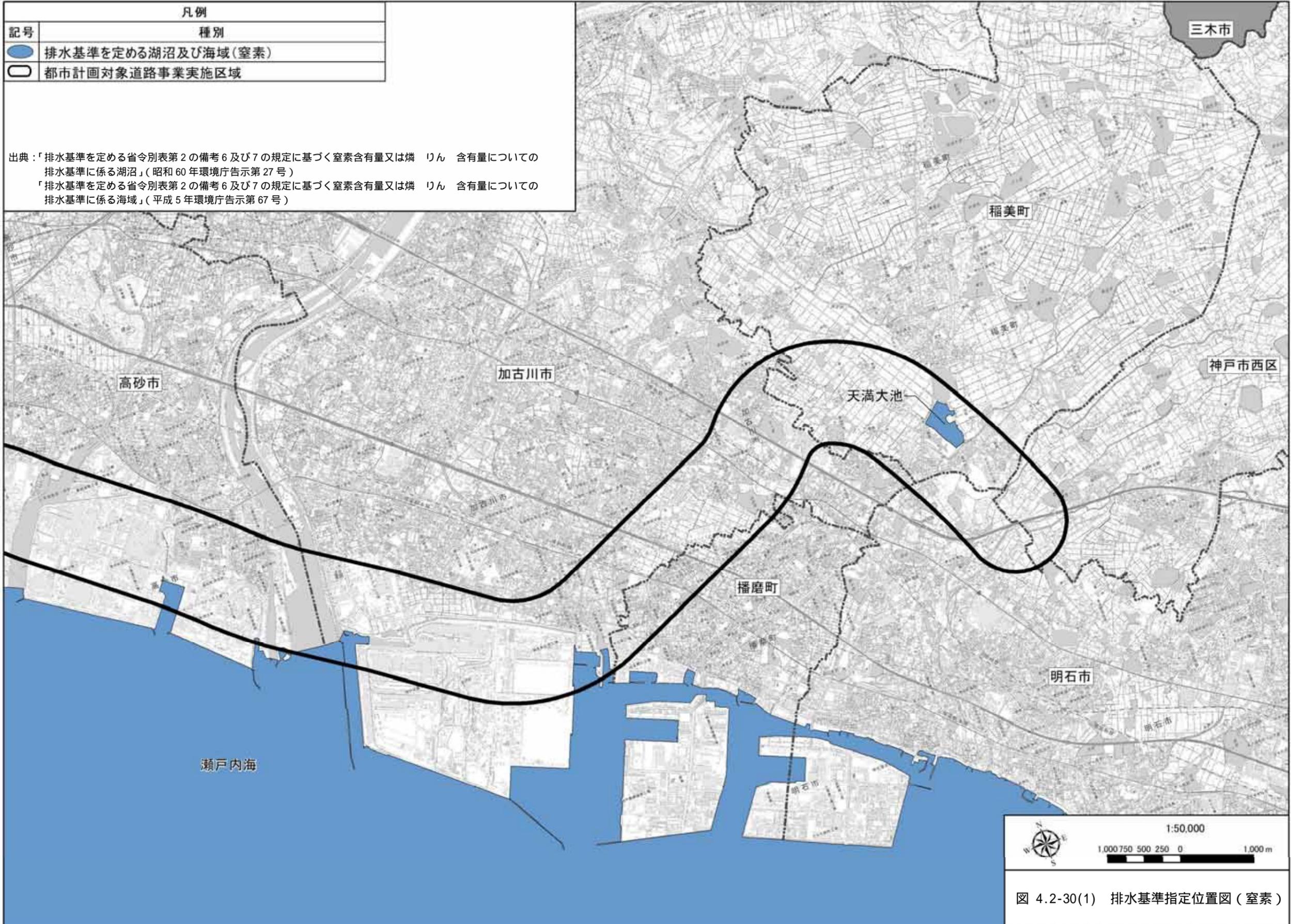
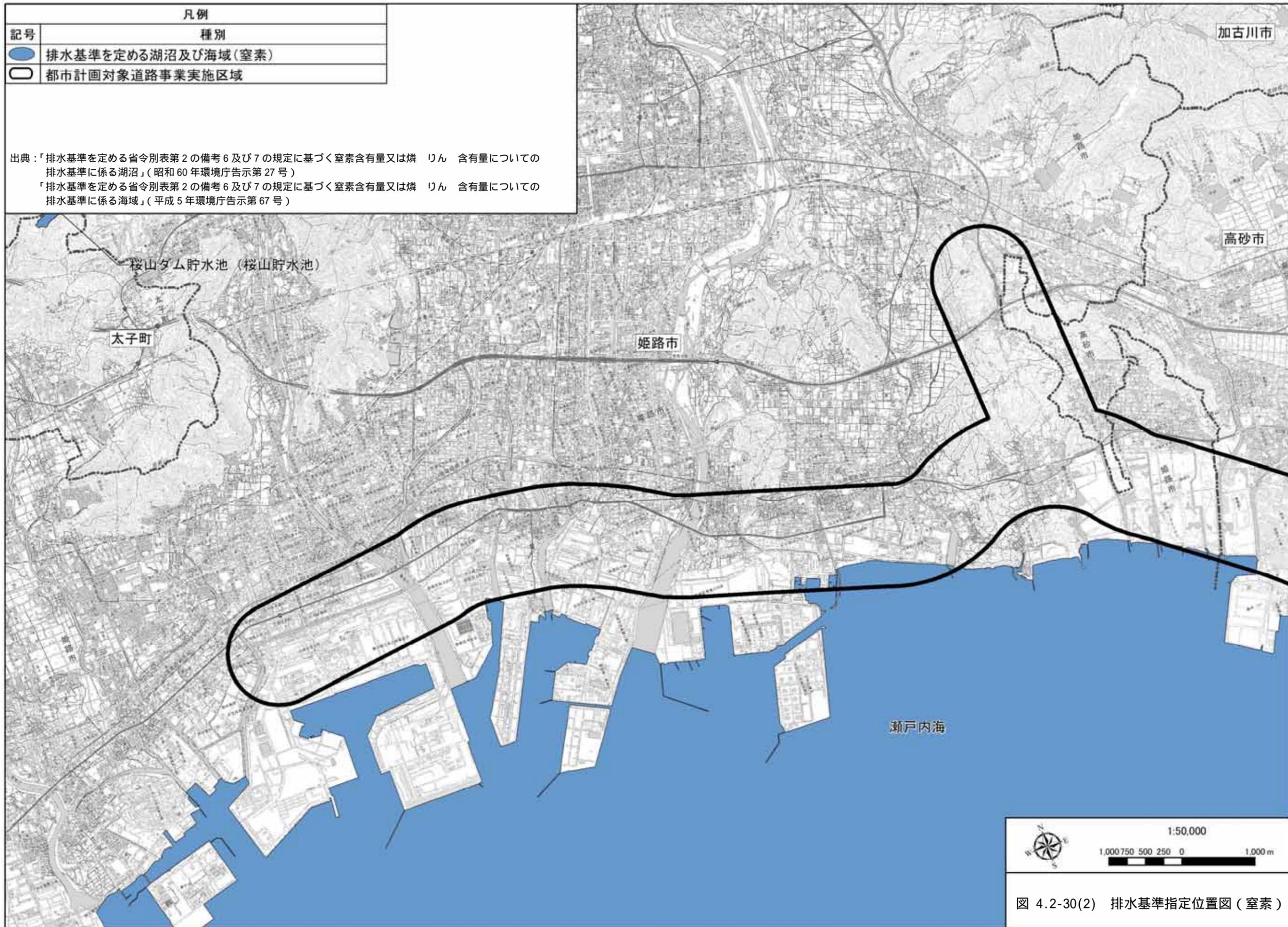


図 4.2-30(1) 排水基準指定位置図(窒素)



26) 排水基準を定める省令別表第2の備考7に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）別表第2の備考7に規定するりん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域があります。規定状況を表4.2-76に、位置を図4.2-31に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、天満大池及び瀬戸内海があります。

表 4.2-76 りん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域

対象	名称	所在地
湖沼	桜山ダム貯水池（桜山貯水池）	姫路市及び太子町
	加古大池	稲美町
	天満大池	稲美町
	長法池	稲美町
	入ヶ池	稲美町
海域	瀬戸内海	—

出典：「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年環境庁告示第27号）
「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域」（平成5年環境庁告示第67号）

27) 土壌汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定により指定された指定区域

調査区域には、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により指定された要措置区域及び同法第11条第1項の規定により指定された形質変更時要届出区域があります。指定状況を表4.1-31に示します。

28) ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）第29条第1項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域はありません。

29) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定により指定された指定区域

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により指定された指定区域として78箇所があります。指定状況を表4.1-32に示します。

30) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）第3条第1項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

31) 森林法第25条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査区域には、「森林法」（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林があります。保安林の指定状況を図4.2-32に示します。

凡例	
記号	種別
	排水基準を定める湖沼及び海域(りん)
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷りん含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和60年環境庁告示第27号)
「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷りん含有量についての排水基準に係る海域」(平成5年環境庁告示第67号)

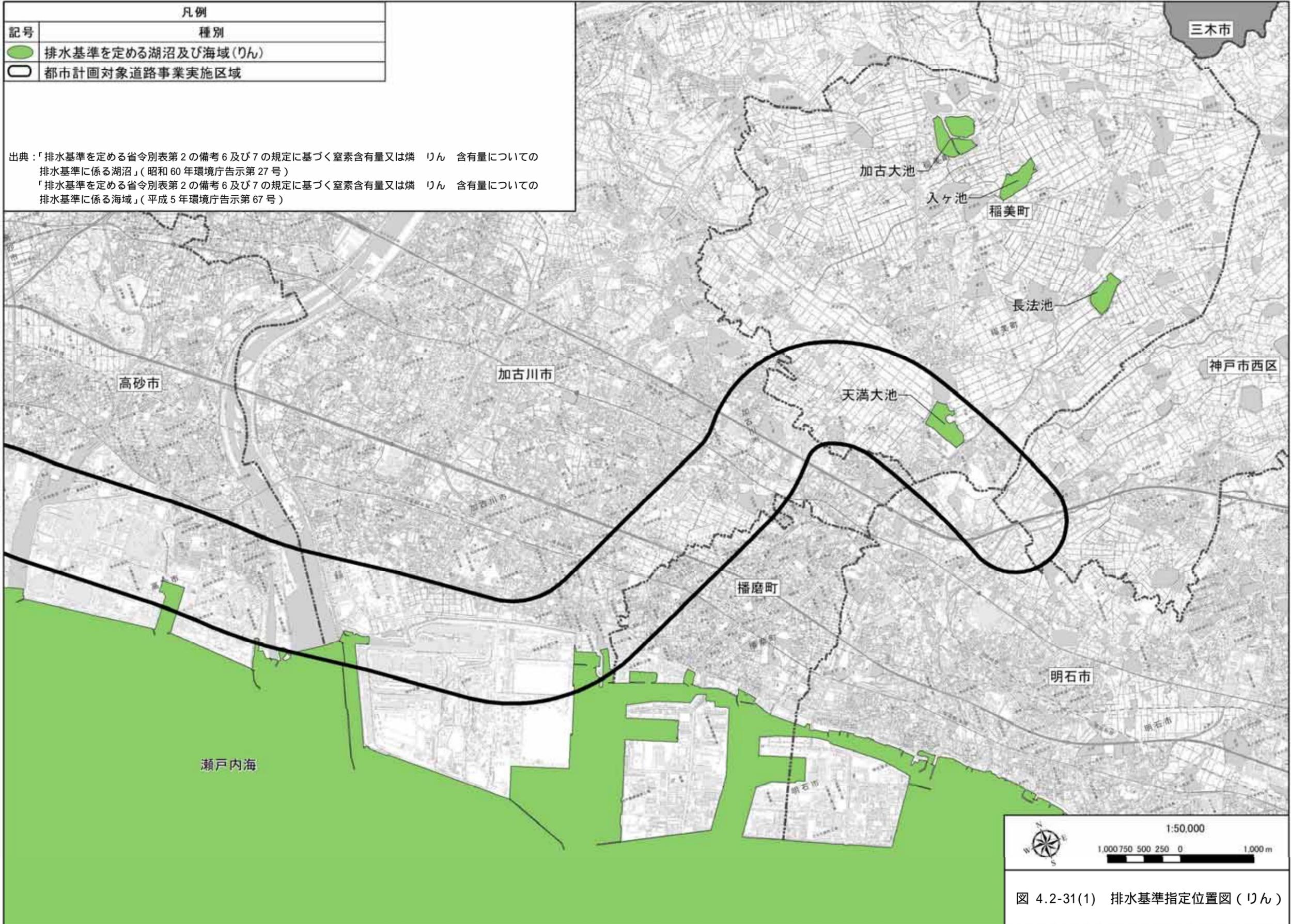


図 4.2-31(1) 排水基準指定位置図(りん)

凡例	
記号	種別
	排水基準を定める湖沼及び海域(りん)
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷りん含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和60年環境庁告示第27号)
「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷りん含有量についての排水基準に係る海域」(平成5年環境庁告示第67号)

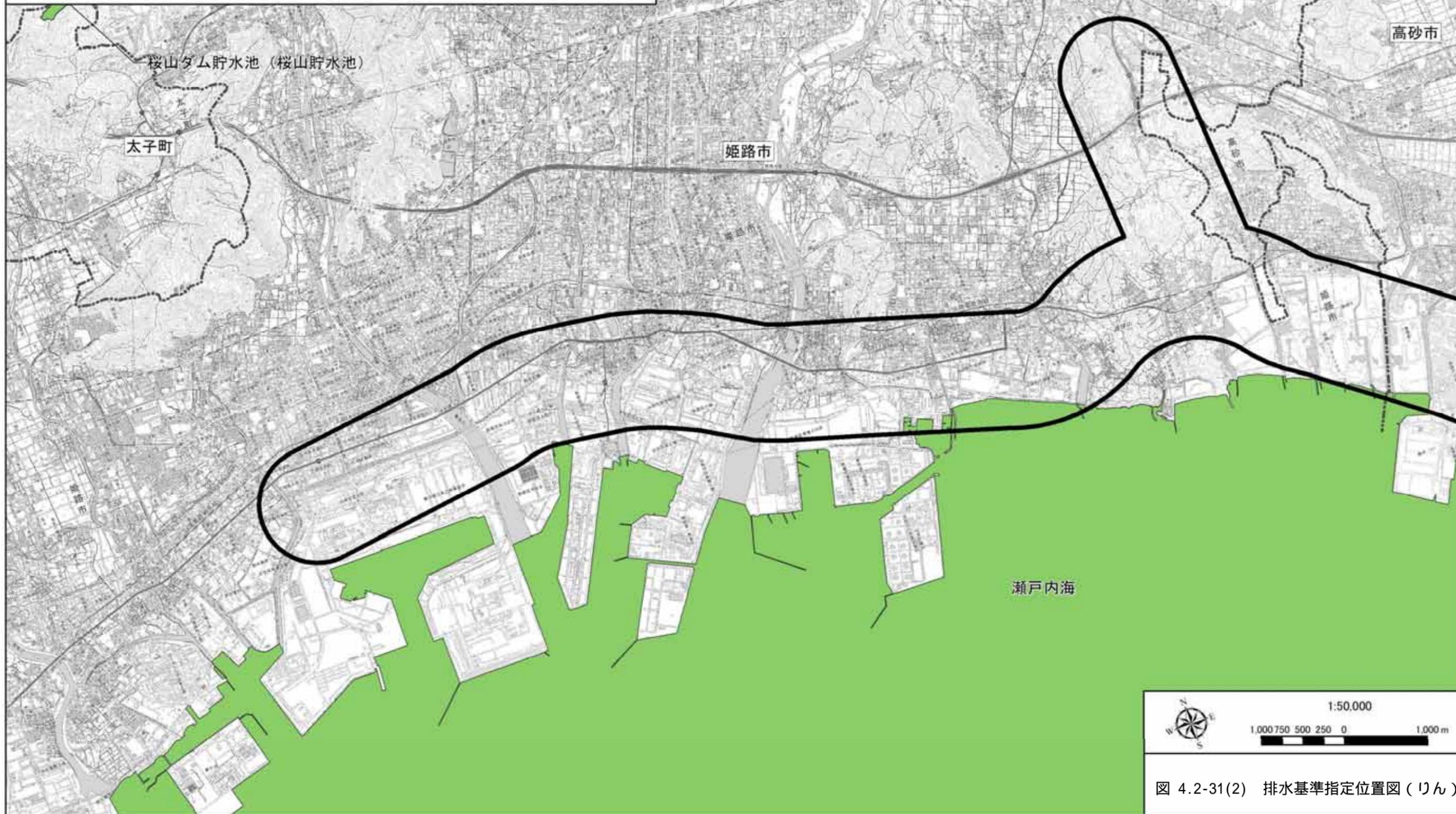
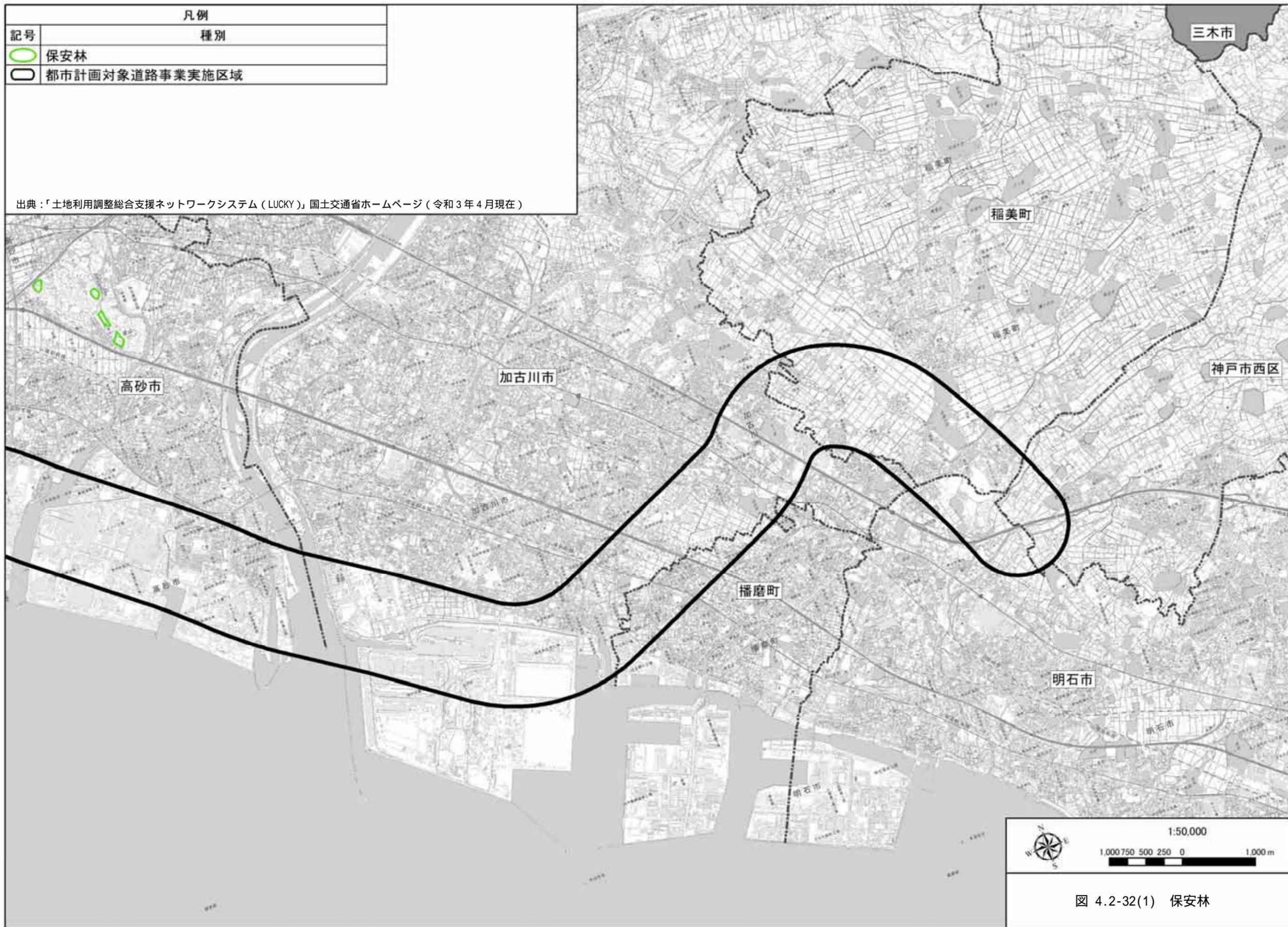


図 4.2-31(2) 排水基準指定位置図(りん)



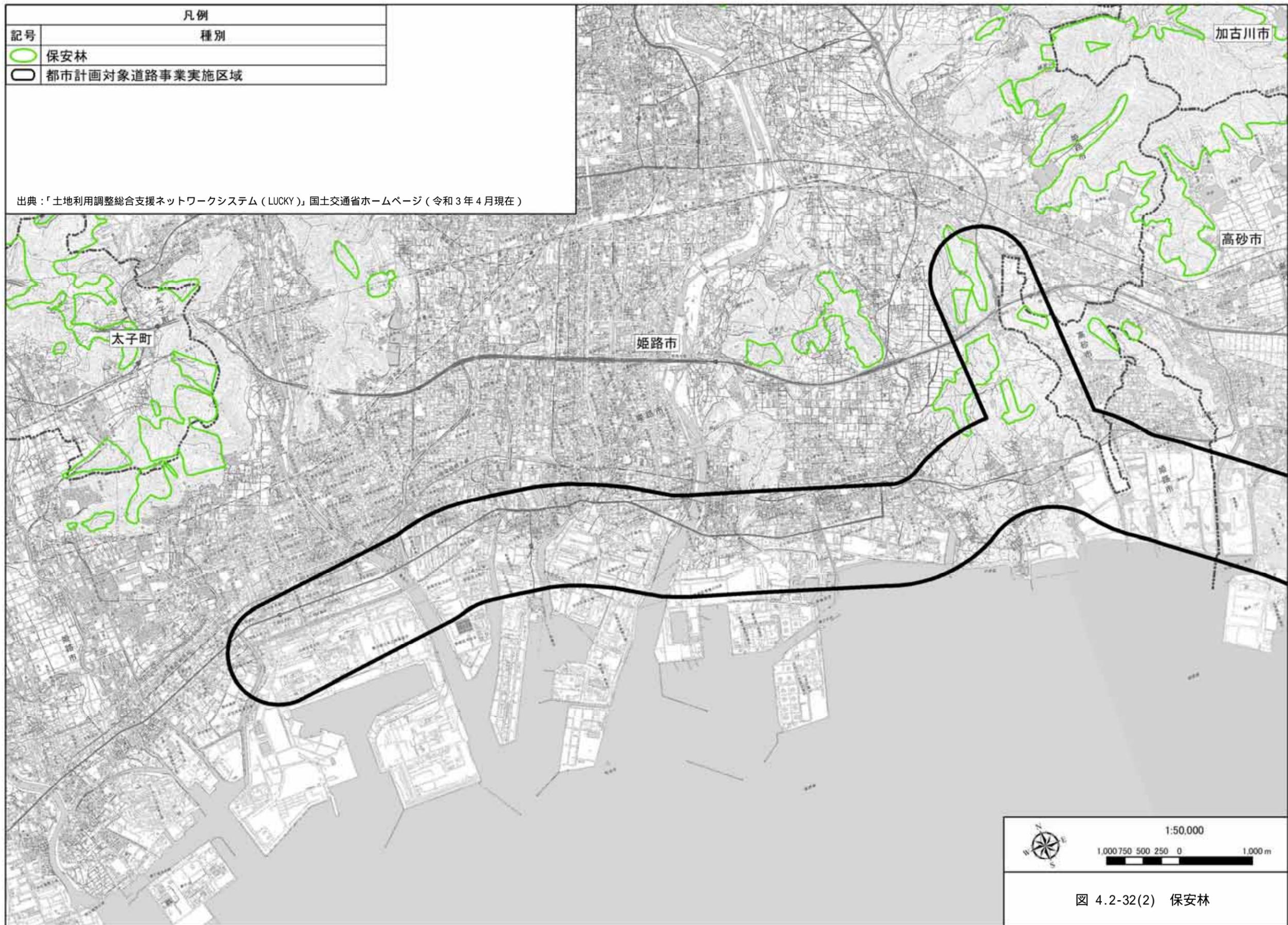


図 4.2-32(2) 保安林

32) 都市緑地法第4条第1項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

調査区域では、「都市緑地法」（昭和48年法律第72号）第4条第1項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市及び太子町で基本計画が策定されています。

33) 景観法第8条第1項により定められた良好な景観の形式に関する計画（景観計画）

調査区域では、「景観法」（平成16年法律第110号）第8条第1項により定められた良好な景観の形式に関する計画として、表4.2-77に示すとおり、神戸市、姫路市で景観計画が策定されており、姫路市全域が景観計画区域とされています。

表 4.2-77 景観計画策定状況

県・市町	景観計画	刊行年月
神戸市	「神戸市景観計画」	平成27年12月
姫路市	「姫路市景観計画」	令和3年4月

34) 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町では、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による用途地域が定められています。指定状況を表4.2-78に、位置を図4.2-33に示します。

表 4.2-78 都市計画区域の指定状況

[単位：ha]

都市名	神戸市	明石市	稲美町	播磨町	加古川市	高砂市	姫路市	太子町	
都市計画区域面積	55,727	4,942	3,492	924	13,848	3,438	30,753	2,261	
用途地域	第1種低層住居専用	6,473	516	139	142	451	152	623	55
	第2種低層住居専用	9	-	25	54	68	97	407	-
	第1種中高層住居専用	4,108	1,002	1	145	1,134	566	1,351	202
	第2種中高層住居専用	172	56	9	-	79	7	1,810	29
	第1種住居	2,217	1,128	67	88	690	229	2,235	58
	第2種住居	1,409	68	2	43	187	137	469	24
	準住居	148	95	-	24	80	51	199	19
	田園住居	-	-	-	-	-	-	-	-
	近隣商業	775	198	4	13	137	63	393	10
	商業	734	94	-	-	39	17	285	-
	準工業	2,687	173	5	1	154	106	726	-
	工業	628	293	39	57	407	150	997	25
	工業専用	1,077	266	35	287	590	587	1,560	-

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和3年3月、兵庫県）

凡例			
記号	種別	記号	種別
	第1種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第2種低層住居専用地域		商業地域
	第1種中高層住居専用地域		準工業地域
	第2種中高層住居専用地域		工業地域
	第1種住居地域		工業専用地域
	第2種住居地域		都市計画対象道路事業実施区域
	準住居地域		

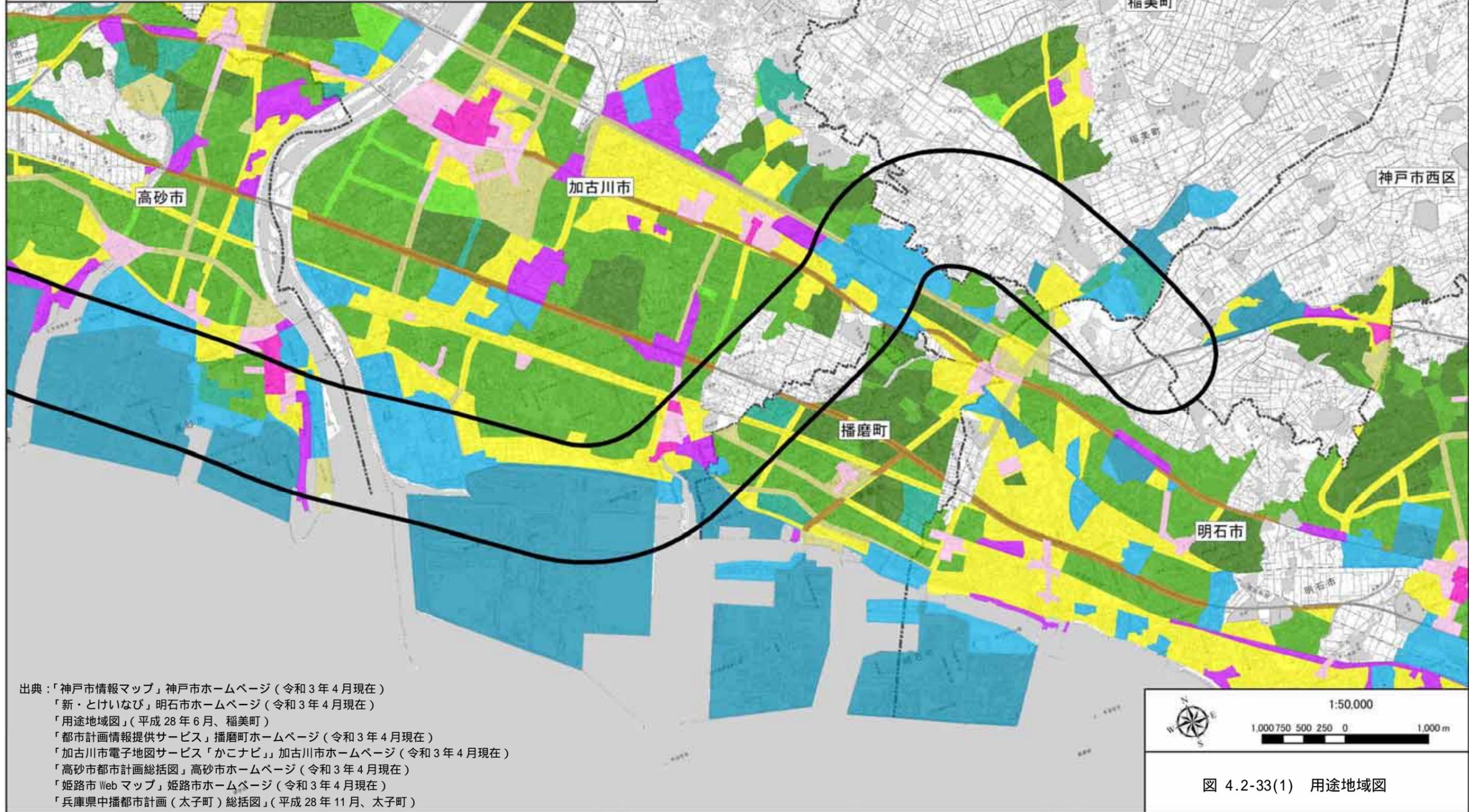
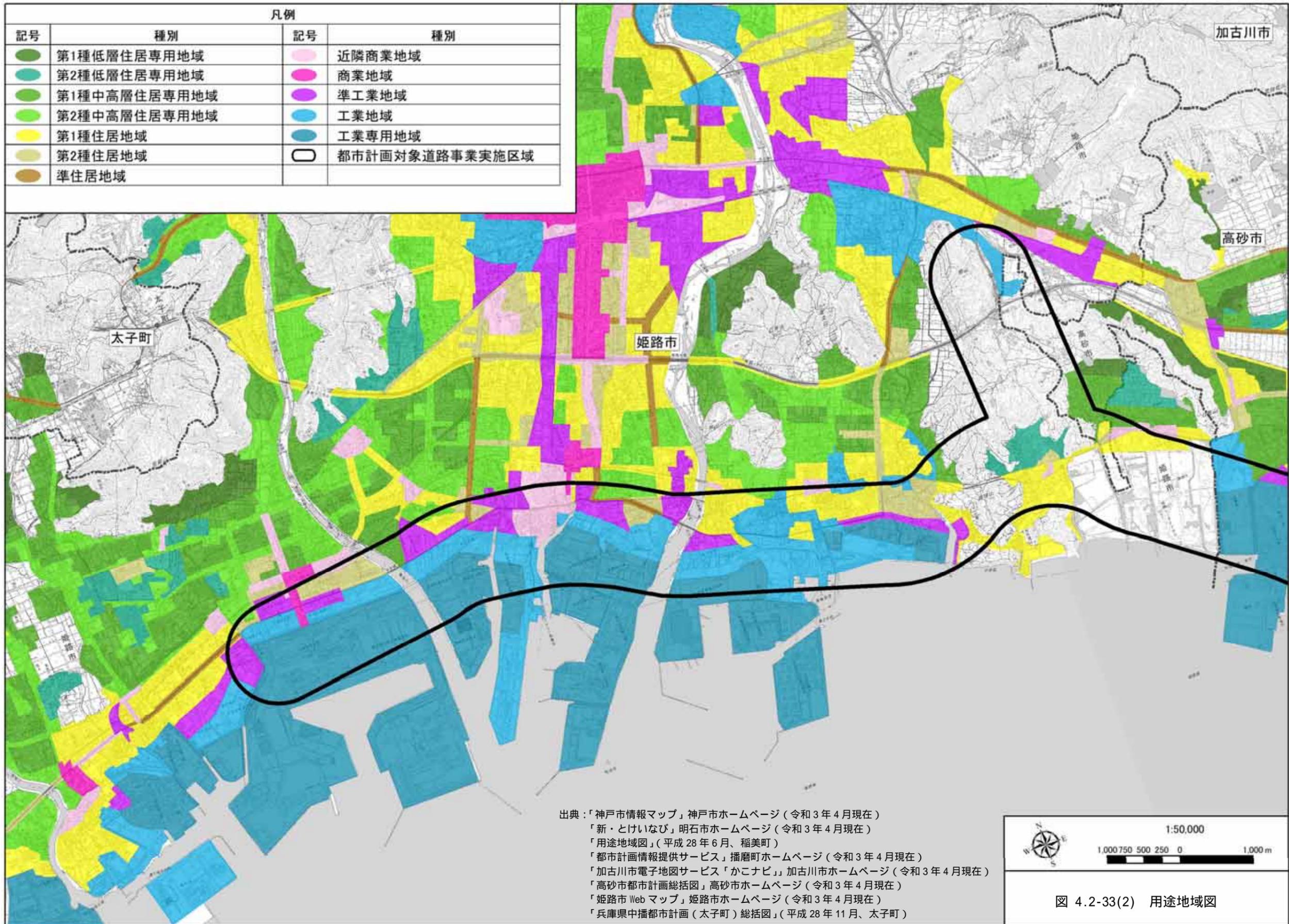


図 4.2-33(1) 用途地域図



35) その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況

(1) 港湾法第 2 条第 3 項の規定に基づく港湾区域

調査区域には、「港湾法」(昭和 25 年法律第 218 号) 第 2 条第 3 項の規定に基づく港湾区域が存在します。港湾区域の状況を表 4.2-79 及び図 4.2-34 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、姫路港、東播磨港の港湾区域が存在します。

表 4.2-79 港湾区域の状況

種別	港名	管理者
国際拠点港湾	姫路港	兵庫県
重要港湾	東播磨港	兵庫県

出典：「ひょうごのみなと」兵庫県ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

(2) 河川法第 54 条第 1 項の規定に基づく河川保全区域

調査区域には、「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号) 第 54 条第 1 項の規定に基づく河川保全区域が存在します。河川保全区域の状況を表 4.2-80 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、八家川、市川、船場川、夢前川が存在します。

表 4.2-80 河川保全区域設定河川

区分	河川名	延長(m)
一級河川	加古川	778,119
	揖保川	290,810
二級河川	瀬戸川	5,710
	喜瀬川	8,380
	法華山谷川	17,247
	天川	21,953
	八家川	4,480
	市川	218,032
	船場川	15,520
	夢前川	95,415
	大津茂川	25,615

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和 3 年 3 月、兵庫県）

(3) 海岸法第 3 条第 1 項の規定に基づく海岸保全区域

調査区域には、「海岸法」(昭和 31 年法律第 101 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく海岸保全区域が存在します。海岸保全区域の状況を図 4.2-34 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、海岸保全区域が存在します。

(4) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 1 項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）

調査区域には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成 20 年法律第 40 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致維持向上計画は策定されていません。

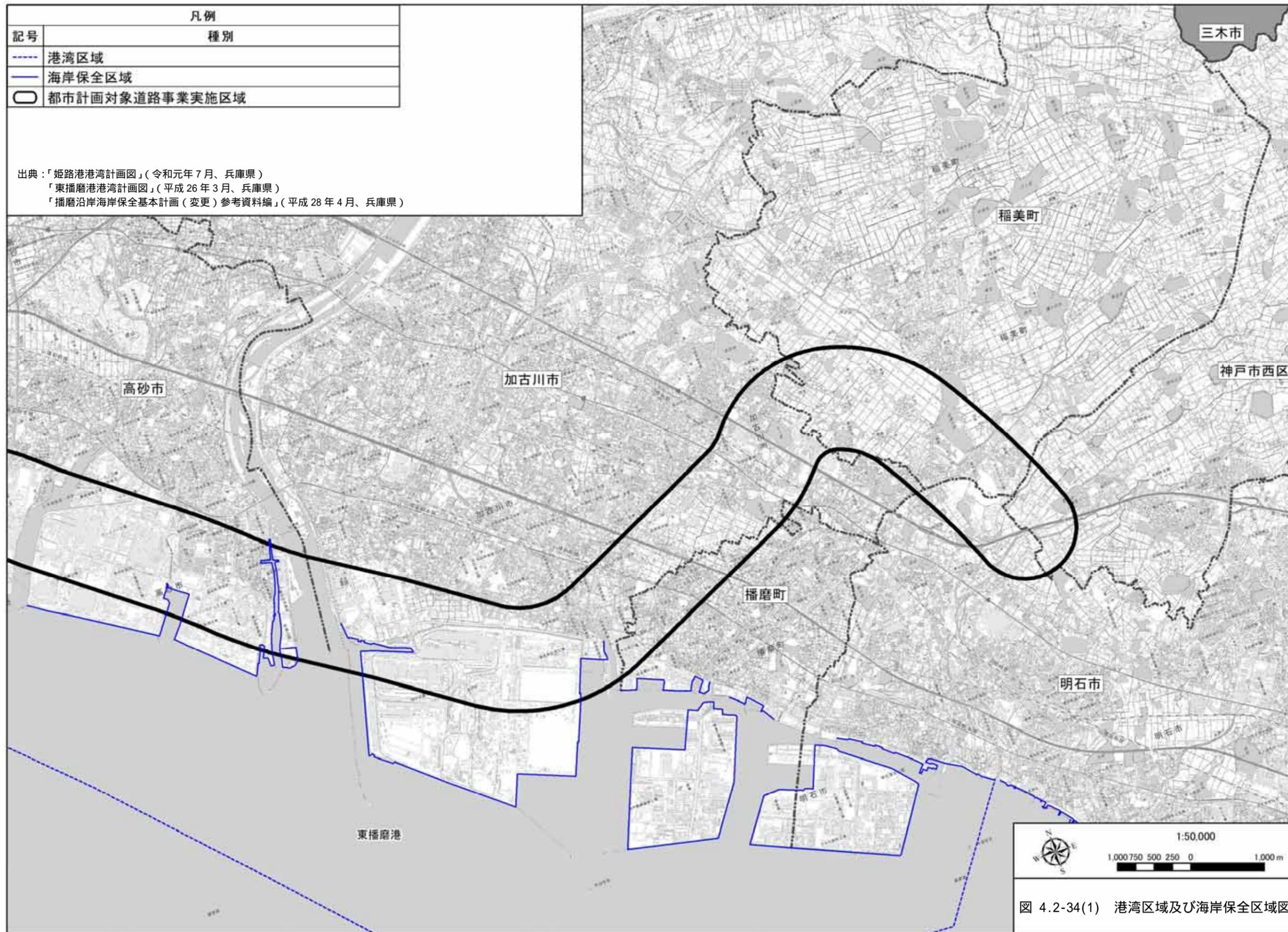


図 4.2-34(1) 港湾区域及び海岸保全区域図

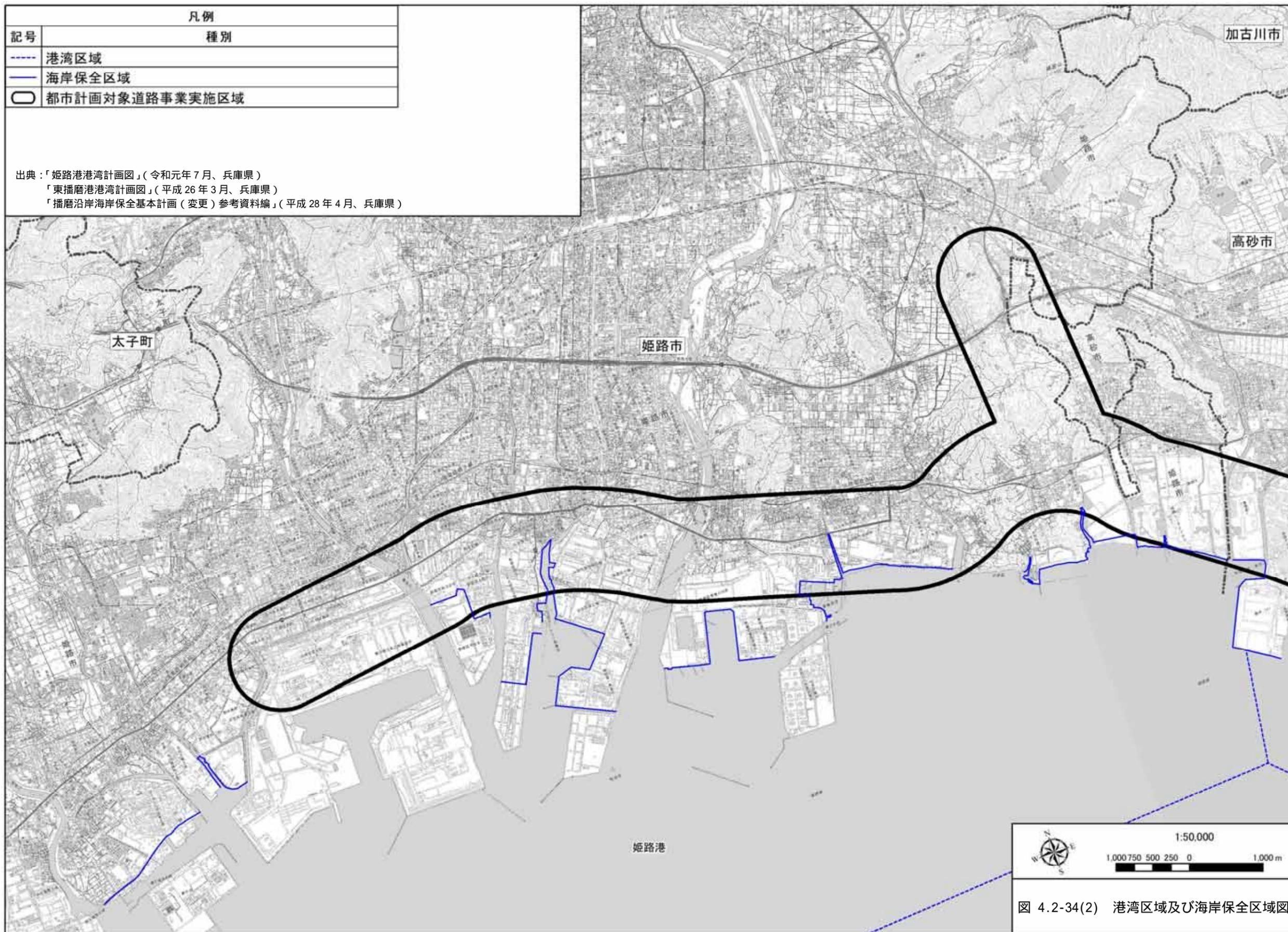


図 4.2-34(2) 港湾区域及び海岸保全区域図

(5) 地すべり等防止法第 3 条第 1 項の規定に基づく地すべり防止区域

調査区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地すべり防止区域はありません。

(6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域

調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域が 35 箇所存在します。急傾斜地崩壊危険区域の状況を図 4.2-35 に示します。

都市計画対象道路事業実施区には、急傾斜地崩壊危険区域が 17 箇所存在します。

(7) 砂防法第 2 条の規定に基づく砂防指定地

調査区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定に基づく砂防指定地が 1 箇所存在します。砂防指定地の状況を図 4.2-35 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、砂防指定地はありません。

凡例	
記号	種別
▲	急傾斜地崩壊危険区域
—	砂防指定地(河川)
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「兵庫県公報及び各市町台帳等（急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地）」（令和2年1月ヒアリング情報、兵庫県）

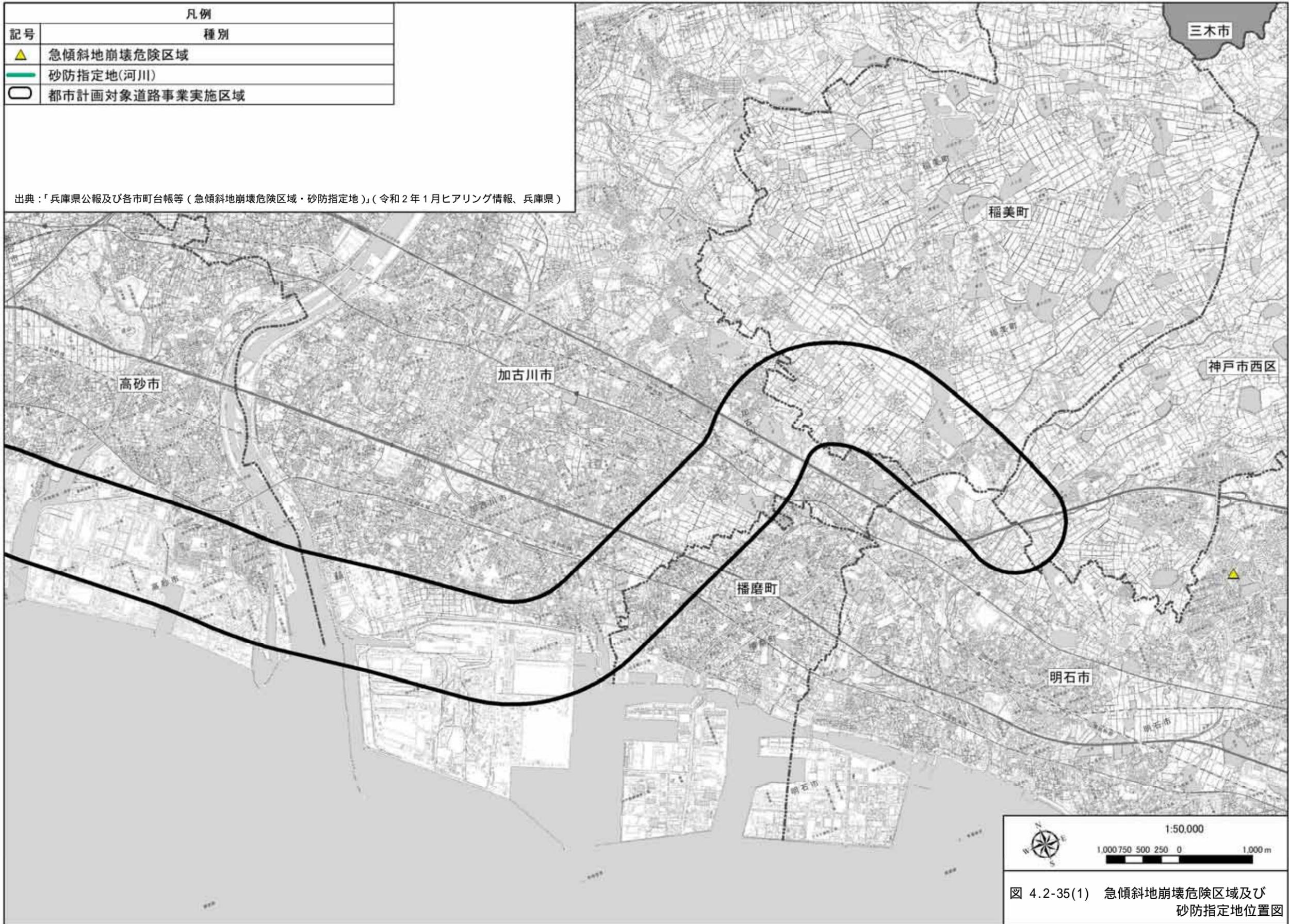


図 4.2-35(1) 急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地位置図

凡例	
記号	種別
▲	急傾斜地崩壊危険区域
—	砂防指定地(河川)
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「兵庫県公報及び各市町台帳等（急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地）」（令和2年1月ヒアリング情報、兵庫県）

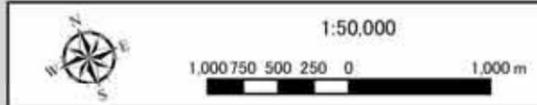
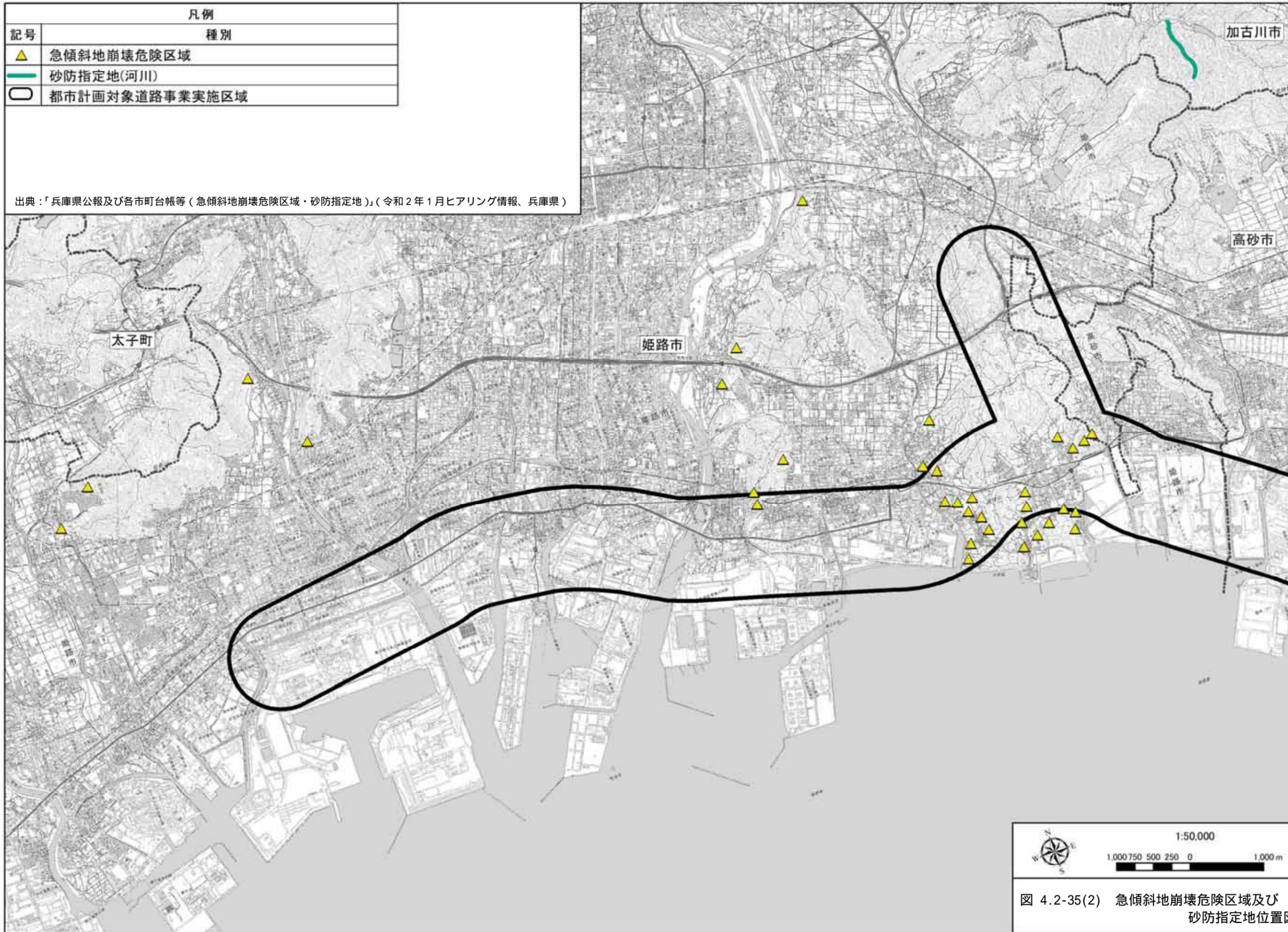


図 4.2-35(2) 急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地位置図

4.2.9 その他の事項

1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下、「建設副産物」という。）のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土等）や、廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものです。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に従い適正処理を行うこととされています。原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月 30 日改正、国土交通省）等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されています。

国土交通省においては、「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月、国土交通省）を策定し、表 4.2-81 に示す達成基準値を定めています。また、近畿地方においては、「近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015」（平成 27 年 6 月、建設副産物対策近畿地方連絡協議会）を策定し、表 4.2-82 に示すリサイクル率の目標値を定めています。

廃棄物に関する条例としては、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成 15 年兵庫県条例第 23 号）、「兵庫県建設リサイクルガイドライン」（平成 30 年 4 月、兵庫県県土整備部）等が定められています。

表 4.2-81 建設リサイクル推進計画 2020 の目標

品目	指標	2018 実績値	2024 達成基準値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5 %	99 % 以上
コンクリート塊	再資源化率	99.3 %	99 % 以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	96.2 %	97 % 以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	94.6 %	95 % 以上
建設混合廃棄物	排出率	3.1 %	3.0 % 以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	97.2 %	98 % 以上
建設発生土	有効利用率	79.8 %	80 % 以上
備考 <再資源化率> 建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合 <再資源化・縮減率> 建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合 <建設混合廃棄物排出率> 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合 <建設発生土有効利用率> 建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合			

出典：「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月、国土交通省）

表 4.2-82 近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015 の目標

対象品目		平成 24 年度（実績）	平成 30 年度目標
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.5 %	99 % 以上
		99.6 %	99 % 以上
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	94.5 %	95 % 以上
		89.2 %	90 % 以上
建設混合廃棄物	排出率	4.8 %	3.5 % 以下
	再資源化・縮減率	42.0 %	50 % 以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	95.2 %	96 % 以上
建設発生土	建設発生土有効 利用率	-	80 % 以上
備考 <再資源化率> 建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合 <再資源化・縮減率> 建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合 <建設混合廃棄物排出率> 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合 <建設発生土有効利用率> 建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地利用等を加えた有効利用量の合計の割合			

出典：「近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015」（平成 27 年 6 月、建設副産物対策近畿地方連絡協議会）

3) 廃棄物等の処理施設等の立地状況

調査区域には、産業廃棄物に係る中間処理の許可施設 104 箇所（内 15 箇所は特別管理産業廃棄物を対象としたもの）があり、その一覧は表 4.2-83 及び表 4.2-84 に、位置は図 4.2-36 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、43 箇所（内 6 箇所は特別管理産業廃棄物を対象としたもの）の産業廃棄物に係る中間処理の許可施設があります。

表 4.2-83(1) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
1	三宝自動車(株)	神戸市西区岩岡町岩岡1091-1、2、11	圧縮【廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	圧縮	外
2	木村工業(株)	神戸市西区上新地3-2-11	選別、圧縮、圧縮梱包【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	選別、圧縮、圧縮梱包	外
3	関西環境建設(株)	神戸市西区岩岡町野中 字福吉540-6	圧縮梱包、コンクリート固型化、コンクリート固化【燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍さい、がれき類、ばいじん】	圧縮梱包、コンクリート固型化、コンクリート固化	外
4	(株)美建	神戸市西区上新地3-12-5、6	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】	破砕	外
5	マツダ(株)	神戸市西区岩岡町古郷字福吉西1508-42	減容固化、圧縮梱包【廃プラスチック類、紙くず、金属くず】	減容固化、圧縮梱包	外
6	(株)佐々木商店	神戸市西区岩岡町古郷字福吉西1528-12	破砕、中和【廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	破砕、中和	外
7	(株)窪田窪商店	神戸市西区福吉台1-1619-2 他5筆	破砕、切断・圧縮【廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	破砕、切断・圧縮	外
8	日本エコロジー(株)	明石市二見町南二見22番19 外1筆	蒸留【汚泥（廃油に含まれるものに限る）、廃油】 中和・蒸留【廃酸（廃油に含まれるものに限る）、廃アルカリ（廃油に含まれるものに限る）】	中和・蒸留(20m ³ /日)	外
9	日本磁力選鉱(株)	明石市二見町南二見17番8 外1筆	破砕【金属くず、鉍さい（無害に限る）】 混練【金属くず、鉍さい（無害に限る）】	破砕(273.0t/日) 混練(596.4t/日)	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-83(2) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
10-①	(株)ダイセキ	明石市二見町南二見 21 番地 5 外 2 筆	脱水【汚泥】 中和【廃酸、廃アルカリ】 油水分離【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ】 エマルジョン燃料化【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ】 混練・乾燥【燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん】 洗浄脱水【ばいじん】	油水分離 (270m ³ /日) 中和 (270m ³ /日) 中和 (270m ³ /日) 脱水及び洗浄脱水 (90m ³ /日) 乾燥 (90m ³ /日) 脱水 (90m ³ /日) エマルジョン燃料化 (300m ³ /日) 中和 (90m ³ /日) 中和 (90m ³ /日) 中和 (90m ³ /日) 中和 (120m ³ /日) 中和 (120m ³ /日) 中和 (144m ³ /日)	外
10-②	(株)ダイセキ	明石市二見町南二見 21 番地 3	油水分離【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ】	油水分離 (180m ³ /日)	外
11	木村工業(株)	明石市二見町南二見 9 番 3	破碎【廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず】 選別・破碎【廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】 圧縮【廃プラ、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (ガラスウールに限る)】	破碎 (351.6t/日) 破碎 (142.8t/日) 選別 (777.2t/日) 圧縮 (2,541.6t/日) 選別 (957.8t/日)	外
12	(株)平本商店	加古郡稲美町野谷字中割 460-4、460-5	圧縮【廃プラ (石綿含有産業廃棄物を除く)、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)】	圧縮 (48t/日)	外
13	(株)マツオカ	加古郡稲美町加古 619 番 1 外 1 筆	圧縮【廃プラ (石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く)】	圧縮 (120t/日) 圧縮・切断 (187.52t/日)	外
		加古郡稲美町加古字池ノ内中 495 番地 8	圧縮・切断【廃プラ (石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く)】		外
14	(株)アルファ	加古郡稲美町下草谷字西大道 340 番地の 55	焼却【木くず】 破碎【廃プラ (石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る、石綿含有産業廃棄物を除く)】 圧縮【廃プラ (石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (ガラスウールに限る、石綿含有産業廃棄物を除く)】	焼却 (4.8t/日) 破碎 (4.46t/日) 破碎 (4.808t/日) 圧縮 (1,174t/日)	外
15	(有)鈴木商店	加古郡稲美町国安 1280-1 外 4 筆	破碎【廃プラ (石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず】	破碎 (1t/日)	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合 (内) 及び含まれない場合 (外) を示す。
 出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧 (令和 2 年 4 月 1 日現在)」ひょうごの環境ホームページ (令和 3 年 4 月現在)
 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)
 「産業廃棄物中間処理業者一覧 (令和 2 年 4 月 24 日現在)」明石市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)
 「産業廃棄物処理業者簡易名簿 (産業廃棄物処分業) (令和 3 年 4 月 1 日現在)」姫路市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

表 4.2-83(3) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
16	歩信栄建設(株)	加古郡稲美町加古字北新田北1007番地の31	破砕【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る、石綿含有産業廃棄物を除く)】	破砕(5.11t/日) 破砕(2.4t/日)	外
17	金澤産業(株)	加古郡稲美町加古字見谷3869番外1筆	破砕【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず】	破砕(5.52t/日)	外
18	ワイメタル(株)	加古郡稲美町中村1216番	破砕・選別【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(電気製品くずに限る、石綿含有産業廃棄物を除く)】	破砕(17.6t/日)	内
19	(有)興永商事	加古郡稲美町加古3175番地の13	破砕【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)】	破砕(3.2t/日)	外
20	正栄建設(株)	加古郡播磨町新島24番地	破砕・選別【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	破砕(320t/日)	外
21	木村工業(株)	加古郡播磨町新島16	破砕【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	破砕(212.64t/日)	外
22	昌平(株)	加古郡播磨町新島17-5 外1筆	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスくずに限る、石綿含有産業廃棄物を除く)】	破砕(40t/日) 破砕(40.8t/日)	外
23	多木建材(株)	加古郡播磨町宮西2丁目198-2	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボード廃材に限る、石綿含有産業廃棄物を除く)】	破砕(100t/日)	内
24	(株)池田	加古川市平岡町高畑340番地の1	破砕【紙くず】 圧縮【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、金属くず】	圧縮(167.2t/日) 破砕(2.94t/日) 破砕(449.36t/日)	内
25	加古川リサイクル(有)	加古川市野口町水足123-25	破砕【がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	破砕(800t/日)	外
26	(株)MCエバテック	加古川市金沢町7番地 関西熱化学株式会社内	水蒸気賦活再生【汚泥(廃活性炭に限る)】	水蒸気賦活再生(13.2t/日)	内
27	共栄(株)	加古川市野口町長砂834の1	圧縮・切断【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)】	圧縮(200t/日) 切断(270t/日)	外
28	三輪運輸工業(株)	加古川市金沢町1番地(株)神戸製鋼所加古川製鉄所内	焼却【汚泥、廃油、廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず】 破砕【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)】	焼却(26.4t/日) 焼却(13.2m ³ /日) 破砕(48t/日) 焼却(16.8t/日) 焼却(27.6t/日)	内
29	(株)神明解体工業	加古川市尾上町養田字養田開拓1501番1 外1筆	圧縮【廃プラ※、金属くず※、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※ ※廃自動車(自R法第2条第1項に規定する自動車を除く)に限る】	圧縮(60t/日)	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。
 出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和2年4月1日現在)」ひょうごの環境ホームページ(令和3年4月現在)
 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ(令和3年4月現在)
 「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和2年4月24日現在)」明石市ホームページ(令和3年4月現在)
 「産業廃棄物処理業者簡易名簿(産業廃棄物処分業)(令和3年4月1日現在)」姫路市ホームページ(令和3年4月現在)

表 4.2-83(4) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
30	オメガオイル(株)	加古川市尾上町 養田字養田開拓 1529-1 外2筆	油水分離【廃油】 焼却【汚泥、廃油】 エマルジョン燃料化【廃油、廃アルカリ】	油水分離 (10m ³ /日) 焼却(0.32m ³ /日) エマルジョン燃 料化(15m ³ /日)	内
31	(有)平康商会	加古川市志方町 西牧字荒神谷北 1106番1	圧縮【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)】	圧縮(45.1t/日)	外
32	(株)ジブテック	高砂市高砂町字 向島町1474番23	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず(石膏ボード廃材に限る、石綿含有 産業廃棄物を除く)】	破砕(100t/日)	内
33	マツバ商事 (株)	高砂市高砂町南 材木町43番地	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれ き類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	破砕(100t/日)	内
34	日清鋼業(株)	高砂市荒井町新 浜2丁目2760番 の2	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれ き類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	破砕(396t/日)	内
35	(有)金田商店	高砂市竜山2丁 目149-1	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず(コンクリートくずに限る、石綿含 有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産 業廃棄物を除く)】	破砕(320t/日)	外
36	(株)木村	高砂市中筋5丁 目864番1他4 筆	破砕【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、 金属くず】	破砕(4.8t/日)	外
37	内藤金属(株)	高砂市梅井町3 丁目351番1外 17筆	圧縮・切断【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を 除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を 除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除 く)】	圧縮・切断 (216t/日)	内
38- ①	中谷建材(株)	高砂市梅井5丁 目2番10号	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれ き類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	破砕(525.6t/日)	内
38- ②	中谷建材(株)	高砂市曾根町新 開2945-1外1 筆	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、が れき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】 溶融【がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	破砕(348t/日) 溶融(360t/日)	内
39	(株)アイエイ ケー	姫路市大塩町字 明治新開2018番 29	破砕【廃プラスチック類・木くず】	破砕	内
40- ①	栄商事(株)	姫路市飾磨区中 島字宝来3067番 12	圧縮切断【廃プラスチック類・金属くず・ガ ラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた コンクリートの破片その他これに類する不要 物】	圧縮切断	内
40- ②	栄商事(株)	姫路市別所町佐 土1丁目8番 他2筆	圧縮切断【廃プラスチック類・金属くず・ガ ラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた コンクリートの破片その他これに類する不要 物】	圧縮切断	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。
 出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和2年4月1日現在)」ひょうごの環境ホームページ(令和3年4月現在)
 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ(令和3年4月現在)
 「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和2年4月24日現在)」明石市ホームページ(令和3年4月現在)
 「産業廃棄物処理業者簡易名簿(産業廃棄物処分業)(令和3年4月1日現在)」姫路市ホームページ(令和3年4月現在)

表 4.2-83(5) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
41	(株)新宮クリーンランド	姫路市別所町佐土字奥関切谷1304番 他3筆	焼却【紙くず・木くず・繊維くず】 破砕【廃プラスチック類・木くず・ゴムくず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	焼却、破砕	内
42	西本興業(株)	姫路市四郷町本郷字堰の内207番3 他8筆	破砕【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕	外
43	三協建設(株)	姫路市白浜町宇佐崎南1丁目57番2	破砕【工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕	内
44	(株)グローバル工業	姫路市御国野町御着字東大門668番 他4筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 原料化【燃え殻・汚泥・銹さい・ばいじん】	破砕、原料化	外
45-①	(有)ハタリサイクルファクトリー	姫路市四郷町上鈴字森元156番1 他4筆	破砕【廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破砕	外
45-②	(有)ハタリサイクルファクトリー	姫路市四郷町上鈴字森元101番 他1筆	破砕【廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破砕	外
46	光伸(株)	姫路市白浜町宇佐崎中2丁目503番2	破砕【廃プラスチック類】	破砕	内
47	(有)梶工業	姫路市北原字峠東712番 他4筆	天日乾燥【汚泥】	天日乾燥	外
48	(有)橋本自動車	姫路市花田町小川字西皆地1005番4 他2筆	圧縮【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	圧縮	外
49	宏博産業(株)	姫路市花田町小川1162番1 他1筆	脱水【汚泥】 乾燥【汚泥】 破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	脱水、乾燥、破砕	外
50	(有)金田商店	姫路市花田町高木字分町82番1 他6筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 圧縮【金属くず】 溶融【廃プラスチック類】	破砕、圧縮、溶融	外
51	文野孝一（文野産業）	姫路市阿保甲7番21 他3筆	破砕【廃プラスチック類】 減溶【廃プラスチック類】	破砕、減容	外
52	(株)ヤマダ環境サービス	姫路市野里字大日河原951番地25	減容【廃プラスチック類】	減容	外
53	住徳建設(株)	姫路市飾磨区中島字川尻新田下3210番 他13筆	破砕【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕	内
54	(株)KS興業	姫路市飾磨区中島字川尻新田下3208番 他1筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破砕	内

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-83(6) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
55	(株)キョウドウ	姫路市飾磨区中島相生梅2034番地 他85筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・鉱さい】 固化【汚泥】 油水分離【廃油】	破砕、固化、油水分離	内
56-①	マキウラ鋼業(株)	姫路市飾磨区英賀字東浜甲1960番地の5 他41筆	破砕【廃プラスチック類・燃え殻・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 圧縮・切断【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 減容固化【廃プラスチック類・燃え殻・汚泥・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕、圧縮・切断、減容固化	外
56-②	マキウラ鋼業(株)	姫路市飾磨区中島字相生梅2172番1 他5筆	破砕【廃プラスチック類・燃え殻・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 圧縮・切断【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 減容固化【廃プラスチック類・燃え殻・汚泥・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕、圧縮・切断、減容固化	外
56-③	マキウラ鋼業(株)	姫路市飾磨区中島字相生梅2174番10 他1筆	破砕【廃プラスチック類・燃え殻・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 圧縮・切断【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 減容固化【廃プラスチック類・燃え殻・汚泥・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕、圧縮・切断、減容固化	内

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-83(7) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
57-①	(株)姫路環境開発	姫路市飾磨区中島字宝来3067番17 他2筆	破碎【廃プラスチック類・紙くず・木くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・繊維くず】 減容【廃プラスチック類】 固化【汚泥】 混練・成形【燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鉱さい・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・ばいじん】	破碎、減容、固化、混練・成形	内
57-②	(株)姫路環境開発	姫路市飾磨区中島字宝来3059番6 他2筆	破碎【廃プラスチック類・紙くず・木くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・繊維くず】 減容【廃プラスチック類】 固化【汚泥】 混練・成形【燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鉱さい・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・ばいじん】	破碎、減容、固化、混練・成形	外
57-③	(株)姫路環境開発	姫路市飾磨区中島字相生梅2104番2 他7筆	破碎【廃プラスチック類・紙くず・木くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・繊維くず】 減容【廃プラスチック類】 固化【汚泥】 混練・成形【燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鉱さい・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・ばいじん】	破碎、減容、固化、混練・成形	外
58	日本選鋼(株)	姫路市飾磨区中島字相生松1875番1	破碎【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鉱さい・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破碎	外
59-①	西播商事(株)	姫路市飾磨区中島字宝来3067番18 他1筆	破碎【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 焼却【燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物系固形不要物・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎、焼却	外
59-②	西播商事(株)	姫路市四郷町上鈴字ツク田281番1 他4筆	破碎【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 焼却【燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物系固形不要物・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎、焼却	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。
 出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和2年4月1日現在)」ひょうごの環境ホームページ(令和3年4月現在)
 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ(令和3年4月現在)
 「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和2年4月24日現在)」明石市ホームページ(令和3年4月現在)
 「産業廃棄物処理業者簡易名簿(産業廃棄物処分業)(令和3年4月1日現在)」姫路市ホームページ(令和3年4月現在)

表 4.2-83(8) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
60	株式会社 清掃	姫路市延末295番地 姫路市中央卸売市場内	溶融【廃プラスチック類】	溶融	外
61	西播環境整備株式会社	姫路市飾磨区中島字宝来3067番8・10	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 固形燃料化【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず】	破砕、固形燃料化	外
62	姫路鉄鋼リファイン株式会社	姫路市飾磨区中島字相生鶴1598番9 他5筆	還元焙焼【ばいじん】	還元焙焼	内
63	新井鋼業株式会社	姫路市飾磨区恵美字酒中田315番1 他2筆	圧縮切断【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	圧縮切断	外
64	サンワ技研株式会社	姫路市飾磨区中島字宝来3059番21 他2筆	混合調整【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ】 混練【燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類・鉍さい・ばいじん】 混合中和【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ】	混合調整、混練、混合中和	外
65-①	新日本開発株式会社	姫路市飾磨区中島字宝来3059番2	焼却【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・動物の死体・政令13号廃棄物】 混合【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・政令13号廃棄物】 破砕【廃プラスチック類・木くず】 油水分離【廃油】	焼却、混合、破砕、油水分離	外
65-②	新日本開発株式会社	姫路市飾磨区中島字宝来3059番3 他1筆	焼却【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・動物の死体・政令13号廃棄物】 混合【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・政令13号廃棄物】 破砕【廃プラスチック類・木くず】 油水分離【廃油】	焼却、混合、破砕、油水分離	外
66	ダイネン株式会社	姫路市飾磨区中島字一文字3001番2 他3筆	混練・造粒【燃え殻・ばいじん・廃プラスチック類・汚泥・鉍さい】	混練・造粒	内
67	株式会社 アール・ビー・エヌ	姫路市飾磨区中島字宝来3059番20 姫路市飾磨区中島字宝来3059番19 他2筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 固形燃料化【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず】	破砕、固形燃料化	外
68	片倉コープアグリ株式会社	姫路市飾磨区細江字西宮前1050番 他4筆	粒状肥料化【燃え殻・汚泥・廃酸・廃アルカリ・動植物性残さ・ばいじん】 液状肥料化【廃酸・廃アルカリ】 混合肥料化【汚泥】	粒状肥料化、液状肥料化、混合肥料化	内

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。
 出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）
 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）
 「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）
 「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-83(9) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
69-①	(株)光商	姫路市飾磨区細江字浜万歳1304番1他1筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 圧縮【金属くず】 油水分離【廃油】 減容【廃プラスチック類】	破砕、圧縮、油水分離、減容	外
69-②	(株)光商	姫路市飾磨区構字東飯田新田1086番1他6筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 圧縮【金属くず】 油水分離【廃油】 減容【廃プラスチック類】	破砕、圧縮、油水分離、減容	内
70	(株)茨木金属商会	姫路市飾磨区加茂242番地の1	切断圧縮【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 切断【金属くず】	切断圧縮、切断	内
71	(株)新生興業	姫路市飾磨区構字西飯田新田1107番1他8筆	熔融【廃プラスチック類】 破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	熔融、破砕	内
72-①	(有)エコ・マテリアル	姫路市飾磨区今在家1113番5他5筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず】 固形燃料化【廃プラスチック類】 熔融【廃プラスチック類】	破砕、固形燃料化、熔融	内
72-②	(有)エコ・マテリアル	姫路市飾磨区構字西飯田新田1117番地他1筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず】 固形燃料化【廃プラスチック類】 熔融【廃プラスチック類】	破砕、固形燃料化、熔融	内
73	(株)ハルミ	姫路市飾磨区今在家1096番2	破砕【廃プラスチック類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 混練【燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・ばいじん】	破砕、混練	内
74	(株)しらさぎアスコン	姫路市飾磨区今在家字東葭林新田1120番1	破砕【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕	内
75	産業振興(株)	姫路市広畑区富士町11番	圧縮【金属くず】	圧縮	外
76	日鉄スラグ製品(株)	姫路市広畑区富士町11	破砕混合【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・銻さい・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕混合	外
77	姫路開発興業(株)	姫路市広畑区大町1丁目55番1他3筆	破砕【工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕	内
78	関西タイヤリサイクル(株)	姫路市広畑区富士町1番地	破砕・乾留回収【廃プラスチック類】	破砕・乾留回収	内
79	(株)テツゲン	姫路市広畑区富士町1番地・17番地	破砕・焼却【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず】 焼却【汚泥・廃油】 混練【汚泥】	破砕・焼却、焼却、混練	内

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。
 出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）
 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）
 「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）
 「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-83(10) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
80	(株)徳原商店	姫路市広畑区吾妻町1丁目45番地	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず】	破砕	内
81	(株)イセダ商会	姫路市広畑区大町3丁目38番	破砕【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破砕	内
82	(有)プレステージ	姫路市大津区勘兵衛町2丁目48番	破砕【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破砕	外
83	日進興業(株)	姫路市大津区勘兵衛町2丁目44番5他1筆	破砕・選別【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破砕・選別	外
84	共栄産業(株)	姫路市大津区勘兵衛町4丁目34番1他4筆	圧縮・切断【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	圧縮・切断	外
85	ヤマトスチール(株)	姫路市大津区吉美字元浜南429番2	熔融【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	熔融	外
86	(株)新井商会	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1	切断・圧縮【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	切断・圧縮	外
87	(株)ダイセル	姫路市網干区大江島字肥塚新田南883の1	中和・分解【廃油・廃酸・廃アルカリ】	中和・分解	外
88	(有)喜匠	姫路市網干区浜田字南垣原1320番13他4筆	破砕及び選別【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕及び選別	外
89	アミタ(株)	姫路市網干区浜田字南垣原1320番1他3筆	燃料化【燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・ばいじん】 金属原料化【汚泥・廃プラスチック類・金属くず・ばいじん・銻さい】 セメント原料化【燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・銻さい・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・ばいじん】 破砕【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	燃料化、金属原料化、セメント原料化、破砕	外
90	昭和瀝青工業(株)	揖保郡太子町原字白毛30-1 外8筆	混合【ばいじん】 破砕・熔融【がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）】	破砕（904t/日） 熔融（480t/日） 混合（14.4t/日）	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。
 出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）
 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）
 「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）
 「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-84(1) 特別管理産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
1	関西環境建設(株)	神戸市西区岩岡町野中宇福吉 540-6	コンクリート固型化、コンクリート固化【燃え殻、汚泥、銻さい、ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、セレン、ダイオキシン類（コンクリート固化のみ）に限る）】	コンクリート固型化、コンクリート固化	外
2	日本エコロジー(株)	明石市二見町南二見 22 番 19 外 1 筆	蒸留【汚泥（特定有害産業廃棄物含有物）、廃油（特定有害産業廃棄物含有物、引火性）】中和・蒸留【廃酸（特定有害産業廃棄物含有物、pH2.0 以下）、廃アルカリ（特定有害産業廃棄物含有物、pH12.5 以上）】但し、汚泥、廃酸、廃アルカリは、廃油に含まれるものに限る。特定有害産業廃棄物とは、次のものに限る。①ジクロロメタン、②1,2-ジクロロエタン、③1,1-ジクロロエチレン、④1,1,1-トリクロロエタン、⑤1,1,2-トリクロロエタン、⑥ベンゼン、⑦トリクロロエチレン、⑧テトラクロロエチレン、⑨シアン	中和・蒸留（20m ³ /日）	外
3-①	(株)ダイセキ	明石市二見町南二見 21 番地 5 外 2 筆	中和【汚泥（特定有害産業廃棄物は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素を含む）、廃酸（pH2.0 以下、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、1,4-ジオキサンを含むものに限る）、廃アルカリ（pH12.5 以上、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、1,4-ジオキサンを含むものに限る）】油水分離【廃油（引火性廃油に限る）、廃酸（pH2.0 以下であるものに限る）】エマルジョン燃料化【廃油（引火性廃油、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る）、廃酸（pH2.0 以下に限る）、廃アルカリ（pH12.5 以上に限る）】洗浄脱水【ばいじん（鉛を含有するものに限る）】	油水分離（270m ³ /日） 中和（270m ³ /日） 中和（270m ³ /日） エマルジョン燃料化（200m ³ /日） 中和（90m ³ /日） 中和（90m ³ /日） 中和（90m ³ /日） 洗浄脱水（24t/日） 中和（120m ³ /日） 中和（120m ³ /日）	外
3-②	(株)ダイセキ	明石市二見町南二見 21 番地 3	油水分離【廃油（引火性廃油に限る）、廃酸（pH2.0 以下であるものに限る）】	油水分離（180m ³ /日）	外
4	多木化学(株)	加古郡播磨町宮西 346 番地	混合【廃酸（廃硫酸で pH2.0 以下であるものに限る）】	硫酸濃度調整（187t/日）	内
5	(株)MCエバテック	加古川市金沢町7番地 関西熱化学株式会社内	水蒸気賦活再生【汚泥（廃活性炭に限る）】	水蒸気賦活再生（5.6t/日）	内

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「特別管理産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）

「特別管理産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物処理業者簡易名簿（特別管理産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-84(2) 特別管理産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
6	オメガオイル 株	加古川市尾上町養田字 養田開拓1529-1 外2筆	焼却【廃油（揮発油類、灯油類又は 軽油類に限る）】	焼却(0.4m ³ /日)	内
7	西播商事株	姫路市飾磨区中島字宝 来3067番地18 他1筆	焼却【廃油（揮発油類等）・廃酸(pH2.0 以下)・廃アルカリ (pH12.5 以上)・ 特定有害産業廃棄物（廃油 汚泥 廃 酸 廃アルカリ)・感染性産業廃棄物】	焼却	外
8	サンワ技研株	姫路市飾磨区中島字宝 来3059番21 他2筆	混合調整【廃油（揮発油類等）】 混合中和【廃油（揮発油類等）・廃酸 (pH2.0 以下)・廃アルカリ (pH12.5 以上)】	混合調整、混合 中和	外
9-①	新日本開発株	姫路市飾磨区中島字宝 来3059番2	焼却【廃油（揮発油類等）・廃酸(pH2.0 以下)・廃アルカリ (pH12.5 以上)・ 感染性産業廃棄物】	焼却	外
9-②	新日本開発株	姫路市飾磨区中島字宝 来3059番3 他1筆	焼却【廃油（揮発油類等）・廃酸(pH2.0 以下)・廃アルカリ (pH12.5 以上)・ 感染性産業廃棄物】	焼却	外
10	姫路鐵鋼リフ ァイン株	姫路市飾磨区中島字相 生鶴1598番9 他5筆	還元焙焼【特定有害産業廃棄物（ば いじん）】	還元焙焼	内
11	片倉コープア グリ株	姫路市飾磨区細江字西 宮前1050番 他4筆	肥料原料化【廃酸 (pH2.0 以下)・廃 アルカリ (pH12.5 以上)】 粒状肥料化【廃酸 (pH2.0 以下)・廃 アルカリ (pH12.5 以上)】 液状肥料化【廃酸 (pH2.0 以下)・廃 アルカリ (pH12.5 以上)】	肥料原料化、粒 状肥料化、液状 肥料化	内
12	株アステック 入江	姫路市広畑区富士町1番 地	廃液再生【廃酸 (pH2.0 以下)】	廃液再生	内
13	ヤマトステー ル株	姫路市大津区吉美字元 浜南429番2	熔融【感染性産業廃棄物】	熔融	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「特別管理産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）

「特別管理産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物処理業者簡易名簿（特別管理産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

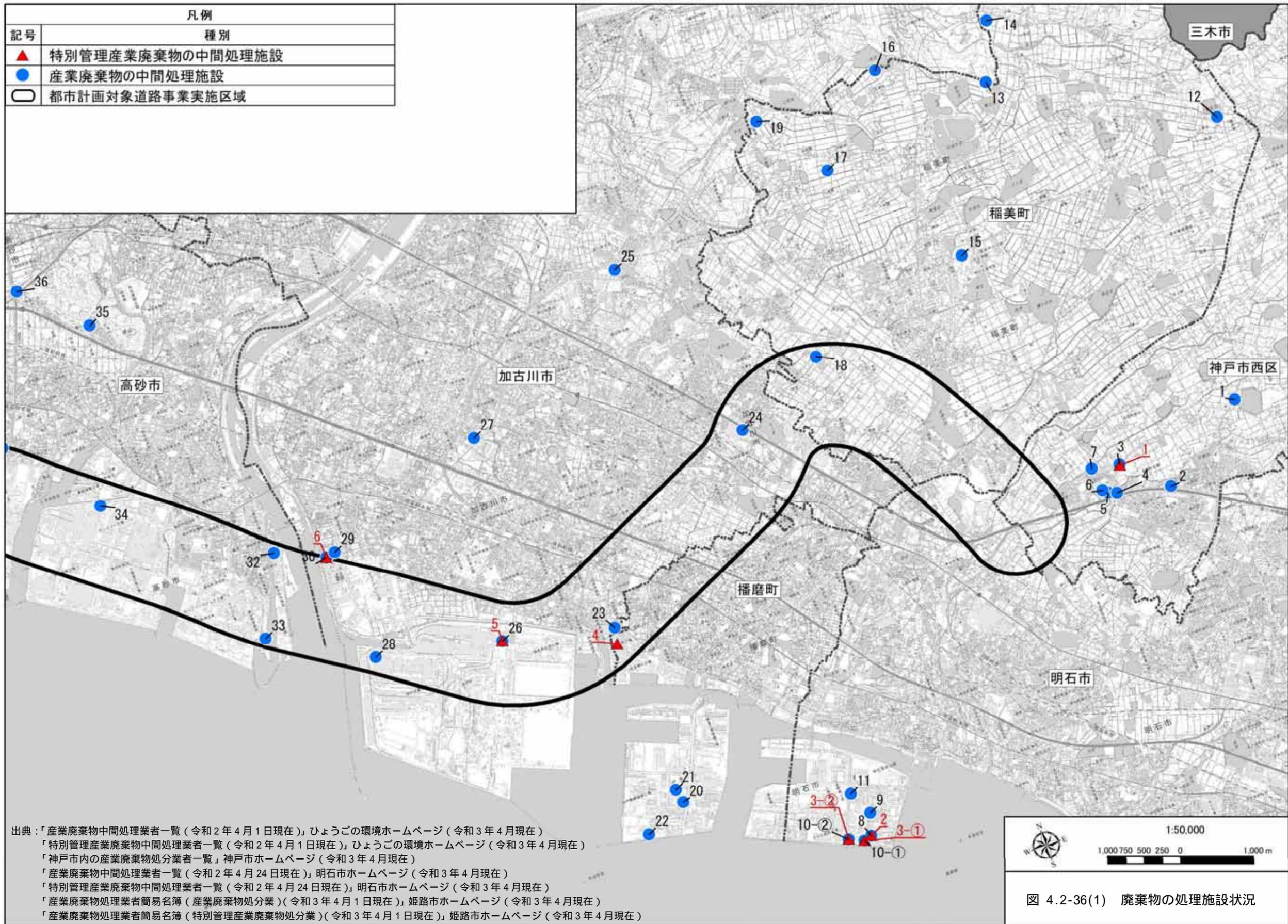


図 4.2-36(1) 廃棄物の処理施設状況

凡例	
記号	種別
▲	特別管理産業廃棄物の中間処理施設
●	産業廃棄物の中間処理施設
○	都市計画対象道路事業実施区域

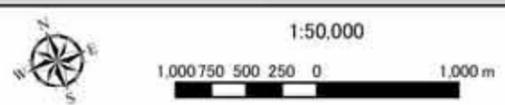
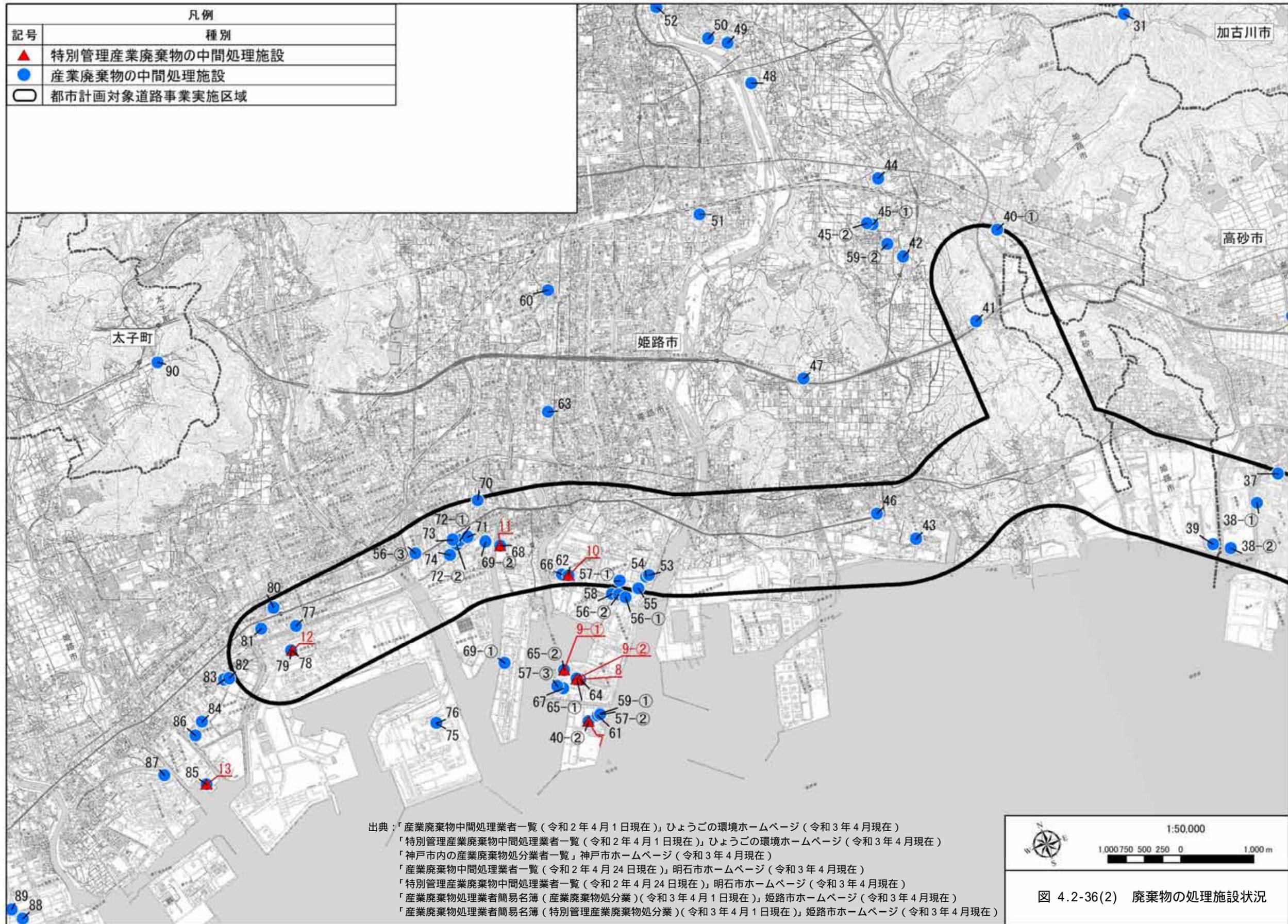


図 4.2-36(2) 廃棄物の処理施設状況

4) 建設廃棄物等の再生利用・処理技術の現況

建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れは図 4.2-37 に示すとおりです。

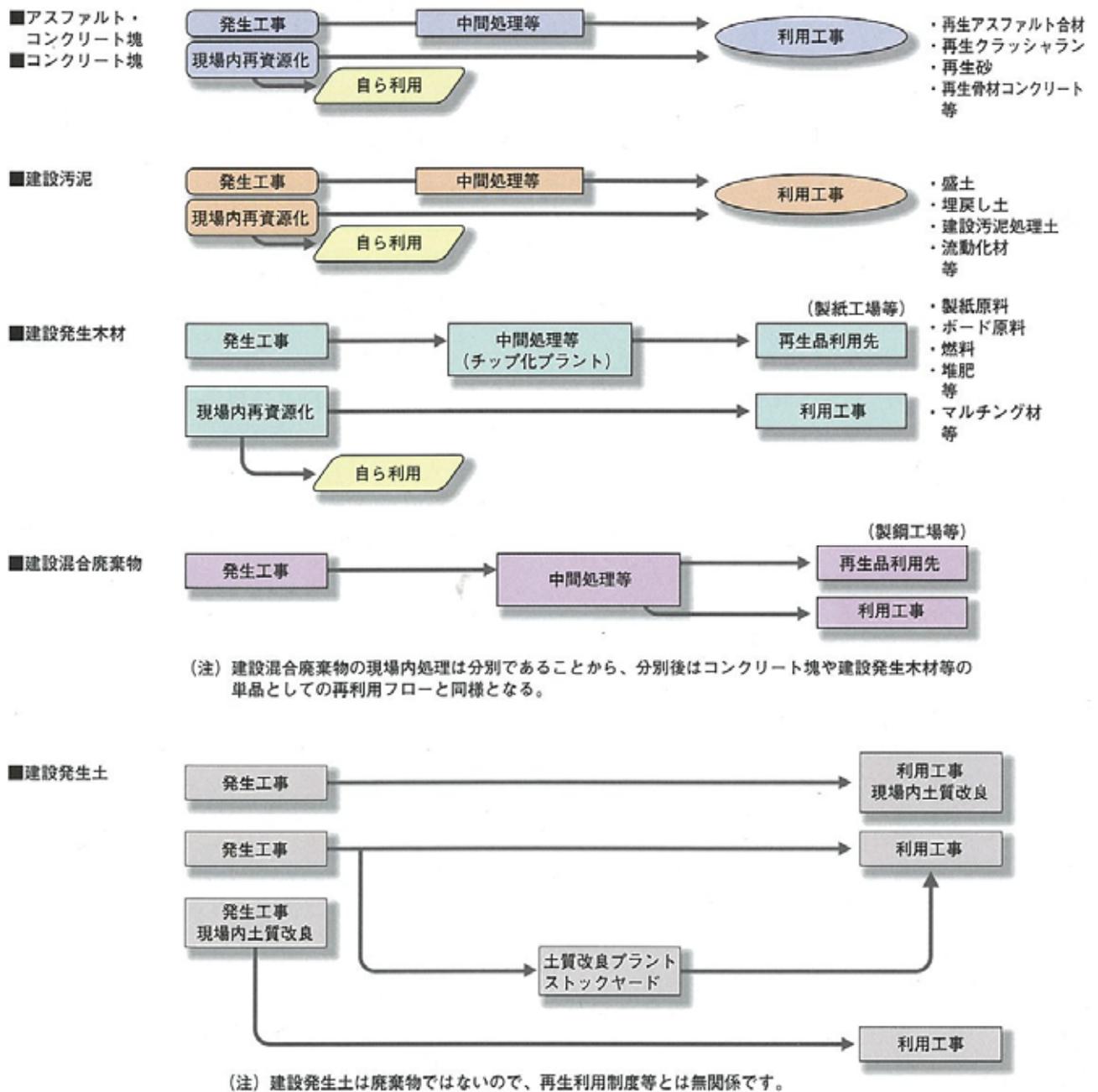


図 4.2-37 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ

出典：「よくわかる建設リサイクル 2020」（令和 3 年 2 月、建設副産物リサイクル広報推進会議）